

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一)

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案 議員川崎秀二君逝去につき弔詞贈呈の報告 故議員川崎秀二君に對する追悼演説

五三六

した。

○加藤一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長木野晴夫君。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

〔木野晴夫君登壇〕

○木野晴夫君 ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成基金制度の創設、勤労者財産形成持ち家融資制度の拡充及び進学融資制度の創設等について必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、勤労者財産形成貯蓄を行っ

ている勤労者を加入員として、労使をもって組織する勤労者財産形成基金を設置することができること。

第二に、この基金は、事業主が拠出した金銭について信託会社、銀行等と契約を締結し、その加入員である勤労者に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすること。

第三に、雇用促進事業団は、この契約に基づいて金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し、助成金を支給するとともに、勤労者財産形成基金の設置について奨励金を支給すること。

第四に、勤労者財産形成持ち家個人融資の貸し付け限度額を、現行の財産形成貯蓄額の二倍に相当する額から三倍に相当する額に引き上げるとともに、融資の対象に中古住宅の購入及び住宅の改良のための資金を加えること。

第五に、公務員等に対する勤労者財産形成持ち家融資について、その仕組みを改善すること。

第六に、雇用促進事業団は、勤労者財産形成貯蓄を行っている勤労者またはその子弟等の進学に要する資金の貸し付けを行うこと。

その他、勤労者の財産形成に関し必要な課税上の特別措置を講ずること

等であります。

本案は、二月十六日に付託となり、本日の委員会において質疑を終了し、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、附帯決議を付することとしたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしましたし

た。

○議長(保利茂君) 御報告いたすことがあります。

議員川崎秀二君は、去る二月二十二日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえまません。

同君に対する弔詞は、議長において去る十六日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔議員朗立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに國務大臣の重任にあたられた議員正三位勲一等川崎秀二君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

故議員川崎秀二君に對する追悼演説

○議長(保利茂君) この際、弔意を表するため、角屋堅次郎君から発言を求められております。これを許します。角屋堅次郎君。

〔角屋堅次郎君登壇〕

○角屋堅次郎君 ただいま議長から御報告のありましたとおり、多年、日中の友好親善のため、戦後の多難な時代から先覺的な役割りを果たされ、中国の指導者からもきわめて信頼の厚かったわが郷土の大先輩、本院議員川崎秀二先生は、待望久しい日中平和友好条約の締結を前にして、去る二月二十二日、肝不全のため逝去されました。

生来、責任感の人一倍強い先生は、昨年の大病の後にもかかわらず、亡くなられる直前まで予算委員会の重鎮として熱心に総予算の審議に当たられ、また、連日のように日中問題進展のため東京西走されておられたのでありますが、いまだに思えば、その御無理、連日の過勞が病魔の冒すところとなり、二月二十一日早朝、自宅で吐血して入院され、一昼夜にわたる御家族の懸命の御看護もむなししく、ついに不帰の客となられました。

このたびの川崎先生の急逝は、まさに国事に殉ぜられたものであり、偉大な政治家を失った万感胸に迫り、まことに痛恨の念にたえません。(拍手) 私は、皆様の御同意を得て、議員一同を代表して、謹んで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

川崎秀二先生は、わが郷土三重の戦前の大政治家、尾崎行雄、濱田國松両先生とともに、大物政治家として尊敬を受けていた川崎先生の次男として、明治四十四年九月十四日に生をうけられました。

御尊父は、帝國議會当時、長らく本院議員として活躍され、衆議院予算委員長、民政黨政務調査会長を歴任された重鎮でありましたが、先生は、このような政治家の家庭環境のもとで、父君の政治的感化と、賢夫人の誉れ高かった母室の御薫陶を受けられたのであります。

父君の關係で、東京の品川小学校から芝中学に学び、憲政の功勞者大隈重信先生を慕って早稲田大学政治経済学部に進み、学問の研さんを積まれるとともに、陸上競技部の万能選手として活躍されました。一方、国会きつての雄弁家であり、論客であつた先生の萌芽はすでに学生時代から見られ、芝中学三年のとき、校内弁論大会で「軍国主義の流れを排す」というテーマで大演説をぶち、早稲田大学でも、昭和九年春の学内弁論大会で「満州事変以来の軍部」と題して大胆な演説を行い、当時の軍部を手厳しく批判して、大喝采を受けて入賞、トロフィーを得ております。「析檀は双葉より芳し」と申しますが、軍国主義、軍部に触れることがタブー視されていた当時に、大胆率直にみずからの主張を表明した勇氣あるこの言動は、戦後、青年政治家として、国家国民のため必要と信すれば、時の総理といえども、正々堂々の論陣を張って譲らずという、往年の川崎先生の眞骨頂を想起させられるのであります。

昭和十年早稲田大学卒業と同時に、日本放送協會に入られた先生は、もっぱら報道關係に携わっ

てこられたが、この間、再度の応召により中国大陸各地を転戦され、戦争の悲惨さ、苦しさを身をもって体験されました。後年、平和主義者として日中友好運動に挺身され、師と仰ぐ松村謙三先生とともに、先生亡き後はその遺志を継ぎ、訪中されること十回、終始愛することなく日中の友好親善に偉大な貢献をされたのは、みずからの戦争体験を通じ、日中再び争うべからず、日中友好の確立こそアジアの平和の基礎なりという確固たる政治信念に基づくものと信じて疑いません。(拍手)

敗戦後、わが国は未曾有の困難な事態に直面し、焦土と化した国土の復興、経済の再建、国民生活の安定は、まさに焦眉の急務でありました。

先生は、路頭に迷う国民の苦悩を救い、新生日本に向かうべき進路を誤りなからしむるため、みずから国政に参画する決意を固め、昭和二十一年四月、戦後初の衆議院議員総選挙に、公職追放に遭われた御尊父にかわって当時の三重県全県一區から進歩党公認候補として立候補し、選挙民の絶大な支持を得てみごと初当選、ここに三十四歳の青年政治家川崎秀二代議士の華々しいスタートが切られました。

本院に議席を得られた先生は、歴史的な帝国憲法改正案を初め、これに関連する各種重要法案の審議に当たられるとともに、戦後の諸問題の解決に心を傾けてこれと取り組まれました。

何といっても、先生が天下の川崎代議士として大きな脚光を浴びましたのは、予算委員会における活躍であります。先生は、第一回国会以来約二十一年にわたり予算委員として、戦後の財政、経済運営に大きな足跡を残されましたが、吉田内閣の下では非々主義の立場から、時の大宰相を相手に一歩も譲らず、堂々の論陣を張られたことは、われわれの記憶に新たなところであります。

昭和二十四年には、新たに発足した社会保障制度審議会の委員となられ、国民健康保険制度、無提出年金制度の創設など画期的な社会保障制度の

実現に向かって尽力され、また欧米各国を視察して、徹底した調査研究を行われました。

このような川崎先生の社会保障、社会福祉政策に対するひたむきな姿勢と深い見識は、院の内外の注目するところとなり、昭和三十年三月には、推されて第二次鳩山内閣の厚生大臣として台閣に列せられました。時に先生は四十三歳、この内閣最年少の閣僚として、よく国民の期待にこたえ、全力を尽くして社会保障六カ年計画の策定に当たられ、今日の国民皆年金、国民皆保険への基礎を固められたのであります。やがてこの先生の御努力が実を結び、昭和三十四年には国民年金制度が発足し、三十六年には国民皆保険の実現を見るに至りましたことは、先生御自身にとりましても、まことに本懐であったと存じます。(拍手)

学生時代、みずからスポーツ選手であられた先生は、国民の健康を守り、明朗で健全な心身を鍛錬することに特段の情熱を持ち、国民の体位向上を図るため厚生省にスポーツ局を新設すべく努力されましたが、この先生の熱心な御主張が、後に省こそ違え、文部省体育局の設置となってその実現を見たのであります。

かねて、先生は、日本陸上競技連盟の常務理事として、戦後の陸連の再建に努められ、また東京オリンピックの実現を目指し、国立競技場の建設には陣頭に立って連日その予算化の折衝に当たられるなど、スポーツ愛好の強力な政治家として、わが国のスポーツ振興に欠くことのできない貴重な存在でありました。

また、先生は、政治の未来を築いていくのは次代を担うべき青年であるとの信念に立ち、国際的視野を持つ若人を育成するために世界青少年交流協会を組織してその会長となり、みずから多くの青少年を帯同してしばしば世界各国を歴訪されたのであります。すでに七千名に上る青年諸君がこれに参加され、いまや川崎先生の薫陶を受けられたこれらの諸君が各方面の第一線で活躍し、社会に大きく貢献されていることを思うとき、スケール

ルの大きい国際性豊かな川崎先生のこの方面における御功績は、まことに偉大であると申さなければなりません。(拍手)

お通夜の日、川崎先生の自宅に弔問に訪れたとき、たくさんの方々をお見かけいたしました。先生急逝のニュースを聞いて弔問に駆けつけたものであると思います。川崎先生の御遺徳は、これらの青年諸君を通じて、また、交流協会の今後の発展の中でいついつまでも語り継がれるのであります。

先生が中国のみならず、国際的にも大きな評価を受けておられるのは、西ドイツ、フィンランド、ルーマニアから、それぞれその功績をたたえる勳章を授与されていることから明らかであり、議員外交における先生の御功績は、われわれの範とすべきものであります。

川崎先生は、新鮮な政治感覚と未来を創造する夢と理想を持った政治家でありましたが、「故きを温ねて新しきを知る」との先哲の教えのとおり、多忙な政治生活の時間を割いて、明治以来の憲政の功労者の足跡をつぶさに調べられ、多くの著書を世に残されました。「勇気ある政治家たち」「三重政界の大道」「早稲田の政治家たち」の名著をあらわし、最近では「憲政に光を掲げた人々」の著述に精魂を注ぎ、この四月には刊行の予定であったと伺っております。

先生の御功績の中で忘れてならないものに尾崎行雄記念財団の創設があります。先生は、憲政の神と言われた聖賢翁の遺徳をしのび、その遺訓を後世に伝えるため、昭和三十五年には尾崎記念会館を建設し、自來、憲政資料の展示、映画、講演会の開催などの諸活動を活発に行うなど、これに注がれた先生の情熱は、聖賢翁に対する畏敬と議会制民主主義の発展を願う先生の政治哲学に根差していたと確信いたします。(拍手)

川崎先生は、スポーツマン政治家らしく、明朗瀟灑、談論風発の政治家で、しかも人情味豊かな

私どものよきリーダーであつたと存じます。郷土三重の国政に期待する諸課題についても積極的に取り組み、数々の業績を残されました。今回、地元上野市が、先生に名誉市民の称号を贈ることを決められたのも、いかに先生に対する信頼が厚いかを示すものであります。(拍手)

家庭にあつては、よきパパぶりを発揮されて、一家団らんを中心にいられたと伺っております。それだけに一家の支柱を失われた三緒子未亡人初め、御遺族の御胸中いかばかりかとお察しし、お慰めの言葉もないほどでございます。

かくて、川崎先生は、本院議員に当選すること十一回、在職二十四年十一月の長きにわたりました。その間、議会政治の発展と国政の進展に尽くされた功績は、まことに偉大と申さねばなりません。

政治家が国家百年の計を立て、国の進路を誤りなからしむることを念ずることは、けだし当然のことであり、たれ一人としてこれを否定する者はありません。しかし、千変万化、変動激しい現下の政治、経済、社会情勢の中では、とすれば、目先の事象に目を奪われるおそれなしとしません。

しかるに、川崎先生は、長い政治生活を通じていささかも右顧左弁することなく、政治の大道を正々堂々と歩み続けられました。そこには、一片の私心もなく、権勢にこびず、常にみずからの政治信念に基づいて国の将来を憂うる純粋な政治信条の発露がありました。私は、このひたむきな政治姿勢に対して深い畏敬の念を覚えるとともに、政治が本来志向すべき純粋性、議会政治本来のあり方を改めて考えさせられるものがあります。

御年六十六歳。政治家として円熟の境地に達せられ、今後、保守党のすぐれた指導者としての御活躍が各方面から期待されていた先生の突然の御逝去は、惜しみて余りあり、痛恨のきわみであります。しかも、あと旬日をもってはええる二十五

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 元議員中村寅太郎君逝去につき弔詞贈呈の報告

朗読を省略した議長の報告

五三八

年永年在職議員として表彰を受けられることを先生もひそかに心待ちしておられましただけに、先生の御英姿を再び本議場に見ることのできないことは、私どもにとっても、まことに惜別の念にたえません。(拍手)しかし、去る二日、この議場において満場一致をもって、特に先生の御功勞に対し、表彰決議が行われました。このことは、私どもが先生並びに御遺族に報いる最善の道であつたと存じます。父子二代にわたる永年在職表彰は、川崎家にとりましても、郷土三重県民にとりましても、大きな名譽であり、川崎先生の残された偉大な遺訓は、与党、野党を問わず、私どもの胸に深く刻み込まれ、必ずや今後の議會政治の上に受け継がれてゆくものと存じます。

永年在職議員として表彰された元議員中村寅太郎君は、去る二月十四日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。同君に対する弔詞は、議長において去る十一日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに農林水産委員長石炭対策特別委員長沖繩及び北方問題に関する特別委員長等の要職につきまた再度國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等中村寅太郎君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十四分散会

出席國務大臣

法務大臣 瀬戸山三男君
外務大臣 園田直君
労働大臣 藤井勝志君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る二十四日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

木原実君

補欠

高沢寅男君

安井吉典君

阿部末喜男君

中川秀直君

甘利正君

阿部末喜男君

安井吉典君

高沢寅男君

木原実君

甘利正君

田川誠一君

法務委員

辞任

正森成二君

補欠

安藤巖君

加地和君

伊藤公介君

安藤巖君

正森成二君

外務委員

辞任

稲垣実男君

補欠

北川石松君

木村俊夫君

鹿野道彦君

河上民雄君

岩垂寿喜男君

久保等君

上原康助君

高沢寅男君

木原実君

佐々木良作君

吉田之久君

松本善明君

正森成二君

伊藤公介君

加地和君

鹿野道彦君

木村俊夫君

北川石松君

稲垣実男君

岩垂寿喜男君

河上民雄君

上原康助君

久保等君

木原実君

高沢寅男君

吉田之久君

佐々木良作君

正森成二君

松本善明君

加地和君

伊藤公介君

大藏委員

辞任

愛知和男君

補欠

西田司君

高橋高望君

佐々木良作君

荒木宏君

東中光雄君

西田司君

愛知和男君

佐々木良作君

高橋高望君

東中光雄君

荒木宏君

社会労働委員

辞任

石橋一弥君

補欠

稲垣実男君

川田正則君

木村俊夫君

稲垣実男君

石橋一弥君

木村俊夫君

川田正則君

通信委員

辞任

阿部末喜男君

補欠

安井吉典君

安井吉典君

阿部末喜男君

建設委員

辞任

田川 誠一君

補欠

中川 秀直君

決算委員

辞任

西田 司君

補欠

愛知 和男君

安藤 巖君

松本 善明君

愛知 和男君

西田 司君

松本 善明君

安藤 巖君

議院運営委員

辞任

上田 卓三君

補欠

河上 民雄君

山花 貞夫君

久保 等君

東中 光雄君

荒木 宏君

甘利 正君

中川 秀直君

河上 民雄君

上田 卓三君

久保 等君

山花 貞夫君

荒木 宏君

東中 光雄君

中川 秀直君

甘利 正君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

岩垂壽喜男君

補欠

大原 亨君

中井 治君

受田 新吉君

東中 光雄君

瀬崎 博義君

大原 亨君

岩垂壽喜男君

受田 新吉君

瀬崎 博義君

中井 治君

東中 光雄君

(案約提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した案約は次のとおりである。

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、去る二十四日、参議院から受領した案約は次のとおりである。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する案約の締結について承認を求めるの件

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の案約を受領した。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

船員の職業上の災害の防止に関する案約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る二十四日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

労働組合法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案

(案約付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された案約は次のとおりである。

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する案約の締結について承認を求めるの件(案約第六号)(参議院送付)

航空業務に関する日本国とイラク共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第七号)

以上二件 外務委員会 付託

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された案約は次の委員会に付託された。

日本国とイラク共和国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件(案約第八号)(予)

船員の職業上の災害の防止に関する案約(第百三十四号)の締結について承認を求めるの件(案約第九号)(予)

以上二件 外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法及び南九州畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)(参議院送付)

(案約付託)

許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する案約の締結について承認を求めるの件(案約第六九号)

一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(予)

一、昨二十七日、予備審査のため参議院から送付された案約は次の委員会に付託された。

文教委 付託

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長の報告

された議案は次の委員会に付託された。

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(市川正二君外一名提出、参法第四号)(予)

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案(渡辺武君外一名提出、参法第五号)(予)

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(安武洋子君外一名提出、参法第六号)(予)

以上三件 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る二十四日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案

(答弁書受領)

一、去る二十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員川俣健二郎君提出植物新品種の保護に関する質問に対する答弁書

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書

植物新品種の保護に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

提出者 川俣健二郎

衆議院議長 保利 茂殿

植物新品種の保護に関する質問主意書

農林省は、今国会に、新しい品種の植物を作りだした人に独占権を与える制度(以下この独占権を「育成者権」という。)を盛り込んだ農産種苗法改正案(以下「改正案」という。)を提出する予定と伝えられる。

事は私権の創設に關することであるが故に極めて重要な問題であり、単に關係行政庁の合意だけでよしとされるものではなく、広く国民各層の意見を反映させることはもち論、当該権利の法的性格やその付与手続き及び競合制度、法(特許法、商標法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等)あるいは権利付与官庁の所管上の問

題等について、一点の疑義をも残すことは絶対に許されないものと思料する。

従つて、次の事項について政府の所見を質すものである。

1 農林省が現在立法準備中の育成者権は、独占権であり、知的所有権(無体財産権)のカテゴリに属する権利の創設であると考えられる。

このように解してよい。

2 もし、右1の通りであるとすれば、現行特許法に基づく特許権と比較して権利の主体、客

体、効力、権利発生に至る手続きに関する主要な異同について答弁されたい。

3 農産種苗法は、本来野菜、果樹及び花きの種苗の取引秩序と品質保証の確保を目的とする法律と解され、植物新品種の育成者の創造権を保護するいわゆる知的所有権(無体財産権)に関する法律とは法的性格も適用領域も異なるものと

考えられるが、それにもかかわらず育成者権の創設を農産種苗法の一部改正の形で行う理由を明らかにされたい。

4 (1) 農林省は、植物新品種保護権の創設のための植物新品種保護法(案)(以下「旧法案」という。)の立法準備過程において、審議会等で検討を行ったか。もし行つたとすれば、その経過及び結果(例えば答申等)並びにこの結果と旧法案との主な相違点を明らかにされたい。

(2) また、改正案の立法準備過程における審議会等の審議結果についても説明されたい。

5 農林省は、旧法案を改正案に変更したが、その経緯と理由を明らかにされたい。また、旧法案における新品種保護権と現在検討中の育成者権の主な異同を、権利の主体、客

体、効力、権利発生に至る手続きに關して答弁されたい。

6 (1) 改正案の目的は、一般農家を防衛する目的で自前の「植物特許制度」を発足させることにしたものであるか。

(2) そうだとすれば、特許制度の適用がそのま

まの形で一般の農家の利益を侵害すること

に帰着するが、右侵害となる根拠・理由及びその根拠条文、さらにそれに代わるべき新制度の満たすべき主要な要件を、特許制度と対比して答弁されたい。

7 改正案は、当然私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占法」という。)特にその第6章との関連が生じるものと考えられるが、その点についての検討結果を明らかにされたい。さらにこれに關連して、右旧法案の立法準備過程における独禁法との関連性に関する検討結果を答弁されたい。

8 工業所有権はその性格からみて、知的創作物の私権の保護の観点から対象業種の行政的所管をこえて横断的に特許庁において所管しているものと考えられる。

しかるに、育成者権の創設は、このような原則を變更して植物の新品種を特許法の対象から除外するものであるが、現行特許法においてこ

のように特許を受けることができない発明とされている対象物のすべてについて、その所管官庁、右対象物を除外する政策的根拠並びに右対象物について特許法に代わる創作者の権利保護のための根拠法規があれば、それもすべて明らかにされたい。

9 関係省庁間の所管に関して

(1) 国家行政組織法第二条は「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。」旨規定している。関係省庁が、改正案とその関連諸法についてどのような範囲の所掌事務と権限の配分を考慮しているか明らかにされたい。

(2) 右(1)の配分をなすに当たつて考慮すべき関係省庁の所掌事務と権限の特殊性とその調整に適用される組織原理の基本点について政府の見解はいかがなものか。

右質問する。

昭和五十三年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員川保健二郎君提出植物新品種の保護に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川保健二郎君提出植物新品種の保護に関する質問に対する答弁書

1、2、6及び8について

農林省では、植物の育種の振興を図るため植物の新品種を育成した者を保護する制度を整備することとしているところであるが、現在のところ植物新品種の育成者の地位については、知的所有権に属しないようなものとして構成する方向で検討中である。

3について

農産種苗法は、種苗の流通の適正化を図るとともに、育種の振興のため優秀な新品種の種苗の育成者を保護する制度として、昭和二十二年に制定されたものであるが、その後における植物新品種の育成者の保護に関する国際的動向、種苗の流通事情の変化等により、植物の育種の振興のためにはこの制度が必ずしも十分なものではなくなつてきていること、また、かねてより関係者からも制度の整備が強く望まれていたこと等の事情から、植物新品種の種苗の育成者の保護をその内容の一部としている現行農産種苗法を改正し、育成者の保護を拡充強化しようとするものである。

4及び5について

農林省においては、植物新品種の育成者を保護する制度を整備するため、昭和四十七年度から昭和四十九年度まで及び昭和五十一年度、それぞれ学識経験者をメンバーとする新品種保護制度研究会及び植物新品種保護制度検討会を開催し、検討を重ねてきたところである。その

検討の過程では、制度の仕組みについて種々の考え方があつたが、いずれにしても速やかに植物新品種保護制度を整備すべきであるとの結論が示されたので、これらの検討結果等を踏まえて、現在、法案立案の作業を進めているところである。

7について

植物新品種の育成者を保護する制度の整備に当たつては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関連については、特段問題のないよう取り進める考えである。

9について

現在、その整備を検討している植物の新品種の育成者を保護する制度の所管官庁については、国家行政組織法の規定にも十分配慮しつつ対処していく考えである。

右答弁する。

商業活動調整協議会委員の選定に関する質問

主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年三月十六日

提出者 田中美智子

衆議院議長 保利 茂殿

商業活動調整協議会委員の選定に関する質問主意書

問主意書

大規模小売店舗法の運用のために設けられている商業活動調整協議会(以下「商調協」という。)は

大型スーパーの進出を調整する役割を担っており、それだけに商調協を構成する委員は厳正に選出されなければなりません。

ところが名古屋における商調協委員の選定は極めて不公正であり、そのため中小小売店は多大の被害を被つてきました。例えば、昭和五十二年七月までの商調協委員に滝澤次郎氏が委嘱されていきました。同氏は昭和五十二年には、大型スーパージャスコとの取引業者で組織される「ジャスコ会」の会長を勤めていました。このジャスコと特殊な関係にある滝澤氏の商調協委員在任中に、名古屋市西区庄内通りのダイヤモンド・シティージャスコの売場面積拡張が、地元商店街の反対を無視して強行調整されたのです。この事実、通産省がまさにジャスコの売場面積拡張のために、そのために同氏を委員に就任させたのではないかという疑惑を多くの市民に抱かせたのであります。

こういう不当な前例があるにもかかわらず、今度、ユニー千代田橋店の出店申請がなされているとき、こともあろうに「ユニー会」副会長橋島治男氏を委員に就任させました。同氏は「ユニー会」会則によつて、ユニーとの「共存共栄」を積極的に行うよう義務付けられているだけでなく、その先頭に立つてそれを実行する責任者であります。このような人が委員に任命されたことは、市民の疑惑を一層深め、商調協に対する信頼をますます損なわせています。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 朗読を省略した議長長の報告

さらに許し難いことは、こうした不公正な委員の選定に対する中小小売業者や市民の批判の高まりを恐れて、通産省並びに名古屋通産局は、ユニーク代田橋店の調整のときだけ福島氏をはずして、早期に出店の決定をしようとしていることです。そこで次の諸点について政府の明解な答弁を求めます。

一 現に商調協委員である福島治男氏は大型スーパーユニークと特殊な利害関係にあり、これは「商業活動調整協議会の運用について」(昭和四十九年二月二十八日付四九産局一二三三三)の商調協委員選定に当たつての留意点、「④百貨店、スーパー等特定の大型小売業者への納入業者等特殊な利害関係のある委員は選定しないよう十分に注意すること」に明らかに抵触するものである。

政府は通達の主旨にのっとり、同氏の商調協委員を速やかに解任するよう厳重に指導すべきであると考えがどうか。

二 通産省は福島氏について、ユニークの出店を調整する場合は、同氏を欠席させる措置をとると答弁しているが、このようにある時は出席し、ある時は欠席させるという委員で構成する商調協が、審議会として正当なものでありうると考えているのか、明解な答弁を求める。

三 名古屋千種区に進出を予定しているユニーク代田橋店の調整については、前項委員の解任があるまでは、当該出店についての商調協、商

調協を開かせないよう厳重に指導すべきであると考えがどうか。

昭和五十三年三月二十四日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中美智子君提出商業活動調整協議会委員の選定に関する質問に対する答弁書

一 から三までについて

商業活動調整協議会(以下「商調協」という)での審議は、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に基づく調整に当たつて重要な役割を果たしており、その委員の選定については、従来から、これが適正に行われるよう指導してきたところである。御指摘の委員の選定の件についても「商調協の運用について」(昭和四十九年二月二十八日付、四九産局第一二三三三)(以下「運用通達」という)に示したところに従つて商工会議所で正式な手続を経て昭和五十二年八月一日選任されたものと聞いており、特に問題はないものと考えている。

御指摘の委員については、その後、本年二月

十五日ユニーク会の副会長になつたと聞いているが、運用通達は、商業委員の選定に当たつて、特定の大型小売業者の専属的な納入業者である場合等には選定しないとの趣旨を示したものであることから、同委員がユニーク会の副会長になつたからという理由のみで商調協の委員としての適格性を欠くものとは考えられない。

しかしながら、個別案件の審議については、商調協における公正な審議が行われるよう万全を期する観点から特定の委員について当該案件の審議及び採決に加わらせないことが適当と認められる場合にはそのような運用をするよう商調協に対し従来から指導してきているところであり、本件についても同様の指導を行ったところである。このような指導に基づき商調協を開催することについては、問題はないものと考えている。

右答弁する。

(答弁通知書受領)

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員木原実君提出新東京国際空港公団の航空燃料輸送パイプライン関係地域住民に対する背信的行為についての疑義に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年四月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員荒木宏

君提出地方鉄道の旅客運賃変更認可に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年四月十五日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

衆議院會議録第十一号(一)中正誤

ページ 段行 誤
三〇 一 六 平村 剛君 平林 剛君

官報

号外

昭和五十三年三月二十八日

○第八十四回 衆議院會議録 第十六号(二)

〔本号(一)参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。

昭和五十三年二月一日

内閣総理大臣 福田 赳夫

法務省設置法の一部を改正する法律

法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表一中(別表一)を別表二に改める。

別表二中(別表二)を別表三(第十三条関係)に改める。

別表三中(別表三)を別表四(第十三条の二関係)に改める。

別表四中(別表四)を別表五(第十三条の三関係)に改め、同表沖繩刑務所の項中「那覇市」を「沖繩県島尻郡知念村」に改める。

別表五中(別表五)を別表六(第十三条の四関係)に改め、東京医療少年院の項を削り、同表神奈川少年院の項中「神奈川少年院」を「神奈川医療少年院」に改め、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡八本松町」を「広島島市」に改め、同表沖繩少年院及び沖繩女子学園の項中「コザ市」を「沖繩市」に改める。

別表六中(別表六)を別表六(第十三条の五関係)に改める。
別表七中(別表七)を別表七(第十三条の六関係)に改める。
別表八中(別表八)を別表八(第十三条の九関係)に改める。
別表九中(別表九)を別表九(第十三条の九関係)に改める。
別表十中(別表十)を別表十(第十三条の十関係)に改める。
別表十一中(別表十一)を別表十一(第十三条の十一関係)に改め、同表広島入国管理事務所の項中「山口県の内岩国市」を削り、同表下関入国管理事務所の項中「岩国市を除く。」を削る。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 法務省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表十二中(別表十二)を別表十二(第十三条の十一関係)に、

張所	東京都	東京入国管理事務所東京港出張所	東京都港区
所	立川市	東京入国管理事務所羽田空港出張所	東京都大田区
		東京入国管理事務所横田出張所	東京都西多摩郡瑞穂町

屋入国管理事務所名古屋空港出張所 愛知県西春日井郡豊山町

屋空港出張所	愛知県西春日井郡豊山町
港出張所	豊橋市

に改め、広島入国管理事務所岩国空港出張所の項を削り、

下関入国管理事務所徳山港出張所	徳山市
下関入国管理事務所岩国港出張所	岩国市

に改め、那覇入国管理事務所名護出張所の項を削り、同表那覇入国管理事務所嘉手納出張所の項中「コザ市」を「沖繩市」に改める。

附則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定中沖繩刑務所に係る部分は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

矯正行政の有効適切な運用を図るため沖繩刑務所及び東京医療少年院の位置等を改め、出入国管理行政の有効適切な運用を図るため東京都大田区ほか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の主な改正点は、次のとおりである。

1 施設の老朽化が著しい等のため、次のように矯正施設の移転を行い、位置の表示等を改める。
(1) 沖繩刑務所を、那覇市から沖繩県島尻郡知念村に移転する。

(2) 東京医療少年院を東京都渋谷区から相模原市に移転し、その名称を神奈川医療少年院に改めるとともに、相模原市所在の神奈川少年院を廃止する。
2 出入国管理業務を有効適切に行うため、入国管理事務所の管轄区域の変更並びに入国管理事務所の出張所の設置及び廃止を、次のよう

昭和五十二年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(二)

うに行う。

(1) 広島入国管理事務所の管轄区域とされて
いる岩国市を、山口県の行政区画に合わせ
て下関入国管理事務所の管轄区域とする。

(2) 入国管理事務所の出張所の設置(四出張
所)
イ 東京入国管理事務所羽田空港出張所
ロ 東京入国管理事務所横田出張所
ハ 名古屋入国管理事務所豊橋出張所
ニ 下関入国管理事務所岩国出張所
ホ 入国管理事務所の出張所の廃止(三出張
所)

(3) 入国管理事務所立川出張所
イ 東京入国管理事務所立川出張所
ロ 広島入国管理事務所岩国空港出張所
ハ 那覇入国管理事務所名護出張所
ニ 市町村の廃置分合に伴い、別表について所
要の整理を行う。

3 市町村の廃置分合に伴い、別表について所
要の整理を行う。

なお、施行期日は、昭和五十二年四月一日と
している。ただし、沖縄事務所の移転に関する
改正規定は、公布の日から起算して一年を超え
ない範囲内において政令で定める日から施行す
ることとしている。

二 議案の可決理由
本案は、法務行政の効率的運営を図るため、
要当な措置と認め、これを可決すべきものと議
決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに
決した。

三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、約八千万円が
昭和五十二年一般会計予算に計上されてい
る。

右報告する。
昭和五十二年三月二十四日
衆議院議長 保利 茂殿
内閣委員長 始関 伊平
〔別紙〕
法務省設置法の一部を改正する法律案に対

する附帯決議

政府は、矯正施設に勤務する職員、特に保安業
務に従事する職員の職務の複雑困難性、責任の重
要性等にかんがみ、これら職員の勤務条件、職場
環境及び生活環境に關し、人的、物的の両面にお
たり、勤務の実態に即した改善がなされるよう善
処すべきである。
右決議する。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成
された特許協力条約の締結について承認を求
めるの件
右
国会に提出する。

昭和五十二年三月十日
内閣総理大臣 福田 赳夫

千九百七十年六月十九日にワシントンで作
成された特許協力条約の締結について承認
を求めるの件
千九百七十年六月十九日にワシントンで作成さ
れた特許協力条約の締結について、日本国憲法第
七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の
承認を求める。

理由

この条約は、工業所有権の保護に関するパリ条
約の締結国が特別の同盟を形成し、複数国におけ
る発明の保護のための出願に係る手続の簡素化及
び先行技術の国際的な調査等による出願の審査の
効率化を図るとともに開発途上にある国に対し特
許に關する技術的な援助を提供することを目的と
するものであつて、この条約を締結することは、
発明の奨励により我が国の技術の進歩に資するこ
となつたと認められるほか、国際的な技術交流の
促進及び工業所有権の分野における国際協力の推
進のためにも望ましいと認められる。よつて、こ
の条約を締結することとしたい。これが、こ

の案件を提出する理由である。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作
成された特許協力条約
締結国は、
科学及び技術の進歩に貢献することを希望し、
発明の法的保護を完全なものにすることを希望
し、
複数の国において発明の保護が求められている
場合に発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的な
ものにすることを希望し、
新たな発明を記載した文書に含まれている技術
情報の公衆による利用が容易かつ速やかに行われ
るようになつていくことを希望し、
開発途上にある国の特別の必要に應ずる技術的
解決の可能性に關する入手の容易な情報を提供す
ることにより、また、絶えず増大する近代技術の
利用を容易にすることに、国内的制度である
か広域的制度であるかを問はず開発途上にある国
における発明の保護のための法律制度の効率を高
めるための措置を採用することを通じてその経済
発展を助長し及び促進することを希望し、
諸国間の協力がこれらの目的の達成を極めて容
易にすることを確信して、
この条約を締結した。

序

第一条 同盟の設立
(1) この条約の締結国(以下「締結国」という)は、
発明の保護のための出願並びにその出願に係る
調査及び審査における協力のため並びに特別の
技術的業務の提供のための同盟を形成する。こ
の同盟は、国際特許協力同盟という。
(2) この条約のいかなる規定も、工業所有権の保
護に關するパリ条約の締結国の国民又は居住者
の同条約に基づく権利を縮減するものと解して
はならない。
第二条 定義
この条約及び規則の適用上、明示的に別段の定

めがある場合を除くほか、

- (i) 「出願」とは、発明の保護のための出願をい
う。「出願」というときは、特許、発明者証、
実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証
及び追加実用証の出願をいうものとする。
- (ii) 「特許」というときは、特許、発明者証、実
用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及
び追加実用証をいうものとする。
- (iii) 「国内特許」とは、国内当局によつて与えら
れる特許をいう。
- (iv) 「広域特許」とは、二以上の国において効力
を有する特許を与える権限を有する国内当局
又は政府間当局によつて与えられる特許をい
う。
- (v) 「広域出願」とは、広域特許の出願をいう。
- (vi) 「国内出願」というときは、この条約に従つ
てされる出願以外の国内特許及び広域特許の
出願をいうものとする。
- (vii) 「国際出願」とは、この条約に従つてされる
出願をいう。
- (viii) 「出願」というときは、国際出願及び国内出
願をいうものとする。
- (ix) 「特許」というときは、国内特許及び広域特
許をいうものとする。
- (x) 「国内法令」というときは、締結国の国内法
令又は、広域出願若しくは広域特許にあつて
は、広域出願をすること若しくは広域特許を
与えることについて規定している条約をいう
ものとする。
- (xi) 「優先日」とは、期間の計算上、次の日とい
う。
- (a) 国際出願が第八条の規定による優先権の
主張を伴う場合には、その優先権の主張の
基礎となる出願の日
- (b) 国際出願が第八条の規定による二以上の
優先権の主張を伴う場合には、それらの優
先権の主張の基礎となる出願のうち最先の
ものの日

(c) 国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴わない場合には、その出願の国際出願日

(xii) 「国内官庁」とは、特許を与える任務を有する締約国の政府の当局をいう。「国内官庁」というときは、二以上の国から広域特許を与える任務を委任されている政府当局をいいうものとする。ただし、これらの国のうち少なくとも一つの国が締約国であり、かつ、この条約及び規則が国内官庁について定める義務及び権限を負い及び行使することをこれらの国が当該政府当局に委任している場合に限る。

(viii) 「指定官庁」とは、第一章の規定に従い出願人によって指定された国の国内官庁又はその国のために行動する国内官庁をいう。

(xiv) 「選択官庁」とは、第二章の規定に従い出願人によって選択された国の国内官庁又はその国のために行動する国内官庁をいう。

(xv) 「受理官庁」とは、国際出願がされた国内官庁又は政府機関をいう。

(xvi) 「同盟」とは、国際特許協力同盟をいう。

(xvii) 「総会」とは、同盟の総会をいう。

(xviii) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xix) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局及び、それが存続する限り、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)をいう。

(xx) 「事務局長」とは、機関の事務局長及び、それが存続する限り、知的所有権保護合同国際事務局の事務局長をいう。

第一章 国際出願及び国際調査

第三条 国際出願

(1) 締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすることができ

(2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところにより、願書、明細書、請求の範囲、必要なら図面及び要約を含むものとする。

(3) 要約は、技術情報としてのみ用いるものとし、他の目的のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。

(4) 国際出願は、次の条件に従う。

(i) 所定の言語で作成すること。

(ii) 所定の様式上の要件を満たすこと。

(iii) 所定の発明の単一性の要件を満たすこと。

(iv) 所定の手数料を支払うこと。

第四条 願書

(1) 願書には、次の事項を記載する。

(i) 国際出願がこの条約に従って処理されることとの申立て

(ii) 国際出願に基づいて発明の保護が求められている一又は二以上の締約国の指定(このように指定される締約国を「指定国」という)。

(iii) 指定国について広域特許を受けることが可能であり、かつ、出願人が国内特許ではなく広域特許を受けることを希望する場合には、願書にその旨を表示する。広域特許に関する条約により出願人がその条約の締約国のうち一部の国にその出願を限定することができない場合には、その条約の締約国のうち一の国の指定及び広域特許を受けることを希望する旨の表示は、その条約のすべての締約国の指定とみなす。指定国の国内法令に基づきその国の指定が広域特許の出願としての効果を有する場合に、その国の指定は、広域特許を受けることを希望する旨の表示とみなす。

(iv) 出願人及び、該当する場合に、代理人の氏名又は名称並びにこれらの者に関するその他の所定の事項

(v) 発明の名称

(vi) 指定国のうち少なくとも一の国の国内法令

が国内出願をする時に発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めている場合には、それらの事項。その他の場合には、それらの事項は、願書において又は、指定官庁の属する国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めているときは、当該指定官庁に於てた別個の届出において、表示することができる。

(2) 各指定国については、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。

(3) 指定は、第四十三条に規定する他の種類の保護が出願人によつて求められている場合を除くほか、求められている発明の保護が指定国により又は指定国について与えられる特許であることと意味するものとする。第二条(iii)の規定は、この(3)の規定については、適用しない。

(4) 発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項が願書に表示されていないことは、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。別個の届出においてそれらの事項が表示されていないことも、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めていない場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

第五節 明細書

明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができ、明確かつ十分に、発明を開示する。

第六節 請求の範囲

請求の範囲には、保護が求められている事項を明示する。請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載されていなければならない。請求の範囲は、明細書

により十分な裏付けがされていなければならない。

第七節 図面

(1) (2) (iii)の規定が適用される場合を除くほか、図面は、発明の理解に必要な場合に要求される。

(2) 図面が発明の理解に必要な場合であつても、発明の性質上図面によつて説明することができるときは、

(i) 出願人は、国際出願をする時に図面を国際出願に含めることができる。

(ii) 指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。

第八節 優先権の主張

(1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる。

(2) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第四条の定めるところによる。

(b) いずれかの締約国において又はいずれかの締約国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる。国際出願が、い

ずれかの指定国において若しくはいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は一の国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる。

第九節 出願人

(1) 締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができ

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(二) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五四六

(2) 総会は、この条約の締結国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締結国であるいづれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。

(3) 住所及び国籍の概念並びに二人以上の出願人がある場合又は出願人がすべての指定国について同一でない場合におけるこれらの概念の適用については、規則に定める。

第十条 受理官庁

国際出願は、所定の受理官庁にするものとし、受理官庁は、この条約及び規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する。

第十一条 国際出願日及び国際出願の効果

(1) 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。

(1) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。

(2) 国際出願が所定の言語で作成されていること。

国際出願に少なくとも次のものが含まれていること。

- (a) 国際出願をする意思の表示
- (b) 少なくとも一の締結国の指定
- (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示
- (d) 明細書である外見上認められる部分
- (e) 請求の範囲である外見上認められる部分

(2) (a) 受理官庁は、国際出願が(1)に掲げる要件を受理の時に満たしていないと認める場合には、規則の定めるところにより、出願人に対し必要な補充をすることを求める。

(b) 受理官庁は、出願人が規則の定めるところにより(a)の求めに応ずる場合には、当該補充の受理の日を国際出願日として認める。

(3) 第六十四条(4)の規定に従うことを条件とし

て、(1)から(4)までに掲げる要件を満たし、かつ、国際出願日の認められた国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果を有するものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす。

(4) (1)から(4)までに掲げる要件を満たす国際出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約にいう正規の国内出願とする。

第十二条 国際出願の国際事務局及び国際調査機関への送付

(1) 規則の定めるところにより、国際出願の一通(受理官庁用写し)は受理官庁が保持し、一通(記録原本)は国際事務局に送付され、他の一通(調査用写し)は第十六条に規定する管轄国際調査機関に送付される。

(2) 記録原本は、国際出願の正本とする。

(3) 国際事務局が所定の期間内に記録原本を受理しなかつた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなす。

第十三条 国際出願の写しの指定官庁による入手の可能性

(1) 指定官庁は、第二十条の送達に先立つて国際出願の写しを送付することを国際事務局に要請することができるものとし、国際事務局は、優先日から一年を経過した後でできる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付する。

(2) (a) 出願人は、国際出願の写しをいつでも指定官庁に送付することができる。

(b) 出願人は、国際出願の写しを指定官庁に送付することをいつでも国際事務局に要請することができるものとし、国際事務局は、できる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付する。

(c) いずれの国内官庁も、(b)の写しの受領を希望しない旨を国際事務局に通告することができる。この場合には、(b)の規定は、その国内官庁については、適用しない。

第十四条 国際出願の欠陥

(1) (a) 受理官庁は、国際出願に次のいずれかの欠陥が含まれていないかどうかを点検する。

(i) 規則の定めるところによる署名がないこと。

(ii) 出願人に関する所定の記載がないこと。

(iii) 発明の名称の記載がないこと。

(iv) 要約が含まれていないこと。

(v) 所定の様式上の要件が規則に定める程度にまで満たされていないこと。

(b) 受理官庁は、(a)のいずれかの欠陥を発見した場合に、出願人に対し所定の期間内に国際出願の補充をすることを求める。補充をしなかつた場合には、その国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(2) 国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、出願人にその旨を通知するものとし、出願人は、所定の期間内にその図面を提出することができる。出願人が所定の期間内にその図面を提出した場合には、受理官庁がその図面を受理した日を国際出願日とする。その他の場合には、その図面への言及は、ないものとみなす。

(3) (a) 第三十条(4)にいう所定の手数料が所定の期間内に又はは、いづれかの指定国について第四十二条にいう所定の手数料が所定の期間内に支払われていないと受理官庁が認めた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(b) 第四十二条(2)にいう所定の手数料が所定の期間内に又はは二以上の指定国については支払われているがすべての指定国については支払われていないと受理官庁が認めた場合には、その手数料が所定の期間内に支払われていない指定国の指定は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(4) 受理官庁が、国際出願日と認めた後所定の期間内に、当該国際出願が第十一条(1)(i)から(4)までに掲げるいずれかの要件をその国際出願日において満たしていないと認定した場合に、当該国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

で掲げるいずれかの要件をその国際出願日において満たしていないと認定した場合に、当該国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

第十五条 国際調査

(1) 各国国際出願は、国際調査の対象とする。

(2) 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とする。

(3) 国際調査は、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行う。

(4) 次条に規定する国際調査機関は、可能な限り多くの関連のある先行技術を発見するよう努めるものとし、いかなる場合にも、規則に定める資料を調査する。

(5) (a) 締結国の国内法令が認める場合には、当該締結国の国内官庁又は当該締結国のために行動する国内官庁に国内出願をした出願人は、国内法令に定める条件に従い、国際調査に関する調査(国際型調査)がその国内出願について行われることを請求することができる。

(b) 締結国の国内法令が認める場合には、当該締結国の国内官庁又は当該締結国のために行動する国内官庁は、当該国内官庁にされた国内出願を国際型調査に付することができる。

(c) 国際型調査は、次条に規定する国際調査機関であつて国内出願が国際出願として(a)及び(b)に規定する国内官庁にされたものならば国際調査を管轄したであらうとされるものが行う。国際調査機関が処理することができないと認める言語で国内出願がされている場合には、国際型調査は、国際出願のための所定の言語であつて当該国際調査機関が国際出願の言語として認めることを約束しているもので出願人が作成した翻訳文に基づいて行う。国内出願及び必要な翻訳文は、国際出願のための所定の形式で提出する。

第十六条 国際調査機関

国際調査は、国際調査機関が行うものとし、

国内官庁又は出願の対象である発明に関する先行技術についての資料調査報告を作成する任務を有する政府機関(例えば、国際特許協定)を国際調査機関とすることができる。

(2) 単一の国際調査機関が設立されるまでの間に、二以上の国際調査機関が存在する場合には、各受理官庁は、(3)(b)に規定する関係取決めに従い、国際出願についての国際調査を管轄することとなる一又は二以上の国際調査機関を特定する。

(3)(a) 国際調査機関は、総会が選定する。国内官庁及び政府機関は、(c)に規定する要件を満たしている場合には、国際調査機関として選定されることができる。

(b) 選定は、選定される国内官庁又は政府機関の同意を得ること及び総会の承認を得て当該国内官庁又は当該政府機関と国際事務局との間に取決めが締結されることを条件とする。この取決めには、当事者の権利及び義務、特に、国際調査のすべての共通の準則を適用し、かつ遵守する旨の当該国内官庁又は当該政府機関の公式の約束を明記する。

(c) 国内官庁又は政府機関が選定される前に及び選定されている間満たしていなければならぬ最小限の要件、特に人員及び資料に関する要件は、規則に定める。

(d) 選定は、一定の期間を付して行うものとし、選定期間は、更新することができる。

(e) 総会は、国内官庁若しくは政府機関の選定若しくは選定期間の更新について決定する前又は選定期間の満了前に、当該国内官庁又は当該政府機関の意見を聴取し及び、第五十六条に規定する技術協力委員会が設置されている場合には、同委員会の助言を求める。

第十七条 国際調査機関における手続
国際調査機関における手続は、この条約、規則並びに国際事務局がこの条約及び規則に従って当該国際調査機関と締結する取決めの定める

ところによる。

(2)(a) 国際調査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、その旨を宣言するものとし、出願人及び国際事務局に対し国際調査報告を作成しない旨を通知する。

(i) 当該国際調査機関が、当該国際出願の対象が規則により国際調査機関による調査を要しないとされているものであると認め、かつ、当該国際出願について調査を行わないことを決定したこと。

(ii) 当該国際調査機関が、明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができない程度にまで所定の要件を満たしていないと認めたこと。

(b) (a)に規定するいずれかの事由が一部の請求の範囲のみとの関連においてある場合には、国際調査報告は、当該請求の範囲についてはその旨を表示するものとし、他の請求の範囲については次条の規定に従って作成される。

(3)(a) 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払を求める。国際調査機関は、国際出願のうち、請求の範囲に最初に記載されている発明(主発明)に係る部分及び、必要な追加手数料が所定の期間内に支払われた場合には、追加手数料が支払われた発明に係る部分について、国際調査報告を作成する。

(b) 指定国の国内法令は、当該指定国の国内官庁が国際調査機関による(a)の求めを正当であると認める場合に、出願人が追加手数料を支払わなかつたために調査が行われなかつた国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が当該指定国の国内官庁に特別手数料を支払つた場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

第十八条 国際調査報告

(1) 国際調査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する。

(2) 国際調査報告は、作成の後速やかに、国際調査機関が出願人及び国際事務局に送付する。

(3) 国際調査報告又は前条(2)(a)の宣言は、規則の定めるところによつて翻訳する。翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成される。

第十九条 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書

(1) 出願人は、国際調査報告を受け取つた後、所定の期間内に国際事務局に補正書を提出することにより、国際出願の請求の範囲について一回に限り補正をすることができる。出願人は、同時に、補正並びにその補正が明細書及び図面に与えることのある影響につき、規則の定めるところにより簡単な説明書を提出することができる。

(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。

(3) 指定国の国内法令が(2)の開示の範囲を超えてする補正を認めている場合には、(2)の規定に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

第二十条 指定官庁への送達

(1)(a) 国際出願は、国際調査報告(第十七条(2)(b)の表示を含む)又は第十七条(2)(a)の宣言とともに、規則の定めるところにより各指定官庁に送達される。ただし、当該指定官庁が送達の義務の全部又は一部を免除する場合は、この限りでない。

(b) 送達される文書には、(a)の国際調査報告又は宣言の所定の翻訳文を含める。

(2) 請求の範囲については、前条(1)の規定に基づく補正がされた場合には、送達される文書には、出願時における請求の範囲の全文及び補正後の請求の範囲の全文又は出願時における請求の範囲の全文及び補正を明記する記載を含めるものと

し、また、同条(1)に規定する説明書がある場合には、その説明書を含める。

(3) 国際調査機関は、指定官庁又は出願人の請求に応じ、規則の定めるところにより、当該指定官庁又は当該出願人に対し国際調査報告に列記された文献の写しを送付する。

第二十一条 国際公開

(1) 国際事務局は、国際出願の国際公開を行う。

(2)(a) 国際出願の国際公開は、(b)及び第六十四条(3)に定める場合を除くほか、国際出願の優先日から十八箇月を経過した後速やかに行う。

(b) 出願人は、(a)に定める期間の満了前のいずれの時点においても国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができるものとし、国際事務局は、規則の定めるところにより手続をとる。

(3) 国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言は、規則の定めるところによつて公開する。

(4) 国際公開の言語、形式その他の細目は、規則に定める。

(5) 国際公開の技術的な準備が完了する前に国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる場合には、国際公開は、行わない。

(6) 国際事務局は、国際出願に善良の風俗若しくは公の秩序に反する表現若しくは図面が含まれており又は規則に定める誹謗の記載が含まれていると認める場合には、その刊行物においてそのような表現、図面及び記載を省略することができる。この場合には、省略した語又は図面の箇所及び数を表示し並びに請求により個別に省略箇所の写しを交付する。

第二十二条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

(1) 出願人は、優先日から二十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第二十條の送達に既にされている場合を除く。及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五四八

には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から二十箇月を経過する時まで、それらの事項を届け出る。

(2) (1)の規定にかかわらず、国際調査機関が第七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合に、(1)に規定する行為をすべき期間は、その宣言の出願人への通知の日から二箇月とする。

(3) 国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

第二十三条 国内手続の繰延べ
(1) 指定官庁は、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の処理又は審査を行つてはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。

第二十四条 指定国における効果の喪失
(1) 第十一条(3)に定める国際出願の効果は、次の場合には、(ii)にあつては次条の規定に従うことを条件として、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

(i) 出願人が国際出願又は当該指定国の指定を取り下げた場合
(ii) 国際出願が第十二条(3)若しくは第十四条(1)(b)、(3)(a)若しくは(4)の規定により取り下げられたものとみなされる場合又は当該指定国の指定が第十四条(3)(b)の規定により取り下げられたものとみなされる場合
出願人が第二十二條に規定する行為を該當

する期間内にしなかつた場合
(2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、第十一条(3)に定める効果を、その効果の次条(2)の規定による維持が必要とされない場合を含め、維持することができる。

第二十五条 指定官庁による検査
(1) 受理官庁が国際出願日を確認することを拒否した場合若しくは国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又は国際事務局が第十二条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかつたと認定した場合に、国際事務局は、出願人の請求に応じ、出願人が特定した指定官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。

(b) 受理官庁がいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合に、国際事務局は、出願人の請求に応じ、当該国の国内官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。

(c) (a)又は(b)にいう請求は、所定の期間内に行う。

(2) (a) (b)の規定に従うことを条件として、各指定官庁は、必要な国内手数料の支払及び所定の適当な翻訳文の提出が所定の期間内にあつた場合には、(1)の拒否、宣言又は認定がこの条約及び規則に照らし正当であるかどうかを決定するものとし、その拒否若しくは宣言が受理官庁の過失の結果であり又はその認定が国際事務局の過失の結果であると認めた場合には、当該国際出願を、当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、このような過失の結果が生じなかつたものとして取り扱う。

(b) (a)の規定は、記録原本が出願人の過失により第十二条(3)にいう所定の期間の満了の後に国際事務局に到達した場合について準用する。ただし、第四十八条(2)の規定が適用される場合に限る。

第二十六条 指定官庁における補充の機会

指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。

第二十七条 国内的要件
(1) 国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(2) (1)の規定は、第七条(2)の規定の適用を妨げるものではなく、また、国内法令が、指定官庁における国際出願の処理を開始された後に、
(i) 出願人が法人である場合にその法人を代表する権限を有する役員の氏名を届け出ることに、又は

(ii) 国際出願の一部をなす書類ではないが、国際出願においてされている主張若しくは記述の裏付けとなる書類(出願時に出願人の代表者又は代理人が国際出願に署名している場合に、出願人が自己の署名によつて国際出願を確認するものを含む)を提出すること
を定めることを妨げるものでもない。

(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の国内法令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。

(4) 指定国の国内法令が、国内出願の形式又は内容につき、この条約及び規則に国際出願について定める要件よりも出願人の立場からみて有利な要件を定めている場合には、当該指定国の国内官庁、裁判所その他の権限のある機関又は当該指定国のために行動するこれらの機関は、この条約及び規則に定める要件に代えて当該国内法令に定める要件を国際出願について適用する

ことができる。ただし、出願人が、この条約及び規則に定める要件が国際出願について適用されることを要求するときは、この限りでない。

(5) この条約及び規則のいかなる規定も、各締約国が特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に先行技術の定義に関するこの条約及び規則の規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、したがつて、いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たつて、先行技術その他の特許性の条件(出願の形式及び内容に係るものを除く)に関する国内法令上の基準を適用する自由を有する。

(6) 国内法令は、その定める特許性の実体的な条件に関する証拠を出願人が提出することを要求することができる。

(7) 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によつて出願人が代理され又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有するという要件に関する限り、国内法令を適用することができる。

(8) この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。

第二十八条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正
(1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。

- (2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の国内法令が認める場合は、この限りでない。
- (3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、指定国の国内法令の定めるところによる。
- (4) 補正書は、指定官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。

第二十九条 国際公開の効果

- (1) 指定国における出願人の権利の保護に関する限り、国際出願の国際公開の指定国における効果は、(2)から(4)までの規定に従うことを条件として、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の国内法令が定める効果と同一とする。

- (2) 指定国の国内法令は、当該指定国において国内法令に基づく公開に用いられる言語と異なる言語で国際公開が行われた場合に(1)に定める効果が次のいずれかの時からのみ生ずることを定めることができる。

- (i) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国内法令の定めるところにより公表された時

- (ii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国内法令の定めるところにより公衆の閲覧に供されることによつて公衆が利用することができるようになされた時

- (iii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国際出願に係る発明を許諾を得ないで現に実施しており又は実施すると予想される者に対し出願人によつて送附された時

- (iv) (i)及び(ii)に規定する措置の双方がとられた時又は(iii)及び(ii)に規定する措置の双方がとられた時

- (3) 指定国の国内法令は、国際公開が出願人の請求により優先日から十八箇月を経過する前に行われた場合に(1)に定める効果が優先日から十八箇月を経過した時からのみ生ずることを定めることができる。

- (4) 指定国の国内法令は、(1)に定める効果が第二十一条の規定に従つて公開された国際出願を当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁が受領した日からのみ生ずることを定めることができる。当該国内官庁は、その公報にその受領の日をできる限り速やかに掲載する。

第三十条 国際出願の秘密保持

- (1) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、国際事務局及び国際調査機関は、国際出願の国際公開が行われる前に、いかなる者又は当局に対しても国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

- (b) (a)の規定は、管轄国際調査機関への送付、第十三条の送付及び第二十条の送付については、適用しない。

- (2) (a) 国内官庁は、次の日のうち最も早い日前に、第三者に対し国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

- (i) 国際出願の国際公開の日
- (ii) 第二十条の規定に従つて送達される国際出願の受理の日

- (b) (a)の規定は、国内官庁が自己が指定官庁とされた旨を第三者に通知すること又はその指定された事実を公表することを妨げるものではない。ただし、その通知又は公表は、受理官庁の名称、出願人の氏名又は名称、国際出願日、国際出願番号及び発明の名称以外の事項を含めることができない。

- (c) (a)の規定は、指定官庁が司法当局に対し国際出願が知得されるようにすることを妨げるものではない。

- (3) (2)(a)の規定は、第十二条(1)の送付の場合を除くほか、受理官庁について適用する。

- (4) この条の規定の適用上、「知得されるようにする」とは、手段のいかんを問わず第三者が知ることができるようにすることをいい、個別に通報すること及び一般に公表することを含む。

- ただし、国内官庁が、国際公開前又は、国際公開が優先日から二十箇月を経過する時までに行われないう場合には、優先日から二十箇月を経過する前に、国際出願又はその翻訳文を一般に公表してはならないことを条件とする。

- 第二章 国際予備審査
- 第三十一条 国際予備審査の請求

- (1) 国際出願は、出願人の国際予備審査の請求により、この条及び次の諸条並びに規則の定めるところにより国際予備審査の対象とする。

- (2) (a) 出願人が、規則の定めるところによつて、この章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民である場合においては、そのような締約国の受理官庁又はそのような締約国のために行動する受理官庁に国際出願をしたときは、その出願人は、国際予備審査の請求をすることができる。

- (b) 総会は、国際出願をする資格を有する者に對し、その者が非締約国又はこの章の規定に拘束されない締約国の居住者又は国民である場合においても、国際予備審査の請求をすることを認めることを決定することができる。

- (3) 国際予備審査の請求は、国際出願とは別個に行う。この請求書には、所定の事項を記載するものとし、この請求書は、所定の言語及び形式で作成する。

- (4) (a) 国際予備審査の請求書には、国際予備審査の結果を利用することを出願人が意図する一又は二以上の締約国(「選択国」)を表示する。選択国は、後にする選択によつて追加すること

- とができる。選択の対象は、第四条の規定によつて既に指定された締約国に限る。

- (b) (2)(a)の出願人は、この章の規定に拘束されるいずれの締約国をも選択することができる。

- (2)(b)の出願人は、この章の規定に拘束される締約国であつて(2)(b)の出願人によつて選択される用意があることを宣言しているもののみを選択することができる。

- (5) 国際予備審査の請求については、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。
- (6) (a) 国際予備審査の請求は、次条に規定する管轄国際予備審査機関に対して行う。
- (b) 後にする選択は、国際事務局に届け出る。各選択官庁は、自己が選択官庁とされた旨の通知を受ける。

- 第三十二条 国際予備審査機関
- (1) 国際予備審査は、国際予備審査機関が行う。受理官庁は前条(2)(a)にいう国際予備審査の請求につき、総会は同条(2)(b)にいう国際予備審査の請求につき、国際予備審査機関と国際事務局との間の関係取決めに従い、国際予備審査を管轄することとなる一又は二以上の国際予備審査機関を特定する。

- (3) 第十六条(3)の規定は、国際予備審査機関について準用する。

- 第三十三条 国際予備審査
- (1) 国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(「自明のものではないもの」)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とする。

- (2) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する先行技術のうち該当するものがない場合には、新規性を有するものとする。

- (3) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、所定の基準日に当該技術

昭和五十二年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(二) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五五〇

分野の専門家にとつて規則に定義する先行技術からみて自明のものではない場合には、進歩性を有するものとする。

(4) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、いずれかの産業の分野においてその発明の対象がその発明の性質に應じ技術的な意味において生産し又は使用することができものである場合には、産業上の利用可能性を有するものとする。「産業」の語は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけると同様に最も広義に解釈する。

(5) (1)から(4)までに規定する基準は、国際予備審査にのみ用いる。締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることができる発明であるかどうかを決定するに当たつては、追加の又は異なる基準を適用することができ。

(6) 国際予備審査に当たつては、国際調査報告に列記されたすべての文献を考慮に入れるものとし、更に、当該事案に関連があると認められる文献をも考慮に入れることができる。

第三十四条 国際予備審査機関における手続

(1) 国際予備審査機関における手続は、この条約、規則並びに国際事務局がこの条約及び規則に従つて当該国際予備審査機関と締結する取決めの定めるところによる。

(2)(a) 出願人は、国際予備審査機関と口頭及び書面で連絡する権利を有する。

(b) 出願人は、国際予備審査報告が作成される前に、所定の方法及び所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正をする権利を有する。この補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。

(c) 出願人は、国際予備審査機関が次のすべての条件が満たされていると認める場合を除くほか、少なくとも一回当該国際予備審査機関

から書面による見解を示される。

(i) 発明が前条(1)に規定する基準に適合していること。

(ii) 国際出願が当該国際予備審査機関の点検した範囲内でこの条約及び規則に定める要件を満たしていること。

(iii) 当該国際予備審査機関が次条(2)の末文の意見を述べることを意図していないこと。

(d) 出願人は、書面による見解に対して答弁をすることができ。

(3)(a) 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。

(b) 選択国の国内法令は、(a)の規定により出願人が請求の範囲を減縮することを選択する場合に、その減縮の結果国際予備審査の対象とならない国際出願の部分は、当該選択国における効果に関する限り、出願人が当該選択国の国内官庁に特別手数料を支払つた場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じない場合には、国際予備審査機関は、国際出願のうち主発明であると認められる発明に係る部分について国際予備審査報告を作成し、この報告に係る事実を記載する。選択国の国内法令は、当該選択国の国内官庁が国際予備審査機関の求めを正当であると認める場合に、主発明に係る部分以外の国際出願の部分は、当該選択国における効果に関する限り、出願人が当該国内官庁に特別手数料を支払つた場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

(4)(a) 国際予備審査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、前条(1)の

問題を検討することなく、出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する。

(i) 当該国際予備審査機関が、当該国際出願の対象が規則により国際予備審査機関による国際予備審査を要しないとされているものであると認め、かつ、当該国際出願について国際予備審査を行わないことを決定したとき。

(ii) 当該国際予備審査機関が、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないため又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性(自明のものではないこと)又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたとき。

(b) (a)に規定するいずれかの事由が一部の請求の範囲のみについて又は一部の請求の範囲のみとの関連においてある場合には、(a)の規定は、当該請求の範囲のみについて適用する。

第三十五条 国際予備審査報告

(1) 国際予備審査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する。

(2) 国際予備審査報告には、請求の範囲に記載されている発明がいずれかの国内法令により特許を受けることができる発明であるかどうか又は特許を受けることができる発明であると思われるかどうかの問題についてのいかなる陳述をも記載してはならない。国際予備審査報告には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、請求の範囲が国際予備審査に当たつての第三十三条(1)から(4)までに規定する新規性、進歩性(自明のものではないこと)及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述する。その記述は、その記述の結論を裏付けると認められる文献を列記するものとし、場合により必要な説明を付する。また、その記述には、規則に定める

他の意見を付する。

(3)(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の際に前条(4)(a)に規定するいずれかの事由があるとする場合には、国際予備審査報告にその旨の見解及びその根拠を記述する。国際予備審査報告には、(2)のいかなる記述もしてはならない。

(b) 前条(4)(b)に規定する事情があると認められる場合には、国際予備審査報告には、同条(4)(b)にいう一部の請求の範囲については(a)の記述をするものとし、他の請求の範囲については(2)の記述をする。

第三十六条 国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達

(1) 国際予備審査報告は、所定の附属書類とともに出願人及び国際事務局に送付する。

(2)(a) 国際予備審査報告及び附属書類は、所定の言語に翻訳する。

(b) 国際予備審査報告の翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成されるものとし、附属書類の翻訳文は、出願人が作成する。

(3)(a) 国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する。

(b) 附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付する。

(4) 第二十条(3)の規定は、国際予備審査報告に列記された文献であつて国際調査報告には列記されていないものの写しについて準用する。

第三十七条 国際予備審査の請求又は選択の取下げ

(1) 出願人は、いずれかの又はすべての選択国の選択を取り下げることができる。

(2) すべての選択国の選択が取り下げられた場合には、国際予備審査の請求は、取り下げられたものとみなす。

(3)(a) 取下げは、国際事務局に届け出る。

(b) (a)の届出があつた場合には、国際事務局は、関係選出官庁及び関係国際予備審査機関にその旨を通告する。

(4) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、国際予備審査の請求又は選出の取下げは、関係締約国に関する限り、国際出願の取下げとみなす。ただし、関係締約国の国内法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(b) 国際予備審査の請求又は選出の取下げは、第二十二条に規定する当該期間の満了前に行われた場合には、国際出願の取下げとはみなさない。もつとも、締約国は、自国の国内官庁が当該期間内に国際出願の写し、所定の翻訳文及び国内手数料を受け取つた場合にのみこの(b)の規定が適用されることを国内法令で定めることができる。

(1) 第三十八条 国際予備審査の秘密保持
国際事務局及び国際予備審査機関は、いかなる時においても、いかなる者又は当局(国際予備審査報告の作成の後、選出官庁を除く。)に対しても国際予備審査の一件書類につき第三十条(4)(ただし書を含む。)に定義する意味において知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) (1)、第三十六條(1)及び(3)並びに前条(3)(b)の規定に従うことを条件として、国際事務局及び国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の有無及び国際予備審査の請求又は選出の取下げの有無について情報を提供してはならない。ただし、出願人の請求による場合はその承諾を得た場合は、この限りでない。

第三十九條 選出官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払
(1) (a) 締約国の選出が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十二条の規定は、当該締約国については適用しないものとする。

とし、出願人は、優先日から二十五箇月を経過する時までに各選出官庁に対し、国際出願の写し(第二十条の送達が既にされている場合を除く。)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合には、国内手数料を支払う。

(b) 国内法令は、(a)に規定する行為をするため、(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

(2) 第三十一條(3)に定める効果は、出願人が(1)(a)に規定する行為を(1)(a)又は(1)(b)に規定する当該期間内にしなかつた場合には、選出官庁において、当該選出官庁における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

(3) 選出官庁は、出願人が(1)(a)又は(1)(b)の要件を満たしていない場合においても、第三十一條(3)に定める効果を維持することができる。

第四十條 国内審査及び他の処理の繰延
(1) 締約国の選出が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十三條の規定は、当該締約国については適用しないものとし、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁は、(2)の規定が適用される場合を除くほか、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の審査及び他の処理を開始してはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、選出官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の審査及び他の処理をいつでも開始することができる。

第四十一條 選出官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正
(1) 出願人は、各選出官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。選出官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。

(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、選出官庁の国内法令が認める場合は、この限りでない。

(3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべの点については、選出官庁の国内法令の定めるところによる。

(4) 補正書は、選出官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。

第四十二條 選出官庁における国内審査の結果
国際予備審査報告を受領した選出官庁は、出願人に対し、他の選出官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができる。

第三章 共通規定
第四十三條 特定の種類の保護を求める出願
指定国又は選出官庁が発明者証、実用新案、追加特許、追加発明者証又は追加実用証を与えることを国内法令に定めている場合には、出願人は、当該指定国又は当該選出官庁に関する限り、国際出願が特許ではなく発明者証、実用新案若しくは実用新案を求める出願であること又は国際出願が追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を求める出願であることを規則の定めるところにより表示することができるものとし、その国際出願は、出願人のこのような選択に従つて取り扱われる。第二條(4)の規定は、この条及びこの条の規定に基づく規則の規定については、適用しない。

第四十四條 二の種類の保護を求める出願
指定国又は選出官庁が、特許又は前条に規定する他の種類の保護のうち、一の種類の保護を求める出願が他の一の種類の保護をも求める出願であることを国内法令で認める場合には、出願人は、当該指定国又は当該選出官庁については、その求める

二の種類の保護を規則の定めるところによつて表示することができるものとし、当該国際出願は、出願人のこのような表示に従つて取り扱われる。第二條(4)の規定は、この条の規定については、適用しない。

第四十五條 広域特許条約
(1) 広域特許を与えることを定める条約(広域特許条約)であつて、第九條の規定に基づいて国際出願をする資格を有するすべての者に対し広域特許の出願をする資格を与えるものは、広域特許条約の締約国でありかつこの条約の締約国である国の指定又は選出を含む国際出願を広域特許の出願としてすることができることを定めることができる。

(2) (1)に規定する指定国又は選出官庁の国内法令は、国際出願における当該指定国又は当該選出官庁の指定又は選出を広域特許条約に基づく広域特許を受けることを希望する旨の表示とみなすことを定めることができる。

第四十六條 国際出願の正確でない翻訳
国際出願が正確に翻訳されなかつたため、当該国際出願に基づいて与えられた特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合には、当該締約国の権限のある当局は、それに応じて特許の範囲を適度して限定することができるものとす。特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる限りにおいて特許が無効であることを宣言することができる。

第四十七條 期間
(1) この条約に規定する期間の計算については、規則に定める。
(2) (a) 前二章に定めるすべての期間は、第六十條の規定による改正のほか、締約国の決定によつても変更することができる。
(b) (a)の決定は、総会において又は通信による投票によつて行うものとし、全会一致によらなければならない。
(c) (a)の変更のための手続の細目は、規則に定

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五五二

める。

第四十八条 遵守されなかつた期間

(1) この条約又は規則に定める期間が郵便業務の中断又は遅延の事となるに十分な郵便物の亡失若しくは郵便の遅延によつて遵守されなかつた場合において、規則に定める場合に該当し、かつ、規則に定める立証その他の条件が満たされているときは、期間は、遵守されたものとみなす。

(2)(a) 締約国は、期間が遵守されていないことが国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする。

(b) 締約国は、期間が遵守されていないことが(a)の事由以外の事由による場合であつても、自国に関する限り、遅滞を許すことができる。

第四十九条 国際機関に対し業として手続をとる権能

弁護士、弁理士その他の者であつて当該国際出願がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際出願について、国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。

第四章 技術的業務の提供

第五十条 特許情報提供業務

(1) 国際事務局は、公表された文書、主として特許及び公表された出願に基づいてその有する技術情報その他の適切な情報を提供する業務(この条において「情報提供業務」という。)を行うことができる。

(2) 国際事務局は、直接に又は取決めに締結した国際調査機関その他の国内的若しくは国際的な専門的組織を通じて、情報提供業務を行うことができる。

(3) 情報提供業務は、特に、技術的知識及び技術(入手可能な公開のノウ・ハウを含む。)の開発途上にある締約国による取得を容易にするよう

に行う。

(4) 情報提供業務は、締約国の政府並びにその国民及び居住者の利用に供する。総会は、情報提供業務を他の者の利用にも供することを決定することができる。

(5)(a) 締約国の政府に対する業務は、実費で提供する。ただし、開発途上にある締約国の政府に対する業務については、実費との差額を締約国の政府以外の者に提供する業務から生ずる利益又は次条(4)に規定する財源で賄うことができる場合に限り、実費に満たない額で提供する。

(b) (a)の実費は、国内官庁又は国際調査機関の任務の遂行に伴つて通常生ずる費用を超える部分とする。

(6) この条の規定の実施に関する細目は、総会の決定により及び総会が設置することのある作業部会が総会の定める範囲内で行う決定によつて定める。

(7) 総会は、必要と認めるときは、(5)に規定する財政措置を補足するための財政措置を勧告する。

第五十一条 技術援助

(1) 総会は、技術援助委員会(この条において「委員会」という。)を設置する。

(2)(a) 委員会の構成国は、開発途上にある国が代表されるように妥当な考慮を払つた上で、締約国の中から選出する。

(b) 事務局長は、その発意又は委員会の要請により、開発途上にある国に対する技術援助に関与する政府間機関の代表者が委員会の作業に参加するよう招請する。

(3)(a) 委員会は、開発途上にある締約国に対し各別別又は広域的な特許制度の発展を目的として供与される技術援助を組織し及び監督することを任務とする。

(b) 技術援助は、特に、専門家の養成及び派遣並びに教習用及び実務用の設備の供与を含む

ものとする。

(4) 国際事務局は、この条の規定に基づく事業計画のための資金を調達することを目的として、一方において国際金融機関及び政府間機関、特に、国際連合、国際連合の諸機関及び技術援助に関与する国際連合の専門機関と、他方において技術援助を受ける国の政府と取決めに締結するよう努める。

(5) この条の規定の実施に関する細目は、総会の決定により及び総会が設置することのある作業部会が総会の定める範囲内で行う決定によつて定める。

第五十二条 この条約の他の規定との関係

この章のいかなる規定も、他の章の財政に関する規定に影響を及ぼすものではない。それらの規定は、この章の規定及びこの章の規定の実施については、適用しない。

第五章 管理規定

第五十三条 総会

(1)(a) 総会は、第五十七条(8)の規定に従うことを条件として、締約国で構成する。

(b) 各締約国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(2)(a) 総会は、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) この条約の他の規定によつて明示的に総会に与えられた任務を遂行すること。

(iii) 国際事務局に対し改正会議の準備に関する指示を与えること。

(iv) 事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(v) (9)の規定に従つて設置される執行委員会

に執行委員会に対し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) 非締約国並びに、(8)の規定に従うことを条件として、政府間機関及び国際的な非政府機関であつて総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) 同盟の目的を達成するため他の適当な措置をとり、及びその他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行つている他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することができる。

(4) 各締約国は、一の票を有する。

(5)(a) 締約国の二分の一をもつて定足数とする。

(b) 総会は、定足数に満たない場合において、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くほか、規則に定める通信による投票で定足数が満たされかつ必要な多数が得られた場合にのみ効力を生ずる。

(6)(a) 第四十七条(2)(b)、第五十八条(2)(b)及び(3)並びに第六十一条(2)(b)の規定が適用される場合を除くほか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。

(b) 棄権は、投票とみなさない。

(7) 第二章の規定に拘束される締約国にのみ利害関係のある事項については、(4)から(6)までに規定する締約国とは、同章の規定に拘束される締約国のみをいう。

- (8) 国際調査機関として又は国際予備審査機関として選定された政府間機関は、総会にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (9) 総会は、締約国の数が四十を超える場合には、執行委員会を設置する。この条約及び規則において執行委員会というときは、設置された後の執行委員会をいうものとする。
- (10) 総会は、執行委員会が設置されるまでの間は、事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算を事業計画及び三年予算の範囲内で承認する。
- (11) (a) 総会は、執行委員会が設置されるまでの間は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くはか、機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、執行委員会が設置された後は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くはか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (c) 総会は、執行委員会の要請又は締約国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (12) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第五十四条 執行委員会
- (1) 総会が執行委員会を設置したときは、執行委員会は、(2)から(10)までの規定に従うものとする。
- (2) (a) 執行委員会は、第五十七条(8)の規定に従うことを条件として、総会の構成国の中から総会によって選出された国で構成する。
- (b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表者によって代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たっては、四で除した余りの数は、考慮に入れない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分に妥当な考慮を払う。
- (5) (a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
- (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることが出来る。
- (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する細目を定める。
- (6) (a) 執行委員会は、次のことを行う。
- (i) 総会の議事日程案を作成すること。
- (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について総会に提案をすること。
- (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算を事業計画及び三年予算の範囲内で承認すること。
- (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
- (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
- (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (7) (a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) (a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行う。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することが出来る。
- (9) 執行委員会の構成国でない締約国及び国際調査機関として又は国際予備審査機関として選定された政府間機関は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。
- 第五十五条 国際事務局
- (1) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。
- (2) 国際事務局は、同盟の諸機関の事務局の職務を行う。
- (3) 事務局長は、同盟の首席の管理職員とし、同盟を代表する。
- (4) 国際事務局は、公報その他規則又は総会の定める刊行物を発行する。
- (5) 国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関がこの条約に基づく任務を遂行するに当たつて国内官庁が与える援助については、規則に定める。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他この条約又は規則に基づいて設置される委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員一人は、当然にこれらの機関の事務局の長としての職務を行う。
- (7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することとができる。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。
- 第五十六条 技術協力委員会
- (1) 総会は、技術協力委員会(この条において「委員会」という。)を設置する。
- (2) (a) 総会は、開発途上にある国が衡平に代表されるように妥当な考慮を払つた上で、委員会の構成を決定し及びその構成員を任命する。
- (b) 国際調査機関及び国際予備審査機関は、当然に委員会の構成員となる。国際調査機関又は国際予備審査機関が締約国の国内官庁である場合には、当該締約国は、委員会において重複して代表を出すことができない。
- (c) 委員会の構成員の総数は、締約国の数に照らして可能な場合には、当然に委員会の構成員となるものの数の二倍を超える数とする。
- (d) 事務局長は、その発意又は委員会の要請により、関係機関に利害関係のある討議に当該関係機関の代表者が参加するよう招請する。
- (3) 委員会は、助言又は勧告を行うことによつて次のことに寄与することを目的とする。
- (i) この条約に基づく業務を絶えず改善すること。
- (ii) 二以上の国際調査機関又は二以上の国際予備審査機関が存在する限り、その資料及び作業方法についてできる限りの統一性を確保すること並びにその報告の質がでる限り高かつ均一であることを確保すること。
- (iii) 総会又は執行委員会の発意に基づき、特に単一の国際調査機関の設立に関する技術的問題を解決すること。
- (4) 締約国及び関係国際機関は、委員会に対し、委員会の権限内にある問題につき書面によつて意見を述べることを出来る。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五五四

- (5) 委員会は、事務局長に対し又は、事務局長を通じて、総会、執行委員会、すべての若しくは一部の国際調査機関及び国際予備審査機関並びにすべての若しくは一部の受理官庁に対し、助言及び勧告を行うことができる。
- (6) (a) 事務局長は、いかなる場合においても、執行委員会に対し委員会のすべての助言及び勧告を送付する。事務局長は、その助言及び勧告について意見を付することができる。
- (b) 執行委員会は、委員会の助言、勧告又は他の活動について見解を表明することができるものとし、委員会に対し、委員会の権限内にある問題について研究し及び報告することを求めることができる。執行委員会は、総会に対し、適当な意見を付して委員会の助言、勧告及び報告を提出することができる。
- (7) 執行委員会が設置されるまでの間は、(6)にいう執行委員会とは、総会をいうものとする。
- (8) 委員会の手続の細目は、総会の決定によつて定める。
- 第五十七条 財政
- (1) (a) 同盟は、予算を有する。
- (b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出及び機関が管理業務を行つている諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、同盟のみでなく機関が管理業務を行つている他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つて他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。
- (3) (5)の規定が適用される場合を除くほか、同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (i) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる手数料及び料金
- (ii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (iii) 贈与、遺贈及び補助金
- (iv) 貸貸料、利子その他の雑収入
- (4) 国際事務局に支払われる手数料及び料金の額並びに国際事務局の刊行物の価格は、この条約の管理業務に係る国際事務局のすべての経費を通常の状態において賄うことができるように定める。
- (5) (a) 会計年度が欠損を伴つて終了する場合に、締約国は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、その欠損を填補するため分担金を支払う。
- (b) 各締約国の分担金の額は、当該年度における各締約国からの国際出願の数に要当な考慮を払つた上で総会が定める。
- (c) 総会は、欠損の全部又は一部を他の方法によつて暫定的に填補することができる場合には、その欠損を繰り越すこと及び締約国に分担金の支払を求めないことを決定することができる。
- (d) 総会は、同盟の財政状態が許す場合には、(a)の規定に従つて支払われた分担金をこれを支払つた締約国に払い戻すことを決定することができる。
- (e) (b)の規定に基づく分担金を総会が定める支払期日から二年以内に支払わなかつた締約国は、同盟のいずれの機関においても、投票権を行使することができない。ただし、同盟のいずれの機関も、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該締約国が当該機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。
- (6) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。
- (7) (a) 同盟は、各締約国の一回限りの支払金から成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会は、その増額のための措置をとる。運転資金の一部が必要でなくなつた場合には、その運転資金の一部は、払い戻す。
- (b) 運転資金に対する各締約国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各締約国の分担額は、(5)(b)に定める原則と同様の原則に基づいて総会が定める。
- (c) 支払の条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で、総会が定める。
- (d) 払戻しは、各締約国の支払つた額に比例して行ふものとし、各締約国の支払つた日を考慮に入れる。
- (8) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に総会及び執行委員会に議席を有する。
- (b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終わるかから三年を経過した時に効力を生ずる。
- (9) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の締約国又は外部の会計検査専門家が、これらの締約国又は会計検査専門家は、総会がこれらの締約国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。
- 第五十八条 規則
- (1) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。
- (i) この条約において、規則に明示的にゆだねられてゐる事項又は所定の事項であることが明示的に定められてゐる事項
- (ii) 業務の運用上の要件、事項又は手続
- 第五十九条 紛争
- 第六十條 紛争
- 第六十一条 紛争
- 第六十二条 紛争
- 第六十三条 紛争
- 第六十四条(5)の規定が適用される場合を除くほか、この条約又は規則の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争が交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する締約国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局
- この条約の規定を実施するために有用な細目
- (2) (a) 総会は、規則を修正することができる。
- (b) 修正は、(3)の規定に従ふことを条件として、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。
- (3) 規則は、次のいずれかの場合に限つて修正することができる規定を特定する。
- (i) 全会一致の合意がある場合
- (ii) 自国の国内官庁を国際調査機関又は国際予備審査機関とする締約国及び、政府間機関が国際調査機関又は国際予備審査機関である場合には、当該政府間機関の権限のある機関において他の構成国から委任を受けた当該政府間機関の構成国である締約国のいずれも異なる意見を表明しない場合
- (b) 将来において、当該規定につき付されてゐる条件を解除するためには、場合に依り、(a)(i)又は(ii)に定める条件が満たされなければならない。
- (c) 将来において、いずれかの規定につき(a)に定めるいずれかの条件を付するためには、全会一致の合意がなければならぬ。
- (4) 規則は、総会の監督の下において事務局長が実施細則を作成することによつて定める。
- (5) この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合に、この条約の規定が優先する。

は、それを他の締約国に通報する。

第七章 改正及び修正

第六十条 この条約の改正

- (1) この条約は、締約国の特別の会議により隨時改正することができる。

- (2) 改正会議の招集は、総会が決定する。

- (3) 国際調査機関として又は国際予備審査機関として選定された政府機関は、改正会議にオブザーバーとして出席することを認められる。

- (4) 第五十三条(5)、(9)及び(11)、第五十四条、第五十五条(4)から(8)まで、第五十六条並びに第五十七条の規定は、改正会議により又は次条の規定に従つて修正することができる。

第六十一条 この条約の特定の規定の修正

- (1)(a) 第五十三条(5)、(9)及び(11)、第五十四条、第五十五条(4)から(8)まで、第五十六条並びに第五十七条の規定の修正の提案は、総会の構成国、執行委員会又は事務局長が行うことができる。

- (b) (a)の提案は、遅くとも総会による審議の六箇月前までに、事務局長が締約国に送付する。

- (2)(a) (1)に規定する規定の修正は、総会が採択する。

- (b) 採択は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。

- (3)(a) (1)に規定する規定の修正は、その修正が採択された時に総会の構成国であつた国の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面上の通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。

- (b) (a)の規定に従つて受諾された(1)に規定する規定の修正は、その修正が効力を生ずる時に総会の構成国であるすべての国を拘束する。ただし、締約国の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した締約国のみを拘束する。

- (c) (a)の規定に従つて受諾された修正は、その修正が(a)の規定に従つて効力を生じた日の後に総会の構成国となるすべての国を拘束する。

第八章 最終規定

第六十二条 締約国となるための手続

- (1) 工業所有権の保護に関する国際同盟の構成国は、次のいずれかの手続により、締約国となることができる。

- (i) 署名し、その後に批准書を寄託すること。

- (ii) 加入書を寄託すること。

- (2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託する。工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第二十四条の規定は、この条約の適用について準用する。

- (3) (3)の規定は、いずれかの締約国が(3)の規定に基づいてこの条約を適用する領域の事実上の状態を、他の締約国が承認し又は黙示的に承認することを意味するものと解してはならない。

第六十三条 この条約の効力発生

- (1)(a) この条約は、(3)の規定に従うことを条件として、八の国が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。ただし、それらの国のうち少なくとも四の国がそれぞれ、次のいずれかの条件を満たしていなければならぬ。

- (i) 当該国でされた出願の数が、国際事務局によつて公表された最新の年次統計において四万を超えていること。

- (ii) 当該国の国民又は居住者が一の外国にされた出願の数が、国際事務局によつて公表された最新の年次統計において千以上であること。

- (iii) 当該国の国内官庁が外国の国民又は居住者から受理した出願の数が、国際事務局によつて公表された最新の年次統計において一万以上であること。

- (b) この(1)の規定の適用上、「出願」には、実用

新案の出願を含めない。

- (2) (3)の規定に従うことを条件として、この条約が(1)の規定に従つて効力を生じた時に締約国とならない国は、批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

- (3) 第二章の規定及びこの条約に附属する規則中同章の規定に対応する規定は、(1)に定める三の条件のうち少なくとも一の条件を満たす三の国が同章の規定に拘束される意思を有しないことを次条(1)の規定に基づいて宣言することなく締約国となつた日から適用する。もつとも、その日は、(1)の規定に基づく当初の効力発生の日前ではないものとする。

第六十四条 留保

- (1)(a) いずれの国も、第二章の規定に拘束されないことを宣言することができる。

- (b) (a)の宣言を行つた国は、第二章の規定及び規則中同章の規定に対応する規定に拘束されない。

- (2)(a) (1)(a)の宣言を行わない国は、次のことを宣言することができる。

- (i) 国際出願の写し及び所定の翻訳文の提出については第三十九条(1)の規定に拘束されないこと。

- (ii) 第四十条に規定する国内処理の繰延べの義務によつて、自国の国内官庁による又はこれを通ずる国際出願又はその翻訳文の公表が妨げられることのないこと。もつとも、当該国内官庁に対し第三十条及び第三十一条の義務を免除するものと解してはならない。

- (b) (a)の宣言を行つた国は、その限度において当該規定に拘束されない。

- (3)(a) いずれの国も、自国に関する限り、国際出願の国際公開を行う必要がないことを宣言することができる。

- (b) 優先日から十八箇月を経過した時に、国際出願に(a)の宣言を行つてゐる国のみの指定が

含まれている場合には、その国際出願の第二十一条(2)の規定に基づく国際公開は、行われない。

- (c) (b)の規定が適用される場合であつても、国際事務局は、

- (i) 出願人から請求があつたときは、規則の定めるところにより当該国際出願の国際公開を行う。

- (ii) 国際出願に基づく国内出願又は特許が(a)の宣言を行つてゐるいずれかの指定国の国内官庁により又はその国内官庁のために公表されたときは、その公表の後速やかに当該国際出願の国際公開を行う。ただし、優先日から十八箇月を経過する前であつてはならない。

- (4)(a) 自国の特許が公表の日前日から先行技術としての効果を有することを定めてゐるが工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて主張される優先日を先行技術の問題については自国における実際の出願日と同等に取り扱わないこととする国内法令を有する国は、自国の指定を含む国際出願であつて他国においてしたものを行先技術の問題については自国における実際の出願と同等に取り扱わないことを宣言することができる。

- (b) (a)の宣言を行つた国は、その限度において第十一条(3)の規定に拘束されない。

- (c) (a)の宣言を行つた国は、同時に、自国の指定を含む国際出願が自国において先行技術としての効果を有することとなる日及びそのための条件を書面で通知する。その通知は、事務局長に於て通知により、いつでも変更することができる。

- (5) いずれの国も、第五十九条の規定に拘束されないことを宣言することができる。同条の規定は、その宣言を行つた締約国と他の締約国との間の紛争については、適用しない。

- (6)(a) この条の規定に基づく宣言は、書面で行

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五五六

う。その宣言は、この条約の署名若しくは批准書若しくは加入書の寄託の際に又は、(5)の宣言を除くほか、事務局長に於て通告によりその後いつでも、行うことができる。その通告による宣言は、事務局長がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずるものとす。その六箇月の期間の満了前にされた国際出願には影響を及ぼさない。

(b) この条の規定に基づく宣言は、事務局長に於て通告により、いつでも撤回することができる。その撤回は、事務局長がその通告を受領した日の後三箇月で効力を生ずるものとす。(3)の宣言の撤回にあつては、その三箇月の期間の満了前にされた国際出願には影響を及ぼさない。

(7) 留保は、(1)から(5)までの規定に基づく留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても行うことができない。

第六十五条 漸進的適用

(1) 国際調査機関又は国際予備審査機関との間の取決めが当該国際調査機関又は当該国際予備審査機関が処理を引き受ける国際出願の数又は種類について経過的に制限を定める場合には、総会は、特定の範囲の国際出願についてのこの条約及び規則の漸進的適用に必要な措置を採択する。この(1)の規定は、第十五条(5)の規定に基づく国際型調査の請求について準用する。

(2) 総会は、(1)に規定する条件の下で国際出願をすることができるとなる日及び国際予備審査の請求をすることができるとなる日を定める。これらの日は、それぞれ、第六十三条(1)の規定に従つてこの条約が効力を生じた後六箇月以内の日及び同条(3)の規定に従つて第二章の規定が適用されることとなつた後六箇月以内の日とする。

第六十六条 廃棄

(1) いずれの締約国も、事務局長に於て通告により、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、その通告の事務局長による受領の後六箇月で効力を生ずる。廃棄は、国際出願がその六箇月の期間の満了前にされている場合には及び、廃棄を行う国が選択されている場合にあつてはその選択がその六箇月の期間の満了前に行われているときに限り、廃棄を行う国における当該国際出願の効果に影響を及ぼさない。

第六十七条 署名及び用語

(1) (a) この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、関係政府との協議の上、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語その他総会が指定する言語による公定訳文を作成する。

(2) この条約は、千九百七十年十二月三十一日まで、ワシントンにおいて署名のために開放しておく。

第六十八条 寄託

(1) この条約の原本は、署名のための開放が終了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締約国の政府及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及びこの条約に附属する規則の原本二通を認証して送付する。

(3) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

(4) 事務局長は、すべての締約国の政府及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及び規則の修正の原本二通を認証して送付する。

第六十九条 通報

事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締約国の政府に対し、次の事項を通報する。

(i) 第六十二条の署名
(ii) 第六十二条に規定する批准書又は加入書の

寄託

(iii) この条約の効力発生の日及び第六十三条(3)の規定に従つて第二章の規定が適用されることとなる日
(iv) 第六十四条(1)から(5)までの規定に基づく宣言

(v) 第六十四条(6)の規定に基づく撤回
(vi) 第六十六条の規定によつて受領した廃棄通告

(vii) 第三十一条(4)の宣言
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成した。
(署名欄は省略)

特許協力条約に基づく規則
A部 序
第一規則 略称

1.1 略称の意味
(a) この規則において「条約」とは、特許協力条約をいう。
(b) この規則において「章」及び「条」とは、条約の当該章及び当該条をいう。

2.1 「出願人」
「出願人」というときは、出願人の代理人その他の代表者をもいうものとす。ただし、出願人の語が用いられている規定の表現若しくは性質又は文脈から明らかに異なる意味に解される場合、例えば、特に、その規定が出願人の住所又は国籍に言及している場合は、この限りでない。

2.2 「代理人」
「代理人」というときは、国際機関に対し業として手続をとる権能を有する第四十九条に規定する者をいうものとし、代理人の語が用いられている規定の表現若しくは性質又は文脈から明らかに異なる意味に解される場合を除くほか、4.8に規定する共通の代表者をもいうものとする。

2.3 「署名」
「署名」というときは、受理官庁、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関が適用する国内法令が署名に代えて押印を要求している場合には、当該官庁又は当該機関については、押印をいうものとする。

B部 第一章に関する規則
第三規則 願書(様式)

3.1 印刷した様式
願書は、印刷した様式を用いて作成する。
印刷した様式の入手の可能性
印刷した様式は、受理官庁又は、受理官庁が希望する場合には、国際事務局が出願人に無料で提供する。

3.2 照合欄
(a) 印刷した様式には、記入により次の事項を示すための欄を設ける。

(i) 国際出願の用紙の枚数の合計及び国際出願の各要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)のそれぞれの用紙の枚数

(ii) 委任状(代理人又は共通の代表者を選任する書面、優先権書類、支払った手数料の領収書又は手数料の支払のための小切手、国際調査報告又は国際型調査報告、出願人が発明者の正当な承継人であることを証明する書面及び照合欄に明記するその他の書類の国際出願への添付の有無)

(iii) 要約がパンフレットの表紙及び公報に掲載される場合にその要約とともに掲載するよう出願人が示す図の番号。例外的な場合には、出願人は、二以上の図を示すことが

- できる。
- (b) 照合欄は、出願人が記入するものとし、記入がない場合には、受理官庁が記入し、かつ、必要な注釈を付する。ただし、受理官庁は、(a)に規定する番号を記入してはならない。
- 3.4 細目
- 3.3 の規定に従うことを条件として、印刷した様式に関する細目は、実施細則で定める。
- 4.1 第四規則 願書(内容)
- (a) 必要の及び任意の内容並びに署名
- (i) 願書には、次の事項を記載する。
- (ii) 申立て
- (iii) 発明の名称
- (iv) 出願人及び、代理人がある場合には、代理人に関する表示
- (v) 国の指定
- (vi) 指定国のうち少なくとも一の国の国内法令が国内出願をする時に発明者の氏名又は名称を表示することを定めている場合には、発明者に関する表示
- (b) 願書には、該当する場合には、次の事項を記載する。
- (i) 優先権の主張
- (ii) 既に行われた国際調査又は国際型調査の表示
- (iii) 特定の種類の保護の選択
- (iv) 出願人が広域特許を受けることを希望する旨の表示及び出願人が広域特許を受けることを希望する指定国の国名
- (v) 原出願又は原特許の表示
- (c) 願書には、いずれの指定国の国内法令も国内出願をする時に発明者の氏名又は名称を表示することを定めていない場合であっても、発明者に関する表示を記載することができ、願書には、署名をする。
- 4.2 申立て
- 申立ては、次の趣旨によるものとし、次の文言とすることが望ましい。
- 署名者は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。
- 4.3 発明の名称
- 発明の名称は、短く(英語の場合又は英語に翻訳した場合に二語以上七語以内であることが望ましい。)かつ的確なものとする。
- 4.4 氏名又は名称及びあて名
- (a) 自然人の氏名については、姓及び名を記載するものとし、姓を名の前に記載する。
- (b) 法人の名称については、完全な公式の名称を記載する。
- (c) あて名については、郵便物が速やかに当該あて名に配達されるための慣習上の要件を満たすように記載するものとし、いかなる場合においても、すべての該当する行政単位(住居番号があるときはその番号を含む。)を記載する。指定国の国内法令が住居番号を記載することを要求していない場合には、その番号の記載がないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。電報のあて名、加入電話番号及び電話番号を記載することが望ましい。
- 4.5 各出願人、各発明者又は各代理人については、一、あて名のみを記載する。
- 4.6 出願人
- (a) 願書には、出願人又は、二人以上の出願人があるときは、各出願人につき、その氏名又は名称、あて名、国籍及び住所を記載する。
- (b) 出願人の国籍については、出願人が国民である国の国名を記載する。
- (c) 出願人の住所については、出願人が居住者である国の国名を記載する。
- 4.7 代理人
- 代理人が指定されている場合には、願書には、その旨を記載するものとし、代理人の氏名又は名称及びあて名を記載する。
- 4.8 共通の代理人を有しない二人以上の出願人の代表
- (a) 二人以上の出願人がある場合において、願書にすべての出願人を代表する代理人(「共通の代理人」)の記載をしないときは、願書には、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち一人を共通の代表者として指定する。
- (b) 二人以上の出願人があり、かつ、願書にすべての出願人を代表する代理人の記載をしない場合において、(a)の規定に従い出願人のうちの一人の指定をしないときは、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす。
- 4.9 国の指定
- 締約国の指定は、国名を願書に記載することによって行う。
- 4.10 優先権の主張
- (a) 第八条(1)に規定する申立ては、願書において行うものとし、先の出願に基づく優先権を主張する旨の陳述及び次の事項を記載することによって行う。
- (i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあつては、その出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあつては、その出願がその国についてされた一又は二以上の国の国名
- (ii) 先の出願の日付
- (iii) 先の出願の番号
- (iv) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあつては、その出願がされた国内官庁又は政府機関
- (b) 願書に次の(i)及び(ii)の事項の記載がない場合には、優先権の主張は、条約の系統上行われなかつたものとみなす。
- (i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあつては、その出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあつては、その出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の国の国名
- (ii) 先の出願の日付
- (c) 先の出願の番号が願書に記載されていない場合において、出願人が優先日から十六箇月の期間の満了前に国際事務局にその番号を提示したときは、先の出願の番号は、すべての指定国について所定の期限までに提示されたものとみなす。その期間の満了後に先の出願の番号が提示される場合には、国際事務局は、出願人及び指定官庁に対し、その番号が提示された日付を通知する。国際事務局は、当該国際出願の国際公開においてその日付を表示し又は、国際公開の時にその番号が提示

されていない場合には、その事実を国際公開において表示する。

(d) 願書に記載されている先の出願の日付の日が国際出願日の一年前の日より早い日である場合には、受理官庁又は、受理官庁が怠つたときは、国際事務局は、出願人に対し、第八条(1)の規定に基づく申立ての抹消又は、先の出願の日付が誤つて表示されているときは、その表示された日付の訂正を申請するよう求める。その求めの日から一箇月以内に出願人がその求めに応じなかつた場合には、同条(1)の規定に基づく申立ては、職権によつて抹消する。訂正又は抹消を行つた受理官庁は、その旨を出願人並びに、国際出願の写しが既に国際事務局及び国際調査機関に送附されている場合には、国際事務局及び国際調査機関に通知する。訂正又は抹消が国際事務局によつて行われた場合には、国際事務局は、その旨を出願人及び国際調査機関に通知する。

4.11

(e) 二以上の先の出願に基づく優先権が主張される場合には、(a)から(d)までの規定は、それぞれの先の出願について適用する。

4.12

既に行われた国際調査又は国際型調査の表示いづれかの出願について国際調査又は国際型調査が第十五条(5)の規定に基づいて既に請求されている場合には、願書には、その事実を記載し並びに当該出願(又は場合により当該出願の翻訳文)を国名、日付及び番号で、当該調査の請求を日付及び、可能なときは、番号で特定することが出来る。

4.12 特定の種類の保護の選択

(a) 出願人は、いづれかの指定国において国際出願が特許ではなく第四十三条に規定する他の種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、願書にその旨を記載する。第二条(4)の規定は、この(a)の規定については、適用しない。

(b) 出願人は、第四十四条に規定する場合には、求めている二の種類の保護を記載し又はは、その二の種類の保護のうち一の種類の保護を主として求めるときは、主として求める種類及び補助的に求める種類を明示する。

原出願又は原特許の表示

出願人は、いづれかの指定国において国際出願が追加特許、追加発明者証又は追加実用証の出願として取り扱われることを希望する場合には、追加特許、追加発明者証又は追加実用証が与えられたときにそれらに係る原出願、原特許、原発明者証又は原実用証を特定する。第二条(4)の規定は、この13の規定については、適用しない。

4.14 継続出願又は一部継続出願

出願人は、いづれかの指定国において国際出願が先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合には、願書にその旨を記載し及びそれらに係る原出願を特定する。

4.15 署名

願書には、出願人が署名をする。

4.16 特定の語の音訳又は翻訳

(a) 氏名若しくは名称又はあて名は、ローマ字以外の文字で記載する場合には、更に、単なる音訳又は英語への翻訳によりローマ字を用いて表示する。出願人は、いづれの語を単なる音訳とし又は翻訳とするかについて決定する。

(b) ローマ字以外の文字で記載する国名は、更に、英語で表示する。

4.17 他の事項の記載の禁止

(a) 願書には、4.1から4.16までに定める事項以外のいかなる事項も記載してはならない。

(b) 受理官庁は、願書に4.1から4.16までに定める

事項以外の事項が記載されている場合には、当該記載事項を職権によつて抹消する。

5.1 明細書の記述方法

(a) 明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に表示し及び次の事項を次のように記載する。

(i) その発明の関連する技術分野を明示する。

(ii) 出願人の知る限りにおいてその発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる背景技術を表示する。また、その背景技術について記述している文献を引用することが望ましい。

(iii) 技術的課題(技術的課題が明白に記述されていない場合を含む)及びその解決方法を理解することが出来るように、請求の範囲に記載されている発明を開示する。その発明が背景技術との関連において有利な効果を有する場合には、その効果を記載する。

(iv) 図面がある場合には、図について簡単に説明する。

(v) 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち少なくとも出願人が最良であると考えたものを記載する。その記載は、適当なときは実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。指定国の国内法令が最良の形態ではないいづれかの形態(最良であると考えられるものであるかどうかを問わない)を記載することを認めている場合には、出願人が最良であると考えた形態が記載されていないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

(vi) 発明の説明又は性質から明らかでない場合には、その発明の対象の産業上の利用方法並びに生産方法及び使用方法又は、単に

使用されるものであるときは、使用方法を明示的に記載する。「産業」の語は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけると同様に最も広義に解釈する。

(a) に規定する記述方法及び順序は、発明の性質上異なる記述方法又は順序により発明を一層よく理解することが出来るようになり及び表現が一層簡潔となる場合を除くほか、遵守する。

(c) (b)の規定に従うことを条件として、(a)の各事項の前には、実施細則に示す適当な見出しを付することが望ましい。

6.1 請求の範囲の数及び番号の付け方

(a) 請求の範囲の数は、請求の範囲に記載される発明の性質を考慮して妥当な数とする。

(b) 請求の範囲の数が二以上の場合には、請求の範囲には、アラビア数字により連続番号を付する。

(c) 請求の範囲について補正をする場合における番号の付け方は、実施細則で定める。

6.2 国際出願の他の部分の引用

(a) 請求の範囲は、不可欠である場合を除くほか、発明の技術的特徴について明細書又は図面を引用する記載によつてはならない。特に、請求の範囲は、「明細書の……の箇所に記載したように」又は「図面の……の図に示したように」のような引用をする記載によつてはならない。

(b) 国際出願が図面を含む場合には、請求の範囲に記載されている技術的特徴には、その特徴に係る引用符号を付することが望ましい。引用符号は、括弧を付して用いることが望ましい。引用符号を付することが請求の範囲の速やかな理解を特に容易にするものでない場合には、引用符号は、用いない。指定官庁は、公表に当たっては、引用符号を省略すること

6.3

ができる。

請求の範囲の記述方法

(a) 保護が求められている事項は、発明の技術的特徴を記載することによって明示する。

(b) 請求の範囲には、適当と認められるときは、次のものを含める。

(i) 保護が求められている事項の明示に必要な発明の技術的特徴であつて結合して先行技術をなすものを表示する陳述

(ii) (i)の規定に従つて記載された技術的特徴と結合して保護が求められている技術的特徴を簡潔に記載する特徴部分。この部分は、「に特徴を有する」、「を特徴とする」、「のように改良した」又はその他これらの表現と同様の表現を用いて示される。

(c) 指定国の国内法令が(b)に規定する請求の範囲の記述方法を定めていない場合には、その記述方法に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。ただし、実際に用いられる請求の範囲の記述方法が当該指定国の国内法令の要件を満たしている場合に限る。

6.4

従属請求の範囲

(a) 一又は二以上の他の請求の範囲のすべての特徴を含む請求の範囲（この従属的な形式の請求の範囲を以下「従属請求の範囲」という。）の記載は、可能なときは冒頭に、他の請求の範囲を引用して行い、次に、保護が求められている追加の特徴を記載することによって行う。二以上の他の請求の範囲を引用する従属請求の範囲（多数従属請求の範囲）は、引用しようとする請求の範囲を括弧的な形式によつてのみ引用する。多数従属請求の範囲は、他の多数従属請求の範囲のための基礎として用いてはならない。

(b) 従属請求の範囲は、それが引用する請求の範囲に含まれるすべての限定又は、従属請求の範囲が多数従属請求の範囲である場合には、当該多数従属請求の範囲と関係する特定の請求の範囲に含まれるすべての限定を含むものと解する。

(c) 前の単一の請求の範囲を引用するすべての従属請求の範囲及び前の二以上の請求の範囲を引用するすべての従属請求の範囲は、可能な範囲でかつ最も実質的な方法で取りまとめ記載する。

6.5

実用新案

国際出願に基づき実用新案を与えることを求められている指定国は、国際出願の処理がその指定国において開始された後は、6.1から6.4までに規定する事項につき、これらの規定に代えて実用新案に関する国内法令の規定を適用することができる。ただし、出願人が、出願を当該国内法令の規定に適合させるため、第二十二条に規定する当該期間の満了の後少なくとも二箇月の期間の猶予を与えられることを条件とする。

7.1

工程図及び図表

7.2

工程図及び図表は、図面とする。

第七條(2)(ii)に規定する期間は、事情に応じて相当の期間とし、いかなる場合にも、同条(ii)の規定に基づいて図面又は追加の図面の提出を要求する書面の日付の日から二箇月未満であつてはならない。

8.1

要約の内容及び形式

(a) 要約は、次の事項から成る。

(i) 明細書、請求の範囲及び図面に含まれている開示の概要。概要は、発明の属する技術分野を表示し、並びに技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することができるとように起草する。

(ii) 該当する場合には、国際出願に記載されているすべての化学式のうち発明の特徴を最もよく表すもの

(b) 要約は、表現することができると限りにおいて簡潔なもの（英語の場合又は英語に翻訳した場合に五十語以上百五十語以内であることが望ましい。）とする。

(c) 要約には、請求の範囲に記載されている発明の利点若しくは価値の主張又はその発明の思想的な利用について記載してはならない。

(d) 要約に記載されている主要な技術的特徴であつて国際出願の図面に示されているもののそれぞれには、括弧付きの引用符号を付する。

8.2

場合

8.3

起草上の指針

要約は、当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べる必要性の有無を判断する上で科学者、技術者又は研究者に役立つよう、効率的に利用することができるよう起草する。

9.1

定義

国際出願には、次のものを記載してはならない。

(i) 善良の風俗に反する表現又は図面

(ii) 公の秩序に反する表現又は図面

(iii) 出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性を誘導する記述（先行技術との単なる比較は、それ自体では、誘導とはみなさない。）

(iv) 状況からみて明らかに関連性のない又は不必要な記述又は他の事項

9.2

規定が遵守されていないことの注記

受理官庁及び国際調査機関は、9.1の規定が遵守されていないことを注記することができるものとし、国際出願を自発的に訂正しようとする出願人に示唆することができない。遵守されていないことを注記した場合には、受理官庁は管轄国際調査機関及び国際事務局に、国際調査機関は受理官庁及び国際事務局に、それぞれ通知する。

9.3

第二十一條(6)との関係

第二十一條(6)にいう「誘導の記載」とは、9.1(ii)に規定する意味を有する。

10.1

第十規則 用語及び記号

(a) 度量衡の単位は、メートル法で記載するものとし、メートル法以外のもの記載した場合には、メートル法によるものを併記する。

(b) 温度は、摂氏で記載するものとし、摂氏以外のもの記載した場合には、摂氏によるものを併記する。

(c) 密度は、メートル法で記載する。

(d) 熱、エネルギー、光、音及び磁気の表示並びに数式及び電気量の単位については、国際慣行に従う。化学式については、一般に用いられている記号、原子量及び分子式を用いる。

(e) 技術用語、記号及び符号は、通常、当該技術分野において一般に採用されているものを用いる。

(f) 国際出願又はその翻訳文を英語又は日本語で作成する場合には、小数部分は、最初に小数点を付することによって表示し、国際出願

又はその翻訳文を英語又は日本語以外の言語で作成する場合には、小数点は、コンマを用いる。

一貫性

用語及び記号は、当該国際出願の全体を通じて一貫して使用する。

第十一規則 国際出願の様式上の要件

11.1

提出部数

(a) 国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3 (a)(ii)は、(b)の規定に従うことを条件として、一通を提出する。

(b) 受理官庁は、国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3 (a)(ii) (支払った手数料の領収書又は手数料の支払のための小切手を除く)について、二通又は三通を提出することを要求することができる。この場合には、受理官庁は、記録原本と他の一通又は二通との同一性を確認する責任を負う。

11.2

複製のための適合性

(a) 国際出願のすべての要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて、直接に任意の部数の複製をすることができるよう作成する。

(b) 用紙には、しわ及び裂け目があつてはならない。用紙は、折つてはならない。

(c) 用紙は、片面のみを用いる。

(d) 用紙は、11.13の規定が適用される場合を除くほか、縦長にして用いる(用紙の短辺を下とする)。

11.3

使用するべき材料

国際出願のすべての要素は、可塑性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、かつ、耐久性のある紙を用いて作成する。

11.4

用紙の別等

(a) 国際出願の各要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)は、別個の用紙を用いて作成する。

(b) 国際出願のすべての用紙は、調べる際に容易にめくることができるよう並びに複製のため容易に分離し及び直すことができるようとする。

11.5

用紙の大きさ

用紙の大きさは、A4判(縦二十九・七センチメートル、横二十一センチメートル)とする。ただし、受理官庁は、他の大きさの用紙による国際出願を許すことができる。もつとも、国際事務局に送付する記録原本及び、管轄国際調査機関が要求するときは、調査用写しは、A4判の大きさとする。

11.6

余白

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約を記載する用紙の余白は、少なくとも次のとおりとする。

一枚目の用紙(願書を除く)の上端
八センチメートル

その他の用紙の上端
二センチメートル

左端
二・五センチメートル

右端
二センチメートル

下端
二センチメートル

(b) (a)に規定する余白については、次の数値を超えないことが望ましい。

一枚目の用紙(願書を除く)の上端
九センチメートル

その他の用紙の上端
四センチメートル

左端
四センチメートル

右端
三センチメートル

下端
三センチメートル

(c) 図面を記載する用紙については、その使用することができる面は、縦二十六・二センチ

メートル、横十七センチメートルを超えないものとする。用紙の使用することができる面又は使用した面の周囲には、枠を記載してはならない。余白は、少なくとも次のとおりとする。

上端
二・五センチメートル

左端
二・五センチメートル

右端
一・五センチメートル

下端
一センチメートル

(d) (a)から(c)までに定める余白は、A4判の大きさの用紙について適用する。したがつて、受理官庁がA4判以外の大きさの用紙を許す場合においても、A4判の大きさの記録原本及び、要求されたときは、A4判の大きさの調査用写しには、(a)から(c)までに定める余白をとる。

(e) 国際出願の余白は、その提出の際には、完全な空白としておかなければならない。

11.7

用紙の番号の付け方

(a) 国際出願のすべての用紙には、アラビア数字により連続番号を付する。

(b) (a)の番号は、用紙の上端(余白を除く)の中央に付する。

行の番号の付け方

(a) 明細書及び請求の範囲の各用紙には、五行目ごとに番号を付することが極めて望ましい。

(b) (a)の番号は、用紙の左側の余白の右に付する。

記載事項の書き方

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約は、タイプ印書又は印刷による。

(b) 図式記号、化学式式数、及び日本語の特定の漢字に限り、必要なときは、手書きによることができる。

(c) タイプ印書による場合には、行の間隔は、一・五文字の幅とする。

(d) 記載事項は、大文字の大きさが縦〇・二一

センチメートル以上の文字及び暗色の退色性のない色であつて11.2に定める要件を満たすもので記載する。

(e) (c)及び(d)の規定は、タイプ印書による場合の行の間隔及び文字の大きさに関する限り、日本語による記載については、適用しない。

図、式及び表を用いる記載

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約には、図を記載してはならない。

(b) 明細書、請求の範囲及び要約には、化学式又は数式を記載することができる。

(c) 明細書及び要約には、表を使用することができる。請求の範囲には、表を使用することが望ましい事項についてのみ、表を使用することができる。

図面中の語句

(a) 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A Bの切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイアグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、文言を記載してはならない。

(b) 用いる語は、翻訳された場合にその語が覆われることとなるように、また、図面中のいづれの線にもかかることなくその翻訳をばり付けることができるように配置する。

訂正等

各用紙においては、合理的な範囲を超えて消してはならず、また、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。例外的な場合には、内容の真正であることに疑いがなく、かつ、良好な複製のための要件が損なわれないことを条件として、第一文の規定に従わないことを認めることができる。

図面に関する特別の要件

11.13

11.12

11.11

11.10

- (a) 図面は、耐久性のある、黒色又は青色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び面着色することなく、作成する。
- (b) 切断面は、平行斜線によつて示す。この場合において、引用符号及び引出し線の明瞭な読取りが妨げられてはならない。
- (c) 図の大きさ及び作図の明瞭性は、三分の二の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。
- (d) 例外的に図面の尺度を示す場合には、尺度は、図式で表示する。
- (e) 図面に記載するすべての数字、文字及び引出し線は、簡潔かつ明瞭なものとす。括弧、円又は引用符は、数字及び文字とともに用いない。
- (f) 図面中のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。
- (g) 図の各要素は、異なる比率を使用することが図の明瞭性に不可欠な場合を除くほか、図中の他の要素のそれぞれに対して妥当な比率のものとする。
- (h) 数字及び文字の大きさは、縦〇・三二センチメートル以上とする。図面中の文字は、ローマ字及び、慣習となつてゐる場合には、ギリシャ文字を用いる。
- (i) 図面の同一の用紙には、二以上の図を記載することができる。二以上の用紙に描く図が単一の完全な図を構成する場合には、二以上の用紙に描く図は、単一の完全な図を得るようにならねばならない。各用紙に示されているいずれの図のいずれの部分をも隠すこととならないように配置する。
- (j) 個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、望ましくは図の上下を正しく、相互に十分に離して一又は二以上の用紙に配置する。
- (k) 個々の図には、用紙の番号とは関係なく、

- アラビア数字により連続番号を付する。
- (1) 明細書に用いない引用符号は図面に、図面に用いない引用符号は明細書に用いない。
- (m) 同一の部分は、引用符号を用いて示す場合には、当該国際出願の全体を通じて同一の符号によつて示す。
- (n) 図面に多数の引用符号を用いる場合には、すべての引用符号及びその対応する部分を掲げる別紙を添付することが極めて望ましい。後に提出する書類
- 第十規則及び11.1から11.13までの規定は、国際出願をした後に提出するすべての書類（例えば、補充後のページ、補正後の請求の範囲）についても適用する。
- 翻訳文
- いづれの指定官庁も、提出された国際出願の翻訳文につき、当該国際出願についてその出願時に定められていた要件以外の要件を要求しない。
- 第十二規則 国際出願の言語
- 国際出願 国際出願は、国際事務局と当該国際出願の国際調査の管轄国際調査機関との間に締結される取決めで特定する言語が一つの場合には当該特定する言語で又はその特定する言語が二以上ある場合には当該特定する言語のうちの一つの言語で行う。もつとも、受理官庁は、取決めで特定する言語が二以上ある場合には、当該特定する言語のうち、その言語で国際出願をすべき一の言語又ははいずれか一の言語で国際出願をすべき二以上の言語を定めることができる。
- 国際出願に加える変更
- 補正及び補充のような国際出願に加える変更は、当該国際出願の言語と同一の言語で行う（参照）。

- 第十三規則 発明の単一性
- 要件
- 国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてののみ行う（発明の単一性の要件）。
- 異なる範疇に属する請求の範囲
- 13.1 の規定は、特に、次のいずれか一方のことを許すものと解する。
- (i) 生産物についての独立請求の範囲に加え、その生産物の製造のために特に適した一の方法についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること及びその生産物の一の用途についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること。
- (ii) 方法についての独立請求の範囲に加え、その方法を使用するために特に設計した一の器具又は装置についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること。
- 同一の範疇に属する請求の範囲
- 13.1 の規定に従うことを条件として、単一の包括的な請求の範囲によつては容易に包摂することができない同一の範疇（生産物、方法、器具又は用途）に属する二以上の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させることが許される。
- 従属請求の範囲
- 13.1 の規定に従うことを条件として、従属請求の範囲の特徴がそれ自体で発明を構成すると認められる場合であっても、独立請求の範囲に記載されている発明の特定の態様について保護を求めめる相当の数の従属請求の範囲を同一の国際出願に包含させることが許される。
- 実用新案
- 国際出願に基づき実用新案を与えることを求められている指定国は、国際出願の処理がその指定国において開始された後は、13.1から13.4まで

- に規定する事項につき、これらの規定に代えて実用新案に関する国内法令の規定を適用することができる。ただし、出願人が、出願を当該国内法令の規定に適合させるため、第二十二条に規定する当該期間の満了の後少なくとも二箇月の期間の猶予を与えられることを条件とする。
- 第十四規則 送付手数料
- 送付手数料
- (a) 受理官庁は、出願人に対し、国際出願の受理、国際出願の国際事務局及び管轄国際調査機関への送付並びに受理官庁の資格において国際出願に付随して行うべきその他のすべての任務の遂行に係る手数料（送付手数料）を支払うことを要求することができる。
- (b) 送付手数料の額及び支払期日は、受理官庁が定める。
- 第十五規則 国際手数料
- 基本手数料及び指定手数料
- 各国国際出願については、次の手数料から成る国際事務局のための手数料（国際手数料）を支払わなければならない。
- (i) 「基本手数料」
- (ii) 国際出願における指定国ごとの「指定手数料」。ただし、特定の指定国については同一の広域特許が求められている場合には、それらの指定国の全体について一の指定手数料を支払うものとする。
- (a) 基本手数料の額は、次のとおりとする。
- (i) 国際出願の用紙が三十枚以内の場合には、四十五合衆国ドル又は百九十四スイス・フラン
- (ii) 国際出願の用紙が三十枚を超える場合には、四十五合衆国ドル又は百九十四スイス・フランに三十枚を超える用紙一枚につき一合衆国ドル又は四・三スイス・フランを加えた額

15.5

(b) 出願人が(a)の希望を明記していない場合

16.1

第十六規則 調査手数料

手数料を要求する権利

(b) 調査手数料は、受理官庁が徴収する。調査

手数料は、受理官庁が定める通貨で支払う。

この場合において、その通貨が国際調査機関の所在する国の通貨と同一でないときは、調査手数料は、受理官庁により国際調査機関に移転されたときにその国の通貨に自由に交換することができるものとする。調査手数料の

16.3

部分的な払戻し

國際子彈藥日

ることが出来る場合に限

17 1

願に基づく優先権の主張を伴う場合には、先

願とともに受理官庁に提出されている場合を

くは審査が請求される時まで、出願人が国

定国は、優先権の主張を無視することができ

を記録し並びに出願人及び指定官庁にその旨

17 2

(a) 国際事務局は、指定官庁の明示の要請に

18.1

第十八規則 出願人

出 国

定に従うことを条件として、当該締約国の国内法令によるものとし、受理官庁が決定する。

つ真

ことは、当該締結国において住所を有する事

18.2

の国民であるかどうかの問題は、(b)の規定に

(b) いかなる場合にも、締約国の国内法令に従

3

二人以上の出願人がすべての指定国について

麻人とかへいふ場合は、品名を、

18.4

の少なくとも一人が第九条の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることが出来る。

二人以上の出願人が異なる指定国について異なる場合

(a) 国際出願は、異なる指定国について異なる出願人を表示することが出来る。ただし、各指定国について、当該指定国について表示されている出願人のうちの少なくとも一人が第九条の規定に基づき国際出願をする資格を有する場合に限る。

(b) (a)に定める条件が満たされていない指定国については、その指定は、行われなかつたものとみなす。

(c) 国際事務局は、国内出願をする資格を有する者(発明者、発明者の承継人、発明の所有者その他の者)に関する各国の国内法令に関する情報を随時公表するものとし、指定国における国際出願の効果は、その指定国につき出願人として表示されている者がその指定国の国内法令に基づき国内出願をする資格を有する者であるかどうかによつて影響されることがある旨の警告を当該情報に付記する。

18.5

出願人の名義又は氏名若しくは名称の変更は、出願人又は受理官庁の要請に基づき国際事務局が記録する。国際事務局は、関係国際調査機関及び指定官庁にその旨を通知する。

19.1

出願先

(a) 国際出願は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人の選択により、出願人がその居住者若しくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して行う。

(b) 締約国は、他の締約国又は政府間機関との間で、当該他の締約国の国内官庁又は政府間

機関が自国の国内官庁に代わつて自国の居住者又は国民である出願人のための受理官庁として全部又は一部の目的のために行動することについて合意することが出来る。その合意にかかわらず、当該締約国の国内官庁は、第十五条(四)の規定の適用上、権限のある受理官庁とみなす。

(c) 総会は、第九条(2)の規定に基づいて行つた決定に関連して、その特定した国の居住者又は国民の出願のための受理官庁として行動する国内官庁又は政府間機関を選定する。その選定には、当該国内官庁又は政府間機関の事前の同意を必要とする。

二人以上の出願人

(a) 二人以上の出願人がある場合において、それらの出願人が共通の代理人を有しないときは、19.1の規定の適用上、4.8にいう出願人の共通の代表者を出願人とする。

(b) 二人以上の出願人がある場合において、それらの出願人が共通の代理人を有するときは、19.1の規定の適用上、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を出願人とする。

受理官庁の任務を委任した事実の公表

19.1(1)に規定する合意は、他の締約国の国内官庁若しくは当該他の締約国のために行動する国内官庁又は政府間機関に受理官庁の任務を委任した締約国が国際事務局に速やかに通知する。

(b) 国際事務局は、(a)の通知の受領の後速やかにその通知を公報に掲載する。

第二十規則 国際出願の受理

日付及び番号

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類を受理したときは、受理した各通の願書様式に設けられている欄に実際の受理の日付及び受理した各通の各用紙に国際事務局によつて割り当てられた番号を消えないように付する。

(b) 日付又は番号を付すべき各用紙の箇所及び他の細目は、実施規則で定める。

異なる日における受理

(a) 受理官庁は、国際出願として提出されるものに係るすべての用紙を同一の日に受理しなかつた場合には、国際出願を補完する書類を受理した日を表示することにより願書に記入された日付を訂正するものとし、その訂正は、既に記入されている先の日付を読み取ることが出来るようにして行う。ただし、次のことを条件とする。

(i) 第十一条(2)(a)に規定する補充の求めを出願人に発出していない場合には、最初に用紙を受理した日から三十日以内に当該書類を受理したこと。

(ii) 第十一条(2)(a)に規定する補充の求めを出願人に発出していない場合には、20.6に規定する当該期間内に当該書類を受理したこと。

(iii) 第十四条(2)の場合には、完備していない書類が提出された日から三十日以内に不足の図面を受理したこと。

(iv) 要約の全部若しくは一部を含む用紙がないこと又はその用紙を後に受理したことを理由として、願書に記入された日付を訂正しないこと。

(b) 最初に用紙を受理した日の後に受理した用紙には、受理官庁がその受理の日付を記入する。

日付を読み取ることが出来るようにして行う。

第十一(1)の規定に基づく決定

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類を受理した後速やかにその書類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定する。

(b) 出願人の氏名若しくは名称が誤つて綴られている場合、そのすべての名が記載されていない場合又は法人にあつてはその名称の記載が略称で若しくは不完全に行われている場合であつても、出願人の氏名又は名称の記載は、出願人の同一性を確認することが出来るように行われているときは、第十一条(1)(c)の規定の適用上、十分なものとす。

肯定的な決定

(a) 受理官庁は、第十一条(1)の規定に基づく決定が肯定的である場合には、願書様式に設けられている欄に自己の名称及び「PCT International Application」又は「Demande internationale PCT」の語句の押印をする。受理官庁の公用語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には、「International Application」又は「Demande internationale」の語に受理官庁の公用語へのこれらの語の訳語を付することが出来る。

(b) 願書用紙に(a)の押印をした一通を、国際出願の記録原本とする。

(c) 受理官庁は、出願人に国際出願番号及び国際出願日を速やかに通知する。

20.4

20.5

20.6

20.7

20.8

20.9

20.10

20.11

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(二) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五六四

20.7
内とする。受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出願の日から一年を経過した後当該期間が満了する場合には、これにつき出願人の注意を喚起することができる。
否定的な決定
受理官庁は、所定の期間内に補充の求めに対する応答を受領しなかつた場合又は出願人が提出した補充書によつてもなお第十一条(1)に掲げる要件が満たされていない場合には、次の措置をとる。
(i) 出願人に対し、その出願が国際出願として取り扱われないことを理由を示して速やかに通知する。
(ii) 国際事務局に対し、当該書類の番号が国際出願番号として用いられないことを通知する。

20.8
受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件が書類の受理の時に満たされていたにもかかわらず補充の求めを誤つて発出したことを後に発見し又は出願人の応答に基づいて知つた場合には、20.5又は規定するところによつて処理する。
20.9
出願人のための認証書
受理官庁は、手数料の支払を条件として、出願時における国際出願及びそれに係る補充書の認証書を出願人に対し請求に応じて交付する。
21.1
第二十一規則 写しの作成
受理官庁の責任

22.1
(a) 国際出願について一通を提出することが要求されている場合には、受理官庁は、第十二条(1)の規定によつて必要とされる受理官庁用写し及び調査用写しを作成する責任を負う。
(b) 国際出願について二通を提出することが要求されている場合には、受理官庁は、受理官庁用写しを作成する責任を負う。
(c) 国際出願について11.(b)の規定によつて必要とされる部数よりも少ない部数が提出された場合には、受理官庁は、必要な部数を速やかに作成する責任を負うものとし、当該任務を遂行するための手数料を定め、かつ、その手数料を出願人から徴収する権限を有する。
第二十二規則 記録原本の送付
手続
(a) 第十一条(1)の規定に基づく決定が肯定的である場合には、国際出願を国際出願として取り扱うことが国の安全に関する規定によつて妨げられない限り、受理官庁は、国際事務局に記録原本を送付する。その送付は、国際事務局の受理の後速やかに又は、国の安全を保持するための点検が行われなければならない場合には、必要な手続を経た後できる限り速やかに行う。受理官庁は、いかなる場合にも、優先日から十三箇月を経過する時までに国際事務局に到達するように記録原本を送付する。受理官庁は、その送付を郵便で行う場合には、優先日から十三箇月を経過する時の五日前までに記録原本を送付する。
(b) 出願人は、24.(a)の規定に従ひ国際事務局の送付する受理の通知を優先日から十三箇月十日を経過する時までに受領していない場合には、受理官庁に対し、記録原本の交付又は、受理官庁が記録原本を国際事務局に送付したと主張するときは、受理官庁用写しの認証書と本を交付を請求する権利を有する。
(c) 出願人は、(b)の規定に基づいて受領した原

22.2

(a) 22.1の規定にかかわらず、受理官庁は、国際事務局が受理官庁の送付した記録原本を受領する前に国際事務局が受理官庁の送付した記録原本を受領している場合を除くほか、出願人の送付した原本又は贈本を記録原本とする。
他の手続
(b) 出願人は、国際事務局とともに提出する書面により、(a)の選択を行う。出願人がこの選択を行わなかつた場合には、受理官庁による送付を選択したものとなる。
(c) 出願人が受理官庁による送付を選択する場合に、手続は、22.1に定める手続と同一とする。
(d) 出願人は、自己を通ずる送付を選択する場合に、受理官庁において記録原本を受領すること又は受理官庁が記録原本を郵便で発送することのいずれを希望するかを(b)の書面に記載する。出願人が受理官庁において記録原本を受領する旨の希望を明記する場合には、受理官庁は、22.(a)の手続を経た後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合(その手続のための点検が行われなければならない場合を含む)にも優先日から十三箇月を経過する時の十日前までに、記録原本を出願人に提供することができるとして置く。国際事務局による記録原本の受理のための期間が満了する時までに、出願人が受理官庁において記録原本を受領しない場合には、受理官庁は、国際事務局にその旨を通知する。出願人が自己に対し受理官庁が記録原本を郵便で発送する旨の希望を明記する場合又は受理官庁において記

22.3

(a) 第十二条(3)に規定する期間は、次のとおりとする。
(i) 22.1又は22.(c)に定める手続がとられる場合にあっては、優先日から十四箇月
(ii) 22.(d)に定める手続がとられる場合にあっては、優先日から十三箇月。ただし、22.(e)の規定に基づいて仮の記録原本が提出される場合にあっては、仮の記録原本の提出については優先日から十三箇月、記録原本の提出については優先日から十四箇月
(b) 第四十八条(1)及び第八十二規則の規定は、記録原本の送付については、適用しない。同条(2)の規定は、なお適用する。
22.1及び22.2の規定の違反に関する統計

22.4

22.5

国際事務局の知る限りにおいて、受理官庁が22.1又は22.2の規定に従わかつた事件の数は、毎年一回、公報に掲載する。

この第二十二規則の規定の適用上、「記録原本」とは、国際出願とともに提出された3.3(a)(ii)に規定するすべての書類を含む。3.3(a)(ii)に規定する書類であつて国際出願に添付してあるものとして照合欄に表示されているものが実際には記録原本が受理官庁を離れる時までに提出されてない場合には、受理官庁は、照合欄にその旨を注記するものとし、当該表示は、されなかつたものとみなす。

23.1 手続

(a) 調査用写しは、遅くとも記録原本が国際事務局又は22.(d)の規定により出願人に送付される日と同じ日に受理官庁が国際調査機関に送付する。

(b) 国際事務局は、記録原本の受理の後十日以内に国際調査機関から当該国際調査機関が調査用写しを受け取つた旨の通知を受領してない場合には、当該国際調査機関に国際出願の写しを速やかに送付する。当該写しを作成する費用は、当該国際調査機関が優先日から十三箇月を経過する時までに調査用写しを受け取つていない旨を誤つて主張した場合を除くほか、受理官庁が国際事務局に償還する。

(c) 国際事務局の知る限りにおいて、受理官庁が23.1(a)の規定に従わかつた事件の数は、毎年一回、公報に掲載する。

24.1

記録原本の受理の日付の記録
国際事務局は、記録原本を受理したときは、受理の日付を願書用紙に記入し、自己の印を国

際出願のすべての用紙に押す。

24.2 記録原本の受理の通知

(a) 国際事務局は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人、受理官庁、国際調査機関及びすべての指定官庁に対し、記録原本の受理の事実及び日付を速やかに通知する。その通知には、国際出願番号、国際出願日、出願人の氏名又は名称及び受理官庁の名称を記載することによつて国際出願を特定し並びに、優先権の主張の基礎となる先の出願がある場合には、その出願の日を表示する。出願人に送付する通知には、この(a)の規定に従つて通知された指定官庁の一覧表も含めるものとし、各指定官庁について第二十二規則(3)に規定する当該期間を表示する。

(b) 国際事務局は、22.3に定める期間の満了の後、に記録原本を受理した場合には、出願人、受理官庁及び国際調査機関にその旨を速やかに通知する。

第二十五規則 国際調査機関による調査用写しの受領

25.1 調査用写しの受領の通知

国際調査機関は、国際事務局、出願人及び、国際調査機関が受理官庁と同一でない限り、受理官庁に対し、調査用写しの受領の事実及び日付を速やかに通知する。

第二十六規則 国際出願の要素の点検及び補充

26.1 点検のための期間

(a) 受理官庁は、第十四条(1)(b)に規定する補充の求めを、できる限り速やかに発出する。この場合において、国際出願の受理の時から一箇月以内に行うことが望ましい。

(b) 受理官庁は、第十四条(1)(a)(ii)又は(iv)の欠陥(発明の名称の記載又は要約がないこと)の補充を要求するよう求めを発出したときは、その旨を国際調査機関に通知する。

26.2 補充のための期間

第十四条(1)(b)に規定する期間は、事情に応じて相当の期間とし、個々の事案につき受理官庁が指定する。指定する期間は、補充の求めの日から一箇月以上とし、通常、その日から二箇月以内とする。

第十四条(1)(a)(v)に規定する様式上の要件の点検

第十一規則に定める様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかどうかを点検する。

26.4 手続

(a) 受理官庁に提出される補充は、その補充によつて書き換えられる用紙の明瞭さ及び直接複製の可能性に悪影響を及ぼすことなく書簡から記録原本に書き換えられることができる性質のものである場合には、受理官庁に於ける書簡において記載することができ、その他の場合には、出願人は、その補充を含む差替え用紙を提出することを要求されるものとし、その差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。

(b) 受理官庁は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。受理官庁は、補充を記載した書簡の写し又は、補充が差替え用紙に含まれている場合には、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡、及び差替え用紙の写しを一件書類に保存する。

(c) 受理官庁は、国際事務局に書簡又は差替え用紙を速やかに送付する。国際事務局は、書簡において請求された補充を受理官庁によるその受理の日付とともに記録原本に書き換え又は差替え用紙を記録原本に挿入する。書簡又は差し替えられる用紙は、国際事務局の一件書類に保存する。

(d) 受理官庁は、書簡の写し又は差替え用紙の写しを国際調査機関に速やかに送付する。

26.5 国際出願の要素の補充

(a) 受理官庁は、出願人が補充を所定の期間内に提出したかどうかを決定する。補充が所定の期間内に提出された場合には、受理官庁は、そのように補充された国際出願は取り下げられたものとみなすべきであるかどうかを決定する。

(b) 受理官庁は、補充を含む書類に受理した日付を記入する。

26.6 不足図面

(a) 第十四条(2)に規定するところにより国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、国際出願にその旨を表示する。

(b) 出願人が第十四条(2)に規定する通知を受領する日は、20.(a)(ii)に定める期間にいかなる影響をも及ぼすものではない。

第二十七規則 手数料の不払

27.1 手数料

(a) 第十四条(3)(a)の規定の適用上、「第三条(4)(iv)にいう所定の手数料」とは、送付手数料(第十四規則)、国際手数料の基本手数料(15.(i))及び調査手数料(第十六規則)をいう。

(b) 第十四条(3)(a)及び(b)の規定の適用上、「第四条(2)にいう所定の手数料」とは、国際手数料の指定手数料(15.(ii))をいう。

第二十八規則 国際事務局又は国際調査機関が認めた欠陥

28.1 欠陥についての注意

(a) 国際事務局又は国際調査機関は、国際出願に第十四条(1)(a)(i)、(ii)又は(v)の欠陥が含まれているとの見解を有する場合には、その欠陥について受理官庁の注意を喚起する。

(b) 受理官庁は、(a)の見解に同意しない場合を

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五六六

除くほか、第十四条(1)(b)及び第二十六規則に定めるところによつて処理する。

第二十九規則 第十四条(1)、(3)又は(4)の規定に従つて取り下げられたとみなされる国際出願又は指定

受理官庁による認定

29.1

(a) 第十四条(1)(b)及び26.5

がされない場合、同条(3)(a)27.1(a)に規定する所定の手数料が支払われない場合)又は同条(4)(第十一條(1)から(四)までに掲げる要件が満たされていなければ認められた場合)の規定に従い、受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言する場合には、

(i) 受理官庁は、国際事務局に対し、記録原本(既に送付されている場合を除く)及び出願人が提出した補充を送付する。

(ii) 受理官庁は、出願人及び国際事務局にその宣言を速やかに通知するものとし、国際事務局は、関係指定官庁に通知する。

(iii) 受理官庁は、第二十三規則に規定する調査用写しの送付を行わないものとし、調査用写しを既に送付している場合には、国際調査機関にその宣言を通知する。

(iv) 国際事務局は、出願人に記録原本の受理を通知することを要しない。

(v) 受理官庁は、第十四条(3)(b)27.1(b)に規定する所定の指定手数料が支払われない場合)の規定に従い、前年の十一月三十日まで当該国内官庁から国際事務局に於てた通告により、毎年更新しなければならぬ。

(vi) 第十三条(2)(b)の規定に基づき要請は、写しの作成及び郵便に係る費用を賄う手数料の支払を条件とする。

第十三条の規定に基づいて請求される写しの作成は、国際事務局の責任とする。

31.2

31.1

30.1

29.4

29.3

29.2

32.1

32.2

33.1

33.2

33.3

33.4

33.5

33.6

33.7

33.8

33.9

33.10

33.11

33.12

33.13

33.14

33.15

33.16

33.17

- 又は同条(2)の規定により維持されている場合には、当該指定官庁は、国際事務局にその旨を速やかに通知する。
- ある種の事実についての受理官庁に対する注意の喚起
- 国際事務局又は国際調査機関は、第十四条(4)に規定する認定を受理官庁が行うべきであると認める場合には、関係する事実について受理官庁の注意を喚起する。
- 第十四条(4)に規定する宣言を行う意図の通知
- 受理官庁は、第十四条(4)に規定する宣言を行う前に、宣言を行う意図及び理由を出願人に通知する。出願人は、受理官庁による暫定的な認定に同意しない場合には、その通知の時から一箇月以内にその旨の抗弁を提出することができ、
- 第三十規則 第十四条(4)に規定する期間
- 第十四条(4)に規定する期間は、国際出願日から六箇月とする。
- 第三十一規則 第十三条の規定に基づいて請求される写し
- 写しの請求
- 第十三条(1)の規定に基づく要請は、当該国内官庁が指定官庁となつていて国際出願の全部、特定の種別又は個々について行うことができる。国際出願の全部又は特定の種別についての要請は、前年の十一月三十日まで当該国内官庁から国際事務局に於てた通告により、毎年更新しなければならぬ。
- 第十三条(2)(b)の規定に基づき要請は、写しの作成及び郵便に係る費用を賄う手数料の支払を条件とする。
- 第十三条の規定に基づいて請求される写しの作成は、国際事務局の責任とする。
- 第三十二規則 国際出願又は指定の取下
- 取下
- (a) 出願人は、国内処理又は国内審査が既に開始された指定国に関する場合を除くほか、優先日から二十箇月を経過する前に国際出願を取り下げることができる。出願人は、指定国において処理又は審査が開始される前にその指定国の指定を取り下げることができる。
- (b) すべての指定国の指定の取下は、国際出願の取下げとみなす。
- (c) 取下げは、国際事務局又は、記録原本が国際事務局にまだ送付されていない場合には、受理官庁に対する出願人からの署名された通告によつて行う。4.(b)の場合には、その通告には、すべての出願人の署名を必要とする。
- (d) 記録原本が既に国際事務局に送付されている場合には、取下げの事実及びその通告の受理の日付は、国際事務局が記録するものとし、国際事務局が受理官庁、出願人、その取下げによつて影響を受ける指定官庁及び、国際出願の取下げである場合において国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言がまだ作成され又は行われていないときは、国際調査機関に速やかに通知する。
- 第三十三規則 国際調査における関連のある先行技術
- 国際調査における関連のある先行技術
- (a) 第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術とは、世界のいづれかの場所において書面による開示(図面その他の図解を含む)によつて公衆が利用することができるようになつており、かつ、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの及び進歩性を有するもの(自明のものではないもの)と認められるかどうかを決定するに当たつて役立ち得るすべてのものをいう。ただし、公衆が利用することができるようになつたことが当該国際出願日前に生じていることを条件とする。
- (b) 書面による開示を公衆が利用することができるようになつたことが国際出願日の後に生じている場合には、国際調査報告は、書面による開示が口頭による開示、使用、展示その他の手段であつて書面による開示の内容を公衆が利用することができるようになつたものに言及し、かつ、公衆が利用することができるようになつたことが国際出願日前の日に生じていた場合には、その事実及びその事実の生じた日付を個々に指摘する。
- (c) いずれかの公表された出願又はいづれかの特許は、その公表の日が調査の対象となつていない国際出願の国際出願日の後であるがその出願の日(該当する場合)は、その主張する優先日)が当該国際出願日前であるものである場合には、当該国際出願日前に公表されたものとならば第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術を構成したであらうとされるものであるときは、国際調査報告において特別に指摘する。
- 国際調査を行うべき分野
- (a) 国際調査は、当該発明に関連する技術を包含する可能性があるすべての技術分野につき及びその可能性があるすべての調査用資料に基づいて行う。
- (b) したがつて、当該発明を分類することができ、技術分野に属する技術分野についてのみでなく、類似の技術(いづれかの分野に分類されるかを問わない)についても調査する。
- (c) 当該事業においていづれかの技術を類似の技術と明示的に記載されている特定の機能のみならず、当該発明の必然的かつ本質的な機能又は用途であると思われるものに照らして考

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五六七

34.1

- (a) 国際調査は、国際出願に記載されている発明がその細部において異なっている場合であっても、請求の範囲に記載されている発明の対象とその発明の全部又は一部の特徴について均等であるとして一般に認められているすべての事項を包含するものとする。
- (b) 国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う。
- (c) 国際調査は、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、特に請求の範囲に含まれる発明概念に重点を置いて、請求の範囲に基づいて行う。
- (d) 国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う。
- 第三十四規則 最小限資料
- (a) 第二十条(i)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。
- (b) 第十五条(ii)に規定する資料(「最小限資料」)は、次のものから成る。
- (i) (c)に掲げる「国内特許文獻」
- (ii) 公表された国際(PCT)出願、特許及び発明者証の公表された広域出願並びに公表された広域特許及び広域発明者証
- (iii) 公表された非特許文獻のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覽表において公表されるもの
- (e) 「国内特許文獻」は、(d)及び(e)の規定に従ふことを条件として、次のものとする。
- (i) アメリカ合衆国、スイス(ドイツ語及びフランス語のものに限る)、ソヴィエト連邦、旧ドイツ特許庁、日本国、フランス及び連合王国によつて千九百二十年以後に発行された特許

33.3

- (d) ドイツ連邦共和国によつて発行された特許
- (ii) (i)及び(ii)に掲げる国において千九百二十年以後に公表された特許出願
- (iii) ソヴィエト連邦によつて発行された発明者証
- (v) フランスによつて発行された実用証及び公表された実用証の出願
- (vi) 千九百二十年後に他の国によつて発行された特許及び他の国において公表された特許出願のうち英語、ドイツ語又はフランス語のものであつて優先権の主張を伴わないもの。ただし、当該他の国の国内官庁がこれらの文獻を抽出して各国国際調査機関が自由に利用することができるようになる場合に限る。
- (d) 出願が再度公表される場合(例えば、出願公開報(Offenlegungsschrift)及び出願公告公報(Anzeigenschrift)の場合)又は三度以上公表される場合には、国際調査機関は、その資料にそれらのすべての種類を保持する義務を負わない。したがつて、各国国際調査機関は、二種類以上を保持しないことができる。更に、出願が認められて特許又は実用証(フランス)が発行される場合には、国際調査機関は、その資料に出願及び特許又は実用証(フランス)の双方を保持する義務を負わない。したがつて、各国国際調査機関は、出願又は特許若しくは実用証(フランス)のいずれか一方に限つて保持することができる。
- (e) 国際調査機関の公用語が日本語又はロシア語でない場合には、当該国際調査機関は、その資料に日本語又はソヴィエト連邦の特許文獻であつて英語の要約が一般に利用することができないものを含めないことができる。英語の要約がこの規則の効力発生の日の後に一般に利用することができるようにした場合においては、その要約が一般に利用すること

35.2

- (a) 受理官庁は、第十六条(b)に規定する関係取決めに従ひ、次のいずれかの方法により二以上の国際調査機関を特定することができる。
- (i) 当該受理官庁にされたいづれの国際出願についても特定するすべての国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、その選択を出願人にゆだねること。
- (ii) 当該受理官庁にされた特定の種類の国際出願については一又は二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、当該受理官庁にされた他の種類の国際出願については一又は二以上の他の国際調査機関によつて管轄されることを宣言すること。ただし、二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言した種類の国際出願については、その選択を出願人にゆだねることを条件とする。
- (b) (a)の規定に基づく権能を行使する受理官庁は、国際事務局に速やかに通知するものと
- ができるようになった後六箇月以内にその要約に係る特許文獻を含めることが要求される。英語の要約が以前には一般に利用することができていた技術分野における英語の要約を提供する業務が中断した場合においては、総会は、その技術分野におけるその業務の速やかな回復のための適当な措置をとる。
- (f) この第三十四規則の規定の適用上、公衆の閲覧に供されたにすぎない出願は、公表された出願とはみなさない。
- 第三十五規則 管轄国際調査機関
- 一の国際調査機関による管轄
- 各受理官庁は、第十六条(b)に規定する関係取決めに従ひ、国際出願についての国際調査を管轄する国際調査機関を国際事務局に通知するものとし、国際事務局は、その通知を速やかに公表する。
- 二以上の国際調査機関による管轄
- (a) 受理官庁は、第十六条(b)に規定する関係取決めに従ひ、次のいずれかの方法により二以上の国際調査機関を特定することができる。
- (i) 当該受理官庁にされたいづれの国際出願についても特定するすべての国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、その選択を出願人にゆだねること。
- (ii) 当該受理官庁にされた特定の種類の国際出願については一又は二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、当該受理官庁にされた他の種類の国際出願については一又は二以上の他の国際調査機関によつて管轄されることを宣言すること。ただし、二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言した種類の国際出願については、その選択を出願人にゆだねることを条件とする。
- (b) (a)の規定に基づく権能を行使する受理官庁は、国際事務局に速やかに通知するものと

35.1

- し、国際事務局は、その通知を速やかに公表する。
- 第三十六規則 国際調査機関の最小限の要件
- 最小限の要件の定義
- 第十六条(b)(i)に規定する最小限の要件は、次のとおりとする。
- (i) 国内官庁又は政府間機関は、調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。
- (ii) 国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、調査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を所有していなければならない。
- (iii) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野を調査することができ、職員であつて少なくとも第三十四規則に定める最小限資料が作成され又は翻訳された言語を理解する語学力を有するものを有していなければならない。
- 第三十七規則 発明の名称の欠落又は欠陥
- 発明の名称の欠落
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。
- 発明の名称の決定
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において出願人に対し発明の名称の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないとき又は発明の名称が3の規定に従っていないとき又は国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら発明の名称を決定する。

36.1

- 第三十七規則 発明の名称の欠落又は欠陥
- 発明の名称の欠落
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。
- 発明の名称の決定
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において出願人に対し発明の名称の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないとき又は発明の名称が3の規定に従っていないとき又は国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら発明の名称を決定する。

37.1

- 第三十七規則 発明の名称の欠落又は欠陥
- 発明の名称の欠落
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。
- 発明の名称の決定
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において出願人に対し発明の名称の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないとき又は発明の名称が3の規定に従っていないとき又は国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら発明の名称を決定する。

37.2

- 第三十七規則 発明の名称の欠落又は欠陥
- 発明の名称の欠落
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。
- 発明の名称の決定
- 国際出願に発明の名称の記載がない場合において出願人に対し発明の名称の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないとき又は発明の名称が3の規定に従っていないとき又は国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら発明の名称を決定する。

38.1

第三十八規則 要約の欠落

要約の欠落
国際出願に要約が含まれていない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。

38.2

要約の作成

(a) 国際出願に要約が含まれていない場合において出願人に対し要約の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないときは、要約が第八規則の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら(当該国際出願の国際公開に用いられる言語で)要約を作成するものとし、要約が第八規則の規定に従っていないと認められた場合にあっては、自ら作成した要約について一箇月以内に意見を述べよう出願人に求める。

(b) 要約の最終的内容は、国際調査機関が決定する。

39.1

定義

国際調査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合には、当該国際出願の全部又は一部について調査をすることを要しない。

- (i) 科学及び数学の理論
- (ii) 植物及び動物の品種又は植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、微生物学的方法及び微生物学的方法による生産物については、この限りでない。
- (iii) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
- (iv) 手術又は治療による人体又は動物の体の処

40.1

置方法及び人体又は動物の体の診断方法

(v) 情報の単なる提示
(vi) コンピューター・プログラムのうち国際調査機関が当該プログラムについて先行技術を調査する態勢にある範囲外のもの

第四十規則 発明の単一性の欠如(国際調査)

支払の求め

第十七条(3)(a)に規定する追加手数料の支払の求めには、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記し及び支払うべき額を示す。

追加手数料

(a) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定める。

(b) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料は、国際調査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際調査機関内の三人の合議体その他の特別の機関又は権限のある上級機関が審理するものとし、これらの機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際調査報告とともに指定官庁に通知する。出願人は、第二十二条の規定に従って要求される国際出願の翻訳文の提出とともにそれらの書面の翻訳文を提出する。

(d) (c)に規定する三人の合議体、特別の機関又は権限のある上級機関には、異議の対象となつた決定をした者を含めない。

40.3

期間

第十七条(3)(a)に規定する期間は、個々の事案につき事情に応じて国際調査機関が指定する。

指定する期間は、出願人のあて名が国際調査機関の所在国と同一の国内にあるか又は異なる国内にあるかにより、それぞれその求めの日から十五日以上四十五日以内又は三十日以上四十五日以内とする。

41.1

第四十一規則 国際型調査

結果の利用の義務及び手数料の払戻し

第十五条(5)の規定に従って行われた国際型調査が11に定める形式で願書に表示されている場合には、国際調査機関は、当該国際出願に関する国際調査報告を作成するに当たり、その国際型調査の結果をできる限り利用する。国際調査報告の全部又は一部を国際型調査の結果に基づいて作成することができる場合には、国際調査機関は、第十六条(3)(b)に規定する取決めで定める範囲において及び条件に従って、調査手数料を払い戻す。

42.1

第四十二規則 国際調査のための期間

国際調査のための期間
国際調査機関との間のすべての取決めは、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言を作成するための一律の期間を定める。この期間は、国際調査機関による調査用写しの受領から三箇月の期間又は優先日から九箇月の期間のうちいずれか遅く満了するものを超えるものであつてはならない。条約の効力発生の時から三年の過渡的期間においては、国際調査機関との間の取決めに定める期間について個別に交渉することができ。ただし、その期間は、第二文に規定する期間のうちいずれか遅く満了するものを二箇月以上超えないものとし、いかなる場合にも優先日の後十八箇月を経過する時よりも遅く満了するものであつてはならない。

43.1

第四十三規則 国際調査報告

表示
国際調査報告には、国際調査報告を作成した国際調査機関をその国際調査機関の名称を記載することにより、当該国際出願を国際出願番号、出願人の氏名又は名称、受理官庁の名称及び国際出願日を記載することによつて特定する。

43.2

日付

国際調査報告には、日付を記入するものとし、国際調査が実際に完了した日付を表示する。国際調査報告には、また、優先権の主張の基礎となる先の出願の日を表示する。

43.3

分類

(a) 国際調査報告には、少なくとも国際特許分類に従つて、発明の属する分類を表示する。

43.4

言語

(b) (a)の分類は、国際調査機関が付与する。国際調査報告及び第十七条(2)(a)の宣言は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

43.5

列記

(a) 国際調査報告には、関連のあると認められる文献を列記する。

(b) 列記される文献を特定する方法は、実施細則で定める。

(c) 列記された文献のうち特に関連のあるものについては、特別に表示する。

(d) すべての請求の範囲には関連しない列記された文献は、その関連する請求の範囲との関係において表示する。

(e) 列記された文献の一部の箇所のみが関連し又は特に関連する場合においては、その一部の箇所は、例えば、ページ、段又は行を表示することによつて特定する。調査を行つた分野

43.6

- (a) 国際調査報告には、調査を行った分野の分類の記号を表示する。その表示が国際特許分類以外の分類に基づいてされる場合には、国際調査機関は、その使用する分類を公表する。
- (b) 国際調査が第三十四規則に定める最小限資料に含まれない国、期間又は言語に係る特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証、追加実用証又はこれらの種類の保護を求める公表された出願について行われた場合には、国際調査報告は、実行可能なときは、当該国際調査を行った文献の種類、国、期間及び言語を表示する。第二条(四)の規定は、この(b)の規定については、適用しない。
- 43.7 発明の単一性に関する注釈
出願人が国際調査のための追加手数料を支払った場合には、国際調査報告には、その旨を表示する。更に、国際調査が主発明(第十七条(3)(a))のみについて行われた場合には、国際調査報告には、国際出願について調査を行った部分及び調査を行わなかった部分を表示する。
- 43.8 署名
国際調査報告には、国際調査機関の権限のある職員が署名をする。
- 43.9 他の事項の記載の禁止
国際調査報告には、33.1(b)及び(c)、43.1から43.5まで並びに44.2(a)及び(b)に定める事項並びに第十七条(2)(b)の表示以外のいかなるものも記載してはならない。特に、見解の表明、理由、論証又は説明を記載してはならない。
- 43.10 様式
国際調査報告の様式上の要件は、実施細則で定める。
- 44.1 第四十四規則 国際調査報告の送付等
報告又は宣言の写し
- (a) 国際調査機関は、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。
- 44.2 発明の名称及び要約
(a) (b)及び(c)の規定に従うことを条件として、国際調査報告には、国際調査機関が出願人の提出した発明の名称若しくは要約を承認する旨を表示し又は第三十七規則若しくは第三十八規則の規定に従って国際調査機関が作成した発明の名称若しくは要約の本文を添付する。
- (b) 国際調査が完了した時に要約に関する国際調査機関の案文について出願人が意見を述べることが出来る期間が満了していない場合には、国際調査報告には、要約に関する限り未確定である旨を表示する。
- (c) 国際調査機関は、(b)の期間が満了した後速やかに、その承認し又は作成した要約を国際事務局及び出願人に通知する。
- 44.3 列記された文献の写し
(a) 第二十条(3)の請求は、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から七年の期間いつでも行うことができる。
- (b) 国際調査機関は、(a)の請求を行った当事者(出願人又は指定官庁)に対し、写しの作成及び郵便に係る費用を支払うことを要求することができる。写しの作成に係る費用は、当該国際調査機関と国際事務局との間に締結される第十六条(3)(b)に規定する取決めで定める。
- (c) 直接に指定官庁に写しを送付することを希望しない国際調査機関は、国際事務局に写しを送付するものとし、国際事務局は、(a)及び(b)の定めるところにより手続をとる。
- (d) 国際調査機関は、自己に対して責任を負う他の機関を通じて(a)から(c)までに定める任務を遂行することができる。
- 45.1 第四十五規則 国際調査報告の翻訳
言語
国際調査報告及び第十七条(2)(a)の宣言は、英語で作成されていない場合には、英語に翻訳する。
- 46.1 第四十六規則 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書
期間
第十九条に規定する期間は、国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から二箇月又は、その送付が優先日から十四箇月を経過する前に行われた場合には、その送付の日から三箇月とする。
- 46.2 補正書の日付
補正書の受理の日付は、国際事務局が記録するものとし、国際事務局が発行する刊行物又は写しに表示する。
- 46.3 補正書の言語
国際出願が国際事務局による国際公開に用いられる言語以外の言語でされた場合には、第十九条の規定に基づく補正は、国際出願がされた言語及びその国際公開に用いられる言語の双方でする。
- 46.4 説明書
(a) 第十九条(1)に規定する説明書は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成するものとし、英語の場合又は英語に翻訳した場合に五百語を超えてはならない。
- (b) (a)の説明書には、国際調査報告に関する意見又は国際調査報告に列記された文献との関連性に関する意見を記載してはならない。もつとも、請求の範囲についての特定の補正が当該列記された文献との関連性を避けるためのものであることを示す場合に限り、国際調査報告に列記された文献に言及することができる。
- 46.5 補正書の形式
(a) 出願人は、第十九条の規定に基づく補正のため、最初に提出した用紙と異なる請求の範囲のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。差替え用紙を添付する書簡においては、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。補正により一の用紙の全体が削除されることとなる場合には、当該補正は、書簡によつて通知する。
- (b) 国際事務局は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。国際事務局は、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡及び(a)の本文にいう書簡を一件書類に保存する。
- (c) 国際事務局は、差替え用紙を記録原本に挿入するものとし、(a)の本文の場合には、当該削除の旨を記録原本に表示する。
- 47.1 第四十七規則 指定官庁への送達
手続
(a) 第二十条に規定する送達は、国際事務局が行う。
- (b) (a)の送達は、補正書若しくは出願人が国際事務局への補正書の提出を行う意思を有しない旨の宣言を国際事務局が出願人より受理した後又は、いかなる場合にも、46.1に定める期間が満了したときは、速やかに行う。国際調査機関が第十七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合に、第二十条に規定する送達は、当該国際出願が取り下げられない限り、国際事務局が国際調査機関よりその宣言を通知された日から一箇月以内に行う。この送達には、第十七条(2)(a)の規定に従つて出願人に送付された通知の日付を表示する。
- (c) 国際事務局は、出願人に対し、送達が行わ

れた指定官庁及びその送達の日付を記載した通知を送付する。この通知は、送達と同じ日に送付する。

(d) 各指定官庁は、要求したときは、^{45.1}に定める翻訳による国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言をも受領する。

(e) 指定官庁が第二十条に規定する義務を免除した場合に、免除しなかつたとしたならばその指定官庁に送付されたであらう文書の写しは、その指定官庁又は出願人の請求により、(c)に規定する通知の送付の時に出願人に送付される。

47.2

(a) 送達に必要な写しは、国際事務局が作成する。

(b) (a)の写しの用紙は、A4判の大ききとす。

47.3

第二十条の規定に従つて送達される国際出願の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語とする。ただし、その言語が当該国際出願がされた言語以外の言語である場合には、指定官庁の要請に応じ、これらのいずれか又は双方の言語とする。

48.1

形式 第四十八規則 国際公開

(a) 国際出願は、パンフレットの形式で国際公開を行う。

(b) パンフレットの形式及び複製の方法に関する細目は、実施細則で定める。

48.2

内容 (a) パンフレットは、次のものを含むものとする。

- (i) 規格による表紙
- (ii) 明細書
- (iii) 請求の範囲
- (iv) 図面(該当する場合)

(v) 国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言(5)の規定が適用される場合を除く。

(vi) 第十九条(1)の規定に基づいて提出された説明書。ただし、当該説明書が^{46.4}の規定に従つていないと国際事務局が認めた場合を除く。

(b) 表紙には、(c)の規定に従うことを条件として、次のものを掲載する。

(i) 願書から抽出する事項その他の実施細則で定める事項

(ii) 国際出願が図面を含む場合には一又は二以上の図

(iii) 要約。要約が英語及び他の言語の双方で作成されている場合には、英文を最初に掲載する。

(c) 第十七条(2)(a)の宣言が行われた場合には、表紙には、目立つようにその事実について言及するものとし、図面及び要約のいずれも掲載することを要しない。

(d) (b)(ii)に掲げる図は、²に定めるところによつて選択する。その図は、縮小された形態で表紙に掲載することができ、

(e) (b)(ii)に掲げる要約の全体を表紙に掲載することができない場合には、その要約は、表紙の裏面に掲載する。^{48.3}(c)の規定に従つて公開される必要がある場合における要約の翻訳文についても、同様とする。

(f) 請求の範囲について第十九条の規定に基づく補正がされた場合には、国際公開には、出願時における請求の範囲の全文及び補正後の請求の範囲の全文又は出願時における請求の範囲の全文及び補正を明記する記載を含める。同条(1)に規定する説明書も、その説明書が^{46.4}の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、国際公開に含める。また、請求の範囲についての補正書の国際事務局による受理の日付を表示する。

(g) 国際公開を行うべき時に国際調査報告をま

だ利用することができない場合(例えば、第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(i)の規定による出願人の請求に基づく国際公開の場合)には、パンフレットには、国際調査報告に代えて、国際調査報告を利用することができなかつた旨、及び国際調査報告を含むパンフレットの再発行が行われる旨又は国際調査報告が(利用することができるようになつたときに)別個に公開される旨を掲載する。

(b) 国際公開を行うべき時に第十九条の規定に基づいて請求の範囲について補正をするための期間が満了していない場合には、パンフレットには、その事実について言及するものとし、同条の規定に基づいて請求の範囲について補正がされた場合に補正の後速やかにパンフレット(補正後の請求の範囲を含む)の再発行が行われる旨又はすべての補正を示す説明書が公開される旨を掲載する。そのような説明書の公開による場合には、少なくとも表紙及び請求の範囲は、再発行するものとし、同条(1)に規定する説明書が提出されたときは、その説明書が^{46.4}の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、その説明書も、公開する。

(i) 実施細則は、(g)及び(h)に規定するいずれかの方法が適用される場合を決定する。その決定は、当該補正の量及び複雑さの度合い又は当該国際出願の量並びに要する費用に基づいて行う。

(a) 国際出願は、英語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語でされた場合には、国際出願がされた言語で国際公開を行う。

(b) 国際出願は、英語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語以外の言語でされた場合には、英語による翻訳文で国際公開を行う。翻訳文は、国際調査機関の責任において

作成されるものとし、国際調査機関は、所定の日までに第二十条に規定する送達が行われることができるよう又は、国際公開がその送達よりも早い日に行われるべき場合には、所定の日までに国際公開が行われることができるように翻訳文を準備する義務を負う。国際調査機関は、^{16.1}(a)の規定にかかわらず、出願人に対し翻訳に係る手数料を課することができ、国際調査機関は、出願人に対し翻訳の案文について意見を述べる機会を与える。国際調査機関は、事情に応じて、意見を述べるための相当の期間を定める。翻訳文が送達される前に出願人の意見を考慮する時間がない場合は又は正確な翻訳について出願人と国際調査機関との間に見解の相違がある場合には、出願人は、国際事務局及び翻訳文が送達された各指定官庁に対し、自己の意見又はなお相違する意見を送付することができる。国際事務局は、国際調査機関の翻訳文とともに又はその翻訳文の国際公開の後に、送付された意見の要旨を公開する。

(c) 国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、国際調査報告及び要約又は第十七条(2)(a)の宣言は、当該言語及び英語の双方で国際公開を行う。英語による翻訳文は、国際事務局の責任において作成する。

出願人の請求に基づく早期の国際公開

(a) 出願人が第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(i)の規定に基づいて国際公開を請求した場合において、国際出願とともに国際公開を行うために国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言をまだ利用することができないときは、国際事務局は、実施細則で定める額の特別の国際公開のための手数料を徴収する。

(b) 第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(i)の規定に基づき国際公開は、出願人が国際公開を請求した後及び、(a)の規定に従つて特別の手

48.4

(a) 出願人が第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(i)の規定に基づいて国際公開を請求した場合において、国際出願とともに国際公開を行うために国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言をまだ利用することができないときは、国際事務局は、実施細則で定める額の特別の国際公開のための手数料を徴収する。

(b) 第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(i)の規定に基づき国際公開は、出願人が国際公開を請求した後及び、(a)の規定に従つて特別の手

48.5

数料が支払われる場合には、その手数料の受領の後速やかに国際事務局が行う。

国内の公表の通知

国際事務局による国際出願の国際公開が第六十四条(3)(c)(ii)の規定に従って行われるものである場合には、当該国内官庁は、同条(3)(c)(ii)に規定する国内の公表を行った後速やかにその国内の公表の事実を国際事務局に通知する。

48.6

特定の事実の公示

(a) 29.1 (a)(ii)に規定する通知が当該国際出願の国際公開を取りやめることができる時よりも遅い時に国際事務局に到達した場合には、国際事務局は、速やかにその通知の要旨を公報に掲載する。

(b) 29.2

又は51.4に規定する通知の要旨は、公報に掲載するものとし、その通知がパンフレットの発行のための準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、パンフレットにも掲載する。

(c) 国際出願がその国際公開の後に取り下げられた場合には、その事実を、公報に掲載する。

第四十九規則

第二十二條(1)及び(2)の規定に基づく翻訳文の言語及び手数料の額

49.1

通知

(a) 第二十二條の規定に基づき翻訳文の提出若しくは国内手数料の支払又はその双方を要求する締約国は、次の事項を国際事務局に通知する。

(i) 当該締約国が翻訳を要求する言語及びその翻訳文の言語

(ii) 国内手数料の額

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従って受領した通知を速やかに公報に掲載する。

(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に

は、その変更を国際事務局に通知するものとす。国際事務局は、その通知を速やかに公報に掲載する。変更は、当該変更前には要求されていなかった言語による翻訳文を要求するものである場合には、通知が公報に掲載された後二箇月を経過した後にされる国際出願についての効力を有する。その他の場合には、変更の効力発生の日は、当該締約国が定める。

49.2

言語

翻訳文の言語として要求することができる言語は、指定官庁の公用語でなければならない。公用語が二以上ある場合において、国際出願がそれらの公用語のうちの一の言語で作成されているときは、翻訳を要求することができない。公用語が二以上ある場合において、翻訳文を提出しなければならないときは、出願人は、それらの公用語のうちのいづれか一の言語を選択することができ、この49.2の規定にかかわらず、公用語が二以上ある場合において、国内法令が外国人に対してはそれらの公用語のうちの一の言語を用いることを定めているときは、その言語による翻訳文を要求することができる。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書

第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

第五十規則 第二十二條(3)の規定に基づく権能

50.1

権能の行使

(a) 第二十二條(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を認める締約国は、その定めた期間を国際事務局に通知する。

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従って受領した通知を速やかに公報に掲載する。

(c) 先に定めた期間の短縮に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した日から

起算して三箇月を経過した後にされる国際出願について効力を有する。

(d) 先に定めた期間の延長に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した時から、その掲載の際現に係属しており又はその掲載の日の後にされる国際出願について効力を有する。ただし、通知を行う締約国が一層遅い日を定める場合には、その日から効力を有する。

第五十一規則 指定官庁による検査

第五十一規則 指定官庁による検査

写しの送付を請求するための期間

第二十五條(1)(c)に規定する期間は、20.7(1)(b)又は29.1(a)(ii)若しくは(b)の規定による出願人に対する通知の日から起算して二箇月とする。

通知の写し

出願人は、第十一条(1)の規定に基づく否定的な決定を受領した後に、国際出願として提出されたものの一件書類の写しを指定官庁のうち特定したものに送付するよう第二十五條(1)の規定に基づき国際事務局に対して請求する場合に、その請求に20.7(1)の通知の写しを添付する。

国内手数料の支払及び翻訳文の提出のための期間

第二十五條(2)(a)に規定する期間は、51.1に定める期間と同時に満了するものとする。

第五十二規則 指定官庁に対する通知

権能のある指定官庁は、第二十五條(1)の拒否、宣言又は認定が正当でないと同条(2)の規定に従って決定した場合には、国際事務局に対し、同条(2)にいう過失の結果が生じなかつたものとして国際出願を取り扱う旨を速やかに通知する。

第五十二規則 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正

52.1

期間

(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達が第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

(b) 国内法令が特別の請求によつてのみ審査が開始されることを定めている指定国においては、出願人が第二十八條の規定に基づく権利を行使することができる期間は、特別の請求による国内出願の審査の場合における補正書の提出のための国内法令に定める期間又は時と同一とする。ただし、その期間又は時が(a)に規定する当該期間の満了前に満了せず又は到来しないことを条件とする。

C部 第二章に関する規則

第五十三規則 国際予備審査の請求書

第五十三規則 国際予備審査の請求書

様式

(a) 国際予備審査の請求書は、印刷した様式を用いて作成する。

(b) 印刷した様式は、受理官庁が出願人に無料で提供する。

(c) 様式に関する細目は、実施細則で定める。

(d) 国際予備審査の請求書は、同一のもの二通を提出する。

内容

(a) 国際予備審査の請求書には、次の事項を記載する。

(i) 申立て

(ii) 出願人及び、代理人がある場合には、代理人に関する表示

五七二

56.1 国際予備審査の請求の後に届け出る選択
国際予備審査の請求書に表示されていない国

の選択は、出願人が署名しかつ届け出る書面によつて行うものとし、その書面には、国際出願

56.2 及び国際予備審査の請求を特定する。
国際出願の特定
国際出願は、3.6の規定に従つて特定する。

56.3 国際予備審査の請求の特定
国際予備審査の請求は、その請求書の提出の日及び提出された国際予備審査機関の名称によつて特定する。

58. 後にする選択の様式
後にする選択は、出願人に無料で提供される

い。後にする選択は、そのような様式を用いられない場合には、次の文言で届け出ることが望ましい。

にした国際出願第……号(及び……日に……
 に行つた国際予備審査の請求)に關し、特
 許協力条約第三十一条の規定に基づいて次

7.1 56.5

の国を選挙国として追加する。……

後にする選挙の言語

後にする選挙は、国際予備審査の請求書の言語で行う。

第五十七規則 取扱手数料

支払の義務

5 各国際予備審査の請求については、国際事務局のための手数料（取扱手数料）を支払わなければならない。

(a) 取援手数料の額は、十四合衆国ドル又は六十スイス・フランに、国際事務局が第三千六条②の規定の適用上作成しなければならない。

國際予備審査報告の翻譯文の言語の数をその

昭和五十二年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一)

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

五七三

額に乘じて得た額を加えた額とする。

(b) 後にする選択のため国際事務局が第三十六
条(2)の規定の適用上国際予備審査報告の翻訳
文の言語を追加しなければならぬ場合には、
追加の取扱手数料を支払うものとし、そ
の額は、追加の言語ごとに十四合衆国ドル又
は六十スイス・フランとする。

57.3

支払方法及び支払時期

(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、取
扱手数料は、国際予備審査の請求書が提出さ
れた国際予備審査機関が徴収するものとし、
国際予備審査の請求書の提出の時に支払う。
(b) (b)に規定する追加の取扱手数料は、国際
事務局が徴収するものとし、後にする選択の
届出の時に支払う。

(c) 取扱手数料は、国際予備審査の請求書が提
出された国際予備審査機関が定める通貨で支
払う。この場合において、取扱手数料は、国
際予備審査機関により国際事務局に移転され
たときにスイスの通貨に自由に交換すること
ができるものとする。

(d) 追加の取扱手数料は、スイスの通貨で支払
う。

57.4

取扱手数料の不払

(a) 57.2 (a)及び(c)の規定によつて要求
される取扱手数料が支払われない場合には、
国際予備審査機関は、出願人に対し、一箇月
以内に取扱手数料を支払うことを求める。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、国際予備審査の請求書は、国際予
備審査機関が取扱手数料を受領した日に受理
されたものとみなす。ただし、一層遅い日が
60.1 (b)に規定する日に該当する場合には、当該
規定による。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じな
い場合には、国際予備審査の請求は、行われ

なかつたものとみなす。

57.5

追加の取扱手数料の不払

(a) 57.2 (b)及び(d)の規定によつて要求
される追加の取扱手数料が支払われない場合
には、国際事務局は、出願人に対し、一箇月
以内に追加の取扱手数料を支払うことを求め
る。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、後にする選択の届出は、国際事務局
が追加の取扱手数料を受領した日に受理され
たものとみなす。ただし、一層遅い日が60.2 (b)
に規定する日に該当する場合には、当該規定
による。

57.6

取扱手数料(追加の取扱手数料を含む。)は、

いかなる場合においても、払い戻さない。
第五十八規則 予備審査手数料

58.1

予備審査手数料

(a) 各国国際予備審査機関は、出願人に対し、国際
予備審査の実施並びに条約及びこの規則によ
つて国際予備審査機関に与えられたその他の
すべての任務の遂行に係る手数料(予備審査
手数料)を支払うことを要求することができる。

(b) 予備審査手数料の額及び支払期日は、国際
予備審査機関が定める。ただし、その支払期
日は、取扱手数料の支払期日より早い日であ
つてはならない。

(c) 予備審査手数料は、国際予備審査機関に直
接に支払う。予備審査手数料は、国際予備審
査機関が国内官庁である場合には当該国内官
庁が定める通貨で、国際予備審査機関が政府
間機関である場合には当該政府間機関の所在
する国の通貨又はその国の通貨に自由に交換

することができる通貨で支払う。

59.1

第五十九規則 管轄国際予備審査機関

第三十一条(2)(a)の規定に基づく国際予備審査
の請求

第三十一条(2)(a)の規定に基づいて行われた国
際予備審査の請求については、第二章の規定に
拘束される各締約国は、第三十二条(2)及び(3)の
関係解決に従い、自国の国内官庁又は、19.1 (b)
の場合には、自国の国内官庁のために行動する
他の国の国内官庁若しくは政府間機関にされた
国際出願の国際予備審査を管轄する国際予備審
査機関を国際事務局に通知するものとし、国際
事務局は、その通知を速やかに公表する。二以
上の国際予備審査機関が管轄する場合には、35.2
の規定を準用する。

59.2

請求

第三十一条(2)(b)の規定に基づいて行われた国
際予備審査の請求については、総会は、いずれ
かの国内官庁にされた国際出願について管轄す
る国際予備審査機関を特定するに当たり、当該
国内官庁が国際予備審査機関である場合には当
該国内官庁を優先させ、当該国内官庁が国際予
備審査機関でない場合には当該国内官庁が推薦
する国際予備審査機関を優先させる。
第六十規則 国際予備審査の請求又は選
択の欠陥

60.1

国際予備審査の請求書の欠陥

(a) 国際予備審査の請求書が第五十三規則及び
第五十五規則に定める要件を満たしていない
場合には、国際予備審査機関は、出願人に対
し、一箇月以内に当該欠陥の補充をすること
を求める。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、国際予備審査の請求書は、国際予
備審査機関が(a)の補充を受領した日又は、こ

の日よりも遅い日に57.4 (b)の規定に従つて取扱
手数料を受領したときは、その遅い日に受理
されたものとみなす。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じな
い場合には、国際予備審査の請求は、行われ
なかつたものとみなす。

(d) 国際事務局は、欠陥を発見した場合には、
その欠陥について国際予備審査機関の注意を
喚起するものとし、国際予備審査機関は、(a)
から(c)までに定めるところによつて処理す
る。

60.2

後にする選択の欠陥

(a) 後にする選択が第五十六規則に定める要件
を満たしていない場合には、国際事務局は、
出願人に対し、一箇月以内に当該欠陥の補充
をすることを求める。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、後にする選択の届出は、国際事務
局が(a)の補充を受領した日又は、この日より
も遅い日に57.5 (b)の規定に従つて追加の取扱手
数料を受領したときは、その遅い日に受理さ
れたものとみなす。

60.3

認められない選択

出願人が指定国でない国又は第二章の規定に
拘束されない国を選択した場合には、その選択
は、行われなかつたものとみなし、国際事務局
は、出願人にもその旨を通知する。
第六十一規則 国際予備審査の請求及び
選択の通知

61.1

国際事務局、出願人及び国際予備審査機関へ
の通知

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査の請求
書の二通の双方に受理の日又は、該当する場

五七四

國侯のみでなく、個人の文藝にその技藝の余

合が当該技術分野の専門家として自明である場合には、請求の範囲とそのような結合との関係についても考慮を払う。

65.2 基準日

第三十三条(3)の規定の適用上、進歩性(自明のものではないこと)の判断についての基準日は、64.1に定める日とする。

第六十六規則 国際予備審査機関における予備審査の基礎

66.1 出願人は、国際予備審査の開始前に、第三十四条(2)(b)の規定に基づいて補正をすることができるとし、国際予備審査は、まず、国際予備審査の開始の時に国際出願に含まれている請求の範囲、明細書及び図面について行う。

国際予備審査機関の最初の書面による見解(以下「見解」という)は、次のいずれかの場合には、出願人にその旨を書面で通知する。

66.2 (a) 国際予備審査機関が、国際出願に第三十四条(4)に規定する欠陥があると認めた場合

(i) 当該国際予備審査機関が、国際出願に第三十四条(4)に規定する欠陥があると認めた場合

(ii) 当該国際予備審査機関が、いずれかの請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)又は産業上の利用可能性を有するものとは認められないため、当該請求の範囲について国際予備審査報告が否定的となると認めた場合

(iii) 当該国際予備審査機関が、国際出願の形式又は内容に条約又はこの規則に定める欠陥があると認めた場合

(iv) 当該国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認めた場合

(v) 当該国際予備審査機関が、請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされているか

どうかの問題についての意見を国際予備審査報告に付することを希望した場合

(b) (a)の通知には、国際予備審査機関の見解の根拠を十分に記述する。

(c) (a)の通知においては、答弁書及び、適当な場合には、補正書又は補充書を提出することを国際予備審査機関に求める。

(d) (a)の通知には、答弁のための期間として、事情に応じて相当の期間を指定する。指定する期間は、通常、通知の日の後二箇月とし、いかなる場合にも、通知の日の後一箇月未満であつてはならない。指定する期間は、通知と同時に国際調査報告が送附される場合には、通知の日の後二箇月以上とし、いかなる場合にも、通知の日の後三箇月を超えてはならない。

66.3 国際予備審査機関に対する正式の答弁

(a) 出願人は、補正若しくは補充をすることにより若しくは、国際予備審査機関の見解に同意しない場合には、抗弁を提出することにより又はその双方を行うことにより、66.(c)に規定する国際予備審査機関の求めに対して答弁をすることができ、

(b) (a)の答弁は、国際予備審査機関に直接に提出する。

(c) 補正又は補充のための追加の機会

(a) 国際予備審査機関は、希望するときは、追加の書面による見解を示すことができるものとす、2.及び3.の規定は、この場合についても適用する。

(b) 国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は補充書を提出する一又は二以上の追加の機会を与えることができる。

66.5 補正 請求の範囲、明細書又は図面についてのいかなる変更(請求の範囲、明細書中の特定の箇所

及び特定の図面の削除を含むものとし、明白な誤記の訂正を除く)も、補正とする。

66.6 出願人との非公式の連絡

国際予備審査機関は、電話、書面又は面談により、随時、出願人と非公式の連絡をすることができ、国際予備審査機関は、その裁量により、出願人が請求する場合に二回以上の面談を認めるかどうか又は出願人からの書面による非公式の連絡に対して回答するかどうかを決定する。

66.7 優先権書類

(a) 国際予備審査機関が優先権の主張を伴う国際出願についてその主張の基礎となる出願の写しを必要とする場合には、国際事務局は、要請により、速やかにその写しを送付する。もつとも、国際事務局が17.(a)の規定に従つて優先権書類を受理する前に要請された場合には、出願人は、その写しを国際事務局に提出するほか、直接に国際予備審査機関に提出する。

(b) 優先権の主張の基礎となる出願の言語が国際予備審査機関の特定する言語以外の言語である場合には、出願人は、求めに応じ、当該国際予備審査機関の特定する言語のうちの一の言語による翻訳文を提出する。

(c) 出願人が(a)の規定に従つて提出する写し及び(b)の翻訳文は、(a)にいう請求又は(b)にいう求めの日から二箇月を経過する時までに提出するものとし、この期間内に提出されない場合には、国際予備審査報告は、優先権の主張がされなかったものとして作成する。

66.8 補充書及び補正書の形式 (a) 出願人は、補充又は補正のため、最初に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。差替え用紙を添付する書簡においては、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違に

ついて注意を喚起する。補正により一用紙の全体が削除されることとなる場合には、当該補正は、書簡によつて通知する。

(b) 国際予備審査機関は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。国際予備審査機関は、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡及び(a)の本文にいう書簡を一件書類に保存する。

第六十七規則 第三十四条(4)(i)に規定する国際出願の対象

67.1 定義

国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。

(i) 科学及び数学の理論

(ii) 植物及び動物の品種又は植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、微生物学的方法及び微生物学的方法による生産物については、この限りでない。

(iii) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法

(iv) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法

(v) 情報の単なる提示

昭和五十二年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五七六

その報告において自己の見解によれば発明の単一性の要件が満たされていない旨を表示し及び国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。

68.2 減額又は支払を求める場合

国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認められた場合において、出願人の選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求めるときは、国際予備審査機関の見解によれば該当する要件が満たされることとなる減縮の少なくとも一の可能性を明示するものとし、追加手数料の額及び国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。国際予備審査機関は、同時に、事情を考慮して、その求めに応ずるための期間を指定する。指定する期間は、その求めの日から一箇月以上二箇月以内とする。

68.3 追加手数料

(a) 第三十四条(3)の規定に従つて国際予備審査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定める。
(b) 第三十四条(3)の規定に従つて国際予備審査のために支払うべき追加手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際予備審査機関内の三人の合議体その他の特別の機関又は権限のある上級機関が審理するものとし、これらの機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際予備審査報告の附属書類と

して選択官庁に通知する。

68.4

(d) (c)に規定する三人の合議体、特別の機関又は権限のある上級機関には、異議の対象となつた決定をした者を含めない。
請求の範囲の不十分な減縮の場合の手続
出願人が請求の範囲を減縮した場合において、発明の単一性の要件が満たされるに至らないときは、国際予備審査機関は、第三十四条(3)の定めるところにより手続をとる。

68.5

第三十四条(3)の規定の適用上、いずれの発明が主発明であるか疑わしい場合には、請求の範囲に最初に記載されている発明を主発明とみなす。

第六十九規則 国際予備審査のための期間

69.1

(a) 国際予備審査のための期間
国際予備審査機関との間のすべての取決めの期間を定める。この期間は、次の期間を超えるものであつてはならない。

(i) 国際予備審査の開始の後六箇月
(ii) 国際予備審査機関が請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めた場合(第三十四条(3))には、国際予備審査の開始の後八箇月

(b) 国際予備審査は、国際予備審査機関による次のいずれかの受領の時に開始する。
(i) 第十九条の規定に基づく請求の範囲についての補正の22(a)の規定による受領
(ii) 第十九条の規定に基づく補正書が所定の期間内に提出されなかつた旨又は出願人がそのような補正をする意思を有しないことを宣言した旨の国際事務局からの通知の62.22(b)の規定による受領
(iii) 国際予備審査機関が国際調査報告を所持した後における出願人からの通知であつ

て、国際予備審査が開始されること及び当該通知に明記する請求の範囲について行われることを希望する旨を表明しているものを受領

70.1

(iv) 国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関の宣言(第十七条(2)(a))の通知の受領
管轄国際予備審査機関が管轄国際調査機関と同一の国内官庁又は政府間機関の一部である場合には、国際予備審査は、管轄国際予備審査機関が希望するときは、国際調査と同時に開始することができる。この場合において、(a)の規定にかかわらず、請求の範囲について補正をするため第十九条の規定に基づいて認められる期間の満了の後六箇月以内に国際予備審査報告を作成する。

70.2

第七十規則 国際予備審査報告
定義
この第七十規則の規定の適用上、「報告」とは、国際予備審査報告をいう。

70.3

(a) 請求の範囲について補正がされた場合には、報告は、補正後の請求の範囲に基づいて作成する。
(b) (c)の規定に従い優先権の主張がされなかつたものとして報告を作成する場合には、報告には、その旨を表示する。

(c) 国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、報告は、その補正がされたものとして作成するものとし、報告には、その旨及びその開示の範囲を超えてされた補正と認める理由を表示する。

報告には、報告を作成した国際予備審査機関をその国際予備審査機関の名称を記載することにより、当該国際出願を国際出願番号、出願人の氏名又は名称、受理官庁の名称及び国際出願日を記載することによつて特定する。

報告には、次の日付を表示する。

70.4

(i) 国際予備審査の請求書が提出された日付
(ii) 報告の日付。この日付は、報告を完成した日付とする。

70.5

(a) 報告には、43.3の規定に従つて付与された分類に国際予備審査機関が同意する場合に、その分類を表示する。

70.6

(a) 第三十五条(2)の記述は、「是若しくは非」の語、報告の言語におけるこれらの同義語又は実施規則で定める適当な記号から成るものとし、その記述には、該当する場合には、列記、説明及び第三十五条(2)の末文の意見を付する。

(b) 第三十五条(2)に規定する三の基準(新規性、進歩性(自明のものではないこと)及び産業上の利用可能性)のいずれかに適合していない場合には、(a)の記述は、否定的なものとする。この場合において、いずれかの基準に適合しているときは、報告には、その適合している基準を明記する。

70.7

(a) 報告には、第三十五条(2)の規定に従つて行われる記述を裏付けるため関連のあると認められる文献を列記する。
(b) 43.5(b)及び(c)の規定は、報告についても適用する。
第三十五条(2)の説明
実施規則には、第三十五条(2)の説明を付し又

70.8

は付さない場合及びその説明の形式についての指針を含める。この指針は、次の原則に基づくものとする。

(i) いずれかの請求の範囲についての記述が否定的なものである場合には、説明を付する。

(ii) 記述が肯定的なものである場合には、列記された文献を調査することによりその文献を列記した理由を容易に推測することができる場合を除くほか、説明を付する。

60 一般に、70.(b)の末文の場合には、説明を付する。

70.9

書面による開示以外の開示
64.の規定により報告において言及する書面による開示以外の開示については、その種類、当該書面による開示以外の開示に言及している書面による開示を公衆が利用することができるようになった日付及び当該書面による開示以外の開示が公然行われた日付を表示する。

70.10

ある種の公表された文書
報告において、64.の規定により言及する公表された出願又は特許については、そのような出願又は特許として明記するものとし、その公表の日、出願の日及び、該当する場合には、主張する優先日を表示する。当該文書に係る優先日に関しては、報告には、国際予備審査機関の見解によればその優先日の主張が有効にされていない旨を表示することができる。

70.11

欠陥の補正又は補充の表示
国際予備審査機関に対し補正書又は補充書が提出された場合には、その事実は、報告に表示する。

70.12

欠陥の表示
国際予備審査機関は、報告を作成する際に、

(i) 国際出願に、² 66.(a)(ii)の欠陥が含まれていると

認める場合には、報告にその旨の見解及びその根拠を記載する。

(ii) 国際出願が、66.(a)(v)の意見を要すると認める場合には、報告にその旨の見解を記載することとができるものとし、この場合においては、報告にその見解の根拠をも記載する。

発明の単一性に関する注釈
出願人が国際予備審査のための追加手数料を支払った場合又は国際出願若しくは国際予備審査が第三十四条(3)の規定に従って減縮された場合には、報告には、その旨を表示する。更に、国際予備審査が減縮された請求の範囲(同条(3)(a))につき又は主発明(同条(3)(c))のみについて行われた場合には、報告には、国際出願について国際予備審査の対象となつた部分及び対象とならなかつた部分を表示する。

署名
報告には、国際予備審査機関の権限のある職員が署名をする。

70.13
出願人が国際予備審査のための追加手数料を支払った場合又は国際出願若しくは国際予備審査が第三十四条(3)の規定に従って減縮された場合には、報告には、その旨を表示する。更に、国際予備審査が減縮された請求の範囲(同条(3)(a))につき又は主発明(同条(3)(c))のみについて行われた場合には、報告には、国際出願について国際予備審査の対象となつた部分及び対象とならなかつた部分を表示する。

70.14
署名
報告には、国際予備審査機関の権限のある職員が署名をする。

70.15
様式
報告の様式上の要件は、実施細則で定める。

70.16
補正書及び補正書の添付
国際予備審査機関に対して請求の範囲、明細書若しくは図面について補正がされた場合又は国際出願のいずれかの部分について補充がされた場合には、66.(b)の規定に従い番号及び日付が記入され並びに押印がされた各差替え用紙は、報告にその附属書類として添付する。後の差替え用紙によつて差し替えられた差替え用紙は、添付しない。また、補正が書簡によつて通知された場合には、その書簡の写しを報告に添付する。

70.17
報告及び附属書類の言語
(a) 報告は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

(b) 附属書類は、当該国際出願がされた言語及び、異なる場合には、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

第七十一規則 国際予備審査報告の送付
受取人
国際予備審査機関は、国際予備審査報告及び、該当する場合には、附属書類を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。

71.2
列記された文献の写し
(a) 第三十六条(4)の請求は、当該国際予備審査報告に係る国際出願の国際出願日から七年の期間いつでも行うことができる。

(b) 国際予備審査機関は、(a)の請求を行った当事者(出願人又は選択官庁)に対し、写しの作成及び郵便に係る費用を支払うことを要求することができる。写しの作成に係る費用は、当該国際予備審査機関と国際事務局との間に締結される第三十二条(2)に規定する取決めで定める。

(c) 直接に選択官庁に写しを送付することを希望しない国際予備審査機関は、国際事務局に写しを送付するものとし、国際事務局は、(a)及び(b)の定めるところにより手続をとる。

(d) 国際予備審査機関は、自己に対して責任を負う他の機関を通じて(a)から(c)までに定める任務を遂行することができる。

第七十二規則 国際予備審査報告の翻訳
言語
(a) 選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語、スペイン語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語に翻訳することを要求することができる。

(b) (a)の要求は、国際事務局に通知するものと し、国際事務局は、その要求を速やかに公報に掲載する。

出願人のための翻訳文の写し

72.2
出願人のための翻訳文の写し

72.1
言語
(a) 選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語、スペイン語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語に翻訳することを要求することができる。

72.3
翻訳に関する意見
出願人は、国際予備審査報告の翻訳文中翻訳の誤りであると認めるものについて書面による意見を作成することができるものとし、その書面による意見を各関係選択官庁及び国際事務局に各一通送付する。

第七十三規則 国際予備審査報告の送達
写しの作成
国際事務局は、第三十六条(3)(a)の規定に従つて送達すべき文書の写しを作成する。

73.2
送達のための期間
第三十六条(3)(a)の送達は、できる限り速やかに行う。

第七十四規則 国際予備審査報告の附属書類の翻訳文及びその送付
期間
第三十九条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前又は、その翻訳文の提出が第六十四条(2)(a)(i)の規定によつて規律される場合には、第二十一条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前に提出された70.16の差替え用紙又は70.16の末文にいう補正は、翻訳し、第三十九条の提出若しくは、該当する場合には、第二十二条の提出と同時に送付する。もつとも、当該提出前一個月未満の期間内若しくは当該提出の後に提出された差替え用紙又は補正にあつては、その提出された後一個月以内に送付する。

第七十五規則 国際予備審査の請求又は、選択の取下げ
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

74.1
期間
第三十九条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前又は、その翻訳文の提出が第六十四条(2)(a)(i)の規定によつて規律される場合には、第二十一条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前に提出された70.16の差替え用紙又は70.16の末文にいう補正は、翻訳し、第三十九条の提出若しくは、該当する場合には、第二十二条の提出と同時に送付する。もつとも、当該提出前一個月未満の期間内若しくは当該提出の後に提出された差替え用紙又は補正にあつては、その提出された後一個月以内に送付する。

第七十五規則 国際予備審査の請求又は、選択の取下げ
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

75.1
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

75.1
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

75.1
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

75.1
取下げ
(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

選択の取下げは、国内処理又は国内審査が既に開始された選択国に関する場合を除くは、優先日から二十五箇月を経過する前に行うことができる。いずれかの選択国の選択の取下げは、当該選択国において処理又は審査が開始される前に行うことができる。

(b) 取下げは、国際事務局に対する出願人からの署名された通告によつて行ふ。4.8(b)の場合には、その通告には、すべての出願人の署名を必要とする。

75.2 選択官庁への通知

(a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の選択が取り下げられた事実は、その取下げの時までは選択国であり、かつ、その時までにはその選択の通知を受けていたすべての国の国内官庁に国際事務局が速やかに通知する。

(b) いずれかの選択国の選択が取り下げられた事実及びその取下げの受理の日付は、国際事務局が関係選択官庁(選択官庁とされた旨の通知をまだ受けていないものを除く)に速やかに通知する。

75.3 国際予備審査機関への通知

国際予備審査の請求又はすべての選択国の選択が取り下げられた事実は、その取下げの時までに国際予備審査機関が国際予備審査の請求の存在を知らされていた場合には、国際事務局が当該国際予備審査機関に速やかに通知する。

75.4 第三十七条(4)(b)の規定に基づく権能

(a) 第三十七条(4)(b)の規定に基づく権能を行使することを希望する締約国は、国際事務局に書面で行う。

(b) (a)の通知は、国際事務局が速やかに公報に掲載するものとし、当該公報の発行日の後一箇月を経過した後にされる国際出願について効力を有する。

第七十六規則 第三十九条(1)の規定に基づき翻訳文の言語及び手数料の額並びに優先権書類の翻訳文

76.1 通知

(a) 第三十九条(1)の規定に基づき翻訳文の提出若しくは国内手数料の支払又はその双方を要求する締約国は、次の事項を国際事務局に通知する。

(i) 当該締約国が翻訳を要求する言語及びその翻訳文の言語

(ii) 国内手数料の額

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従つて受領した通知を公報に掲載する。

(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に、その変更を国際事務局に通知するものとし、国際事務局は、その通知を速やかに公報に掲載する。変更は、当該変更前には要求されていなかった言語による翻訳文を要求するものである場合には、通知が公報に掲載された後二箇月を経過した後に行われる国際予備

審査の請求についての効力を有する。その他の場合には、変更の効力発生の日は、当該締約国が定める。

76.2 言語

翻訳文の言語として要求することができる言語は、選択官庁の公用語でなければならない。公用語が二以上ある場合において、国際出願がそれらの公用語のうちの一の言語で作成されているときは、翻訳を要求することができない。

公用語が二以上ある場合において、翻訳文を提出しなければならないときは、出願人は、それらの公用語のうちのいずれか一の言語を選択することができる。この76.2の規定にかかわらず、公用語が二以上ある場合において、国内法令が外国人に対してはそれらの公用語のうちの一の言語を用いることを定めているときは、その言語による翻訳文を要求することができる。

76.8 第三十九条の規定に基づく説明書

第三十九条及びこの第七十六規則の規定の適用上、第三十九条(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

76.4 優先権書類の翻訳文の提出

出願人は、優先権書類の認証された翻訳文を第三十九条に規定する当該期間の満了前に選択官庁に提出することを要求されることはない。

第七十七規則 第三十九条(1)(b)の規定に基づく権能

77.1 権能の行使

(a) 第三十九条(1)(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を認める締約国は、その定められた期間を国際事務局に通知する。

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従つて受領した通知を速やかに公報に掲載する。

(c) 先に定めた期間の短縮に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した日から起算して三箇月を経過した後に行われる国際予備審査の請求について効力を有する。

(d) 先に定めた期間の延長に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した時から、その掲載の際現に係属しており又はその掲載の日の後に行われる国際予備審査の請求について効力を有する。ただし、通知を行う締約国が一層遅い日を定める場合には、その日から効力を有する。

第七十八規則 選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の

78.1 補正

選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合における期間

(a) 締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合には、出願人は、希望するときは、第三十六条(1)に規定する国際予備審査報告の送付の後第三十九条に規定する当該期間の満了前に、第四十一条の規定に基づく権利を行使する。ただし、その送付が当

該期間の満了する時までになれない場合には、当該期間の末日までに行使する。もつとも、いずれの場合においても、締約国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

(b) 国内法令が特別の請求によつてのみ審査が開始されることを定めている選択国においては、その国内法令は、締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合に、出願人が第四十一条の規定に基づく権利を行使することができる期間又は時を特別の請求による国内出願の審査の場合における補正書の提出のための国内法令に定める期間又は時と同一とすることを定めることができる。ただし、その期間又は時が第三十九条に規定する当該期間の満了前に満了せず又は到来しないことを条件とする。

78.2 選択が優先日から十九箇月を経過した後に行われる場合における期間

締約国の選択が優先日から十九箇月を経過した後に行われ、かつ、出願人が第四十一条の規定に基づく補正をすることを希望する場合については、第二十八条の規定に基づく補正をするための期間を適用する。

78.3 実用新案

6.5及び13.5の規定は、選択官庁について適用する。この場合において、選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合にあっては、第二十二條に規定する当該期間というときは、第三十九條に規定する当該期間をいうものとする。

箇月を経過する前に行われた場合にあっては、第二十二條に規定する当該期間というときは、第三十九條に規定する当該期間をいうものとする。

D部 第三章に関する規則

第七十九規則 曆

79.1 日付の表示

出願人、国内官庁、受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関及び国際事務局は、条約及びこの規則の適用上、西暦紀元及びグレゴリー曆によつて日付を表示するものとし、他の紀元又は曆を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー曆による日付を併記する。

第八十規則 期間の計算

80.1 年をもつて定めた期間

期間を定めるのに年をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の年において当該事象が生じた月に該当する月の当該事象が生じた日に相当する日に満了する。ただし、該当する月に該当する日がないときは、その月の末日に満了する。月をもつて定めた期間

80.2 期間を定めるのに月をもつてしている場合

期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の月において当該事象が生じた日に該当する日に満了する。ただし、その月に該当する日がないときは、その月の末日に満了する。

80.3 日をもつて定めた期間

期間を定めるのに日をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当する日数の最終の日に当たる日に満了する。

80.4 現地の日付

(a) 期間の起算日の日付は、当該事象が生じた時の当該地における日付とする。

(b) 期間の末日の日付は、必要な文書が提出され又は必要な手数料が支払われるべき地における日付とする。

80.5 期間の末日が就業日でない日に当たる場合

文書及び手数料が国内官庁又は政府機関に到達すべき期間の末日が、国内官庁若しくは政府機関が公の事務の処理のために公衆に対して開庁していない日又は国内官庁若しくは政府機関の所在地において通常の郵便物が配達されない日に当たる場合には、その期間は、それらの日のいずれにも該当しない後続の最初の日に満了する。

80.6 文書の日付

国内官庁又は政府機関の文書又は書簡の日付の日から期間が開始する場合には、関係者は、当該文書又は書簡がその日付の日よりも遅い日に郵便で発送されたことを証明することができる。この場合には、期間の計算上、実際に郵便で発送された日を期間の初日とする。

80.7 就業日の終了時

(a) 所定の日に満了する期間は、文書が提出され又は手数料が支払われるべき国内官庁又は政府機関がその日の事務を終了する時に満了する。

(b) (a)の規定にかかわらず、国内官庁又は政府機関は、該当する日の午後十二時まで期間を延長することができる。

(c) 国際事務局は、事務のため午後六時まで開庁しているものとする。

第八十一規則 条約に定める期間の変更提案

81.1

(a) 締約国又は事務局長は、第四十七条(2)の規定に基づく変更を提案することができる。

(b) 締約国が行う提案は、事務局長に提出する。

81.2 総会における決定

(a) 提案は、総会に対して行われる場合には、その提案が議事日程に掲げられる総会の会期の遅くとも二箇月前までに、事務局長がすべての締約国に送付する。

(b) 総会において提案が討議されている間は、その提案を修正し又はこれに付随する修正を提案することができる。

(c) 提案は、表決の時に出席しているいずれの締約国も反対票を投じなかつた場合には、採択されたものとする。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書 五八〇

81.3

通信による投票

(a) 通信による投票が選択される場合には、提案は、事務局長が締約国に対し書面によつて通知するものとし、その通知は、締約国に対し賛否を書面によつて表明するよう要請する。

(b) (a)の要請には、書面によつて表明される賛否を含む回答が国際事務局に到達すべき期間を指定する。指定する期間は、要請の日から三箇月以上とする。

(c) 回答は、賛成又は反対のいずれかでなければならぬ。修正の提案又は単なる意見は、賛否の表明とはみなさない。

(d) 提案は、いずれの締約国も当該修正に反対しなかつた場合において、締約国の少なくとも二分の一が賛成、中立又は棄権を表明したときは、採択されたものとする。

第八十二規則 郵便業務における異常

82.1

郵便の遅延又は郵便物の亡失

(a) 22.3の規定が適用される場合を除くほか、関係者は、期間の末日の五日前までに文書又は書簡を郵便で発送したことの証拠を提出することが出来る。平面路による郵便物が差し出されてから通常二日以内に名あて地に到達する場合又は航空郵便業務を利用することができない場合を除くほか、その証拠は、文書又は書簡を航空郵便で発送した場合に限つて提出することが出来る。いかなる場合にも、その証拠は、文書又は書簡を郵政当局の書留扱いで発送した場合に限つて提出することが出来る。

82.2

郵便業務の中断

(a) 22.3の規定が適用される場合を除くほか、関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在地に於いて戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災その他これらに類する事由により期間の末日前の十日間のいずれかの日に郵便業務が中断されたことの証拠を提出すること

ができる。

(b) (a)の証拠が名あて人である国内官庁又は政府機関によつて満足するものである場合には、到達の遅延は、許される。ただし、郵便業務が回復した後五日以内に郵便で発送したことを関係者が当該国内官庁又は当該政府機関に対し十分に立証することを条件とする。この場合については、82.1(c)の規定を準用する。

第八十三規則 国際機関に対し業として

手続をとる権能

83.1 権能の証明

国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関は、第四十九条にいう業として手続をとる権能の証明を提出することを要求することが出来る。

83.2 通知

(a) 国内官庁又は政府機関は、関係者が自己に対し業として手続をとる権能を有することの主張がされている場合には、要請により、当該関係者がその権能を有するかどうかを国際事務局、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関に通知する。

(b) (a)の通知は、国際事務局、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関に対し拘束力を有する。

E部 第五章に関する規則

第八十四規則 代表団の費用

84.1

政府が負担する費用

条約により又は条約に基づいて設置される機関に参加する各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

第八十五規則 総会における定足数の不足

85.1

通信による投票

第五十三条(b)の場合には、国際事務局は、代表を出さなかつた締約国に対し、総会の決定(総会の手続に関するものを除く。)を通知し及びその通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した締約国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

86.1

第八十六規則 公報

第五十五条(d)にいう公報には、次のものを掲載する。

(i) 国際公開された各国際出願について、第四十八規則の規定に従つて発行されたパンフレットの表紙に掲載されている事項から抽出されたものであつて実施規則で定めるもの、その表紙に掲載されている図面(該当する場合)及び要約

(ii) 受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び

国際予備審査機関に支払うべきすべての手数料の一覽表

冊 条約又はこの規則により公表することが必要とされている事項

(iv) 当該官庁を指定官庁又は選択官庁とする国際出願が第二十二條又は第三十九條に定める要件を満たしたかどうかについての情報であつて、当該指定官庁又は当該選択官庁により国際事務局に提出されたもの

(v) 実施細則で定めるその他の有用な情報。ただし、当該情報を知得されるようにすることが条約又はこの規則によつて禁止されていない場合に限る。

86.2

言語

(a) 英語版及びフランス語版の公報を発行するものとし、販売又は補助金によつて発行の費用が賄われる場合には、他の言語版も発行する。

(b) 総会は、(a)に規定する言語以外の言語で公報を発行することを命ずることができる。

86.3

回数

公報は、毎週一回、発行する。

86.4

販売

公報の予約購読料その他の販売価格は、実施細則で定める。

86.5

表題

公報の表題は、それぞれ、「Gazette of International Patent Applications」及び

「Gazette des Demandes internationales de brevets」にする。

86.6

その他の細目

公報に関するその他の細目は、実施細則で定めることができる。

87.1

第八十七規則 刊行物

国際調査機関及び国際予備審査機関

国際調査機関又は国際予備審査機関は、すべての公開された国際出願、公報及び国際事務局が条約又はこの規則に関連して発行するその他のすべての一般的な刊行物を各二部無料で受領する権利を有する。

87.2

国内官庁

(a) 国内官庁は、すべての公開された国際出願、公報及び国際事務局が条約又はこの規則に関連して発行するその他のすべての一般的な刊行物を各一部無料で受領する権利を有する。

(b) (a)の刊行物は、特別の要請に応じて送付するものとし、その要請は、各年につき、前年の十一月三十日までに行う。いずれかの刊行物が二以上の言語について入手可能な場合には、希望する言語をその要請に明示する。

88.1

第八十八規則 この規則の修正

全会一致が条件とされる場合

この規則の規定のうち次の規定の修正には、総会において投票する権利を有するいずれの国も提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

とを必要とする。

(i) 14.1 (送付手数料)

(ii) 22.2 (記録原本の送付の他の手続)

(iii) 22.3 (第十二條(3)に規定する期間)

(iv) 第三十三規則 (国際調査における関連のある先行技術)

(v) 第六十四規則 (国際予備審査における先行技術)

(vi) 第八十一規則 (条約に定める期間の変更)

(vii) この 88.1

88.2

過渡的期間において全会一致が条件とされる場合

条約の効力発生の後の最初の五年間は、この規則の規定のうち次の規定の修正には、総会において投票する権利を有するいずれの国も提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

(i) 第五規則 (明細書)

(ii) 第六規則 (請求の範囲)

(iii) この 88.2

88.3

特定の国による反対のないことが条件とされる場合

この規則の規定のうち次の規定の修正には、第五十八條(3)(a)(ii)に規定する国であつて総会において投票する権利を有するものいずれもが提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

89.1

第八十九規則 実施細則

(a) 実施細則は、条約、この規則又は国際事務局と国際調査機関若しくは国際予備審査機関との間に締結される取決めの規定に抵触するものであつてはならない。

89.2

作成

(a) 実施細則は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関との協議の上、事務局長が作成し及び公示する。

- (b) 実施細則は、当該変更提案に直接の利害関係を有する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関との協議の上、事務局長が変更することができる。
- (c) 総会は、事務局長に対し実施細則を変更することを求めることができるものとし、事務局長は、その求めに従つて手続をとる。
- 公表及び効力発生
- 89.3 (a) 実施細則及びその変更は、公報に掲載する。
- (b) 各公表には、掲載された規定の効力発生の日を明示する。その日は、異なる規定ごとに異なる日とすることができ、ただし、いかなる規定についても、公報に掲載される前に効力が生ずることを宣言することができない。
- F部 二以上の章に関する規則
- 第九十規則 代理
- 90.1 定義
- 90.2 及び 90.3 の規定の適用上、
- (i) 「代理人」とは、第四十九条に規定する者のいずれかをいう。
- (ii) 「共通の代表者」とは、4.8に規定する出願人をいう。
- 90.2 効果
- (a) 代理人による又は代理人に対する行為は、代理人を選任した出願人による又はその出願人に対する行為としての効果を有する。
- (b) 共通の代表者若しくはその代理人による又は共通の代表者若しくはその代理人に対する行為は、すべての出願人による又はすべての出願人に対する行為としての効果を有する。
- (c) 同一の出願人によつて選任された代理人が二人以上である場合には、それらの代理人のうちいずれかの者による又はそのいずれかの者に対する行為は、その出願人による又はその出願人に対する行為としての効果を有する。
- (d) (a)から(c)までの規定は、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関における国際出願の処理について適用する。
- 90.3 選任
- (a) 代理人又は4.8(a)にいう共通の代表者の選任は、すべての出願人が署名をした願書において代理人又は共通の代表者が指定されていない場合には、署名をした別個の委任状(代理人又は共通の代表者を選任する書面)によつて行う。
- (b) 委任状は、受理官庁又は国際事務局に提出することができる。受理官庁及び国際事務局のうち提出された委任状を受理したいずれか一方の者は、他方の者、関係国際調査機関及び関係国際予備審査機関に直ちに通知する。
- (c) (a)の規定に従い別個の委任状に署名がされ
- ていない場合、必要な別個の委任状がない場合又は選任された者の氏名若しくは名称若しくはあて名の記載が4.4の規定に従っていない場合には、委任状は、当該欠陥の補充がされた場合を除くほか、存在しないものとみなす。
- 90.4 解任
- (a) 選任は、選任した者又はその者の承継人が撤回することができる。
- (b) 90.3の規定は、解任のための書面について準用する。
- 第九十一規則 明白な誤記
- 91.1 訂正
- (a) (b)から(g)までの規定に従うことを条件として、国際出願又は出願人が提出した他の書類中の明白な誤記は、訂正することができる。
- (b) 国際出願又は他の書類に明らかに意図したものの以外のものが書かれたことによる誤りは、明白な誤記とする。訂正自体は、訂正として提出されるものの以外のいかなることをも意図したものでないことをいかなる者も直ちに認識することができない意味において明白なものでなければならない。
- (c) 国際出願のいずれかの要素又は用紙の欠落は、例えば複写又は用紙の同じ合わせの段階において、明らかに不注意によつて生じたものであつても、訂正することができない。
- (d) 訂正は、出願人の請求によつて行うことができる。明白な誤記と認められるものを発見した関係当局は、出願人に対し、(e)から(g)までの規定による訂正のための請求を提出するよう求めることができる。
- (e) 訂正は、次の当局による明示の許可がない限り、行うことができない。
- (i) 誤記が願書にある場合にあつては、受理官庁
- (ii) 誤記が国際出願の願書以外の部分又は国際調査機関に提出された書類にある場合にあつては、国際調査機関
- (iii) 誤記が国際出願の願書以外の部分又は国際予備審査機関に提出された書類にある場合にあつては、国際予備審査機関
- (iv) 誤記が国際出願並びにその補正書及び補充書以外の国際事務局に提出された書類にある場合にあつては、国際事務局
- (f) 許可の日付は、国際出願の一件書類に記録する。
- (g) (e)に規定する訂正の許可は、次のことが行われるまでの間、与えることができる。
- (i) 受理官庁及び国際事務局による許可にあつては、第二十条に規定する国際出願の送達
- (ii) 国際調査機関による許可にあつては、国際調査報告の作成又は第十七条(2)(a)の宣言
- (iii) 国際予備審査機関による許可にあつては、

は、国際予備審査報告の作成

(h) 訂正を許可する関係当局（国際事務局を除く。）は、国際事務局に訂正を速やかに通知する。

第九十二規則 通信

92.1 書簡及び署名の必要性

(a) 条約及びこの規則に定める国際的手続において出願人が提出する書類（国際出願の書類を除く。）には、それ自体が書簡の形式のものでない限り、当該書類に係る国際出願を特定する書簡を添付する。その書簡には、出願人が署名をする。

(b) (a)に定める要件が満たされていない場合には、当該書類は、提出されなかつたものとみなす。

92.2 言語

(a) (b)及び(c)の規定が適用される場合を除くほか、出願人が国際調査機関又は国際予備審査機関に提出する書簡又は文書は、当該書簡又は文書に係る国際出願の言語と同一の言語で作成する。

(b) 出願人から国際調査機関又は国際予備審査機関にあてての書簡は、当該国際調査機関又は当該国際予備審査機関が許可した場合に限る。国際出願の言語以外の言語で作成することができない。

(c) 国際予備審査機関は、55.2の規定に基づき翻

訳文を要求する場合には、出願人から当該国際予備審査機関にあてての書簡が当該翻訳文の言語で作成されることを要求することができ

(d) 出願人から国際事務局にあてての書簡は、英語又はフランス語で作成する。

(e) 国際事務局から出願人又は国内官庁にあてての書簡又は通知は、英語又はフランス語で作成する。

92.3

国内官庁及び政府機関による郵送
国内官庁又は政府機関が発出し又は送付する文書又は書簡であつて、その発出又は送付の日から条約又はこの規則に定める期間が開始することとなるものは、書留扱いとした航空郵便物として送付するものとする。ただし、平路

による郵便物が差し出されてから通常二日以内に名あて地に到達する場合又は航空郵便業務を利用することができない場合には、航空郵便物に代えて平路による郵便物として送付することができ

第九十三規則 記録及び一件書類の保存

93.1

受理官庁

各受理官庁は、国際出願又は国際出願として提出されたものに関する記録（受理官庁用写しを含む。）を当該国際出願日又は、国際出願日を認めない場合には、当該受理の日から少なくとも十年間保存する。

93.2 国際事務局

(a) 国際事務局は、国際出願の一件書類（記録原本を含む。）を当該記録原本の受理の日から少なくとも三十年間保存する。

(b) 国際事務局の基本的な記録は、無期限に保存する。

93.3 国際調査機関及び国際予備審査機関

各国国際調査機関及び各国国際予備審査機関は、その受領した各国国際出願の一件書類を当該国際出願日から少なくとも十年間保存する。

93.4 複製物

この第九十三規則の規定の適用上、記録、写し及び一件書類とは、記録、写し及び一件書類の光学的複製物をもいうものとし、複製物の形態（マイクロフィルム等）のいかんを問わない。

第九十四規則 国際事務局及び国際予備審査機関による写しの提供

提供の義務

国際事務局及び国際予備審査機関は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、役務の費用の支払を条件として、当該出願人の国際出願又は国際出願として提出されたものの一件書類中の文書の写しを提供する。

第九十五規則 翻訳文の入手の可能性

(a) 指定官庁又は選択官庁は、国際事務局の要請により、当該指定官庁又は当該選択官庁に

対して出願人が提出した国際出願の翻訳文の写しを国際事務局に提供する。

(b) 国際事務局は、いかなる者に対しても、請求に応じ、かつ、費用の支払を条件として、(a)の規定に従つて受領した翻訳文の写しを提供することができる。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

近年における国際経済活動の緊密化、技術交流の拡大及び不断の技術革新の進行の結果、外国への特許出願が増大するとともに、同一の発明について複数の国において特許出願を行う事例が著しく増加している。このため、国際的な出願手続きの簡素化及び出願の審査における国際協力のための条約の作成が、工業所有権の保護に関するパリ条約の締結国を中心に進められてきた結果、一九七〇年六月十九日にワシントンにおいて本条約が採択され、我が国は同日、本条約に署名を行った。

本条約は本年一月二十四日に効力を生じており、現在の加盟国は十八箇国である。

この条約の主な内容は、自国特許庁への出願の際に、発明の保護を求めようとする一又は二以上の国を指定することによつて、国際出願を行うことができること、自国特許庁が認めた国

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一)

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書
勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

五八四

際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなされること、国際調査機関は出願された発明に関連する先行技術の調査を行い、国際調査報告書を作成すること、国際事務局は一定期間が経過した後、国際出願の国際公開を行うこと、国際出願は出願人の請求によつて、国際予備審査の対象とされること等について規定している。

なお、本条約は、世界知的所有権機関の事務局長に批准書を寄託した日の後三箇月で、我が国について効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるとするのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、発明の奨励により我が国の技術の進歩に資するとともに、国際的な技術交流の促進にも寄与すると考えられるので、適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する経費

本件に要する経費は、昭和五十三年度一般会計予算通商産業省所管に、工業所有権保護国際事務局分担金として三千六百七十四千円が計上されている。

昭和五十三年三月二十四日

外務委員長 永田 亮一

衆議院議長 保利 茂殿

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十三年二月十六日

内閣総理大臣 福田 赳夫

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律

律

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第五条)

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置

第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等(第六―第七條の三)

第二節 勤労者財産形成基金

第一款 通則(第七條の四―第七條の六)

第二款 設立(第七條の七―第七條の十)

第三款 管理(第七條の十一―第七條の十六)

第四款 加入及び脱退(第七條の十七・第七條の十八)

第五款 業務(第七條の十九―第七條の二十三)

第六款 合併等(第七條の二十四・第七條の二十五)

第七款 解散及び清算(第七條の二十六―第七條の二十八)

第八款 雑則(第七條の二十九―第七條の三十一)

第三節 財産形成についての国の助成等(第八―第九條の二)

第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置

置(第九條―第十三條)

第四章 雑則(第十四條―第十九條)

第五章 罰則(第二十條―第二十二條)

附則

第二条第三号中「みずから」を「自ら」に改め、同

条第四号中「持家の取得」の下に「又は改良」を加え

る。

第三条中「貯蓄の奨励及び持家の取得」を「財産

形成」に改める。

第四条第一項中「第十三條」を「第十條の二」に改

め、「持家の取得」の下に「又は改良」を加える。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 勤労者の貯蓄に関する措置

第二章中第六條の前に次の節名を付する。

第一節 勤労者財産形成貯蓄契約等

第六條第一号イ中「及び財産形成給付金(勤労者

財産形成給付金契約に係る次条第六号に規定する

給付金をいう。以下この条、第七條の二及び第八

条において同じ。を並びに財産形成給付金及び

財産形成基金給付金に改め、同号ハ中「財産形成

給付金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を

加え、同条第二号中「次条」を「次条第一項」に改

め、同号イ中「及び財産形成給付金」を並びに財

産形成給付金及び財産形成基金給付金に改め、

同号ト中「財産形成給付金」の下に「若しくは財産

形成基金給付金」を加え、同条第三号中「次条」を

「次条第一項」に改め、同号ロ中「住宅」を「持

家としての住宅」に改め、同号ハ中「財産形成給付

金」の下に「若しくは財産形成基金給付金」を加え

る。

第六條の二の見出しを「勤労者財産形成給付金

契約等」に改め、同条各号列記以外の部分中「事

業主が、その事業場」の下に「(勤労者財産形成基

金の設立に係る事業場以外の事業場に限定。以下

この項において同じ。を加え、をを除く。以下こ

の条、第七條の二、第八條の二から第十條まで」

を「(以下「公務員等」という。)を除く。以下この項

並びに次条、第七條の二、次節、第八條の二に、

「証券投資信託をいう。以下この条」を「証券投資

信託をいう。以下この項及び次条第二項に、「委

託会社をいう。以下この条」を「委託会社をいう。

以下この項及び次条第二項第五号に、「と締結し

た」を「(以下「信託会社等」と総称する。と締結し

た)に改め、「とする信託」の下に「(政令で定める

ものに限定。を、とする生命保険」の下に「(政

令で定めるものに限定。を、とする生命共済」の

下に「(政令で定めるものに限定。を、とする証

書

書

書

書

券投資信託の下に「(政令で定めるものに限る。)」を加え、「を含む。以下この条を」を含む。第一号及び第五号並びに同項」に改め、同条第一号中「次号及び第三号において」を「以下」に改め、同条第二号中「この号」の下に「並びに次条第二項第二号及び第七条の七第一項を加え、」第九号において同じ」を「以下」勤労者財産形成貯蓄」というに改め、同条第五号中「以下この条を」次号並びに次条第二項第五号及び第六号」に改め、同条第六号中「分配を含む。以下この号」の下に「及び次条第二項第六号」を、「金銭を含む。以下この号」の下に「及び同項第六号」を加え、「最初に信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭を」最初に信託金等に「この号において」給付金」を「この号及び次号並びに同項第六号及び第七号において」給付金」に「この号において」第二回目分以後の給付金」を「この号及び同項第六号において」第二回目分以後の給付金」に「行われた信託金、保険料、共済掛金又は証券投資信託の設定のための金銭」を「行われた信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。)」に改め、同条第七号中「以外の者」を「である信託会社等以外の信託会社等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律において「財産形成給付金」とは、勤労者財産形成給付金契約に係る前項第六号に規定する給付金をいう。

第六条の二の次に次の二条を加える。

(勤労者財産形成基金契約)

第六条の三 この法律において「勤労者財産形成基金契約」とは、第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約をいう。

2 この法律において「第一種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、信託会社等と締結した当該勤労者を受益者とする信託(政令で定めるものに限る。)、当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険(政令で定めるものに限る。)、当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済(政令で定めるものに限る。))又は当該勤労者を受益証券の取得者とする証券投資信託(政令で定めるものに限る。))の設定の委任に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づき信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。))の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額について行うものであること。

二 当該契約に基づき信託の受益者等とされる勤労者は、信託金等の払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた者とする。

三 当該契約に基づき信託金等の払込みは、前号に規定する勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行うものであること。

四 当該契約が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金又は当該契約に基づき共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金は、引き続き当該勤労者を被保険者及び保険金受取人とする生命保険の保険料又は当該勤労者を被共済者及び共済金受取人とする生命共済の共済掛金の払込みに充てられること。

五 当該契約が証券投資信託の設定の委任に関する契約である場合には、当該証券投資信託の受益証券は、譲渡することができないものとされており、かつ、当該受益証券を取得した勤労者が当該受益証券に係る投資信託解約金等の支払を受けるべきこととなるまでの間、当該委託会社が、当該勤労者に代わつて、金融機関又は証券会社に、当該受益証券の保管の委託をすることとされていること。

六 当該契約に基づき信託の受益者となつた勤労者に係る信託交付金、当該契約に基づき生命保険の保険金受取人若しくは生命共済の共済金受取人となつた勤労者に係る保険金若しくは共済金又は当該契約に基づき証券投資信託の受益証券を取得した勤労者に係る投資信託解約金等の支払については、当該契約(当該勤労者財産形成基金が他に第一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約)に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日(当該勤労者に支払われる第二回目分以後の給付金の支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。))から起算して七年を経過した日(その日前に当該勤労者について政令で定める理由(以下この号において「中途支払理由」という。))が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)において、起算日(第二回目分以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日)から、当該七年を経過した日の前日の六月前日(その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)までの間に当該契約に基づき当該勤労者のために払込みが行われた信託金等(当該契約に基づき保険金受取人となつた勤労者に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づ

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(二) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

五八六

き共済金受取人となつた勤労者に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。)に係る給付金の全額が、一時金として支払われるべきこととされていること。

七 当該契約に基づく給付金の支払は、当該勤労者財産形成基金が他に勤労者財産形成基金契約を締結しており、又は締結することとなつた場合において、当該契約の相手方である信託会社等以外の信託会社等又は銀行等を第七条の第二十一項に規定する支払に関する事務を一括して行う者として指定したときは、その指定した者を通じて行うものであること。

八 その他政令で定める要件

8 この法律において「第二種勤労者財産形成基金契約」とは、勤労者財産形成基金が、その構成員である勤労者の財産形成に寄与するため、銀行、信用金庫、労働金庫、農業協同組合連合会(農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会をいう。)、漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会をいう。第七條の二十一第二項において同じ。)、その他の金融機関又は証券会社で、政令で定めるもの(以下「銀行等」という。))と締結した勤労者財産形成基金を預金者とする預貯金の預入又は国債その他の政令で定める有価証券(以下この条及び第七條

の二十第一項において「有価証券」という。))の取得者とする有価証券の購入に関する契約で、次の要件を満たすものとして労働大臣の承認を受けたものをいう。

一 当該契約に基づく預貯金の預入又は有価証券の購入に係る金銭(以下「預入金等」という。))の払込みは、当該勤労者財産形成基金がその全額について行うものであること。

二 当該契約に基づく預入金等(当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。))の払込みは、当該払込みを行う日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していた勤労者について行うものであり、かつ、当該勤労者一人当たり勤労者財産形成基金の一事業年度につき政令で定める額を超えない範囲内において当該勤労者財産形成基金の規約で定める金額により、毎事業年度、当該規約で定める時期に行うものであること。

三 当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して支払う第五号に規定する給付金に充てら

れる場合を除き、引き続き同一の銀行等において当該契約に基づく預入金等の払込みに充てることとされていること。

四 当該契約が有価証券の購入に関する契約である場合には、当該有価証券は、当該勤労者財産形成基金がその構成員である勤労者に対して次号に規定する給付金を支払うこととなるまでの間、当該契約の相手方である銀行等に、当該有価証券の保管の委託をすることとされていること。

五 当該契約に係る預貯金(利子を含む。))の払出し又は有価証券の譲渡若しくは償還に係る金銭(以下「払戻金等」という。))の支払については、当該契約(当該勤労者財産形成基金が他に第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約)に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等(当該契約に基づく預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。))の払込みが行われた日(当該勤労者に支払われる当該契約に係る払戻金等に係る金銭(以下この号において「給付金」という。))で最初に支払われるべきもの以外のもの(以下この号において「第二回目分以

後の給付金」という。))に充てらるべき支払については、政令で定める日。以下この号において「起算日」という。))から起算して七年を経過した日(その日前に当該勤労者について政令で定める理由(以下この号において「中途支払理由」という。))が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)において、起算日(第二回目分以後の給付金の場合にあつては、政令で定める日)から、当該七年を経過した日の前日の六月前日(その日前に当該勤労者について中途支払理由が生じた場合には、その中途支払理由が生じた日)までの間に当該契約に基づき当該勤労者について払込みが行われた金銭に係る払戻金等に係る金銭の全額が、勤労者財産形成基金によりその構成員である勤労者に対し一時金として支払われる給付金に充てらるべきこととされていること。

六 当該契約に係る払戻金等に係る金銭の支払は、当該勤労者財産形成基金から委託を受けて当該契約の相手方である銀行等(当該勤労者財産形成基金が当該契約の相手方である銀行等以外の信託会社等又は銀行等を第七條の二十一第一項の規定に基づき指定したときは、その指定した者が行うものであること。

七 その他政令で定める要件

4 勤労者財産形成基金が第一種勤労者財産形成基金契約及び第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合においては、第二項第六号中

「当該契約(当該勤労者財産形成基金が他に第一種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第一種勤労者財産形成基金契約)に基づきその構成員である勤労者のために最初に信託金等の払込みが行われた日」とあり、及び前項第五号中「当該契約(当該勤労者財産形成基金が他の第二種勤労者財産形成基金契約を締結している場合には、当該契約又はその第二種勤労者財産形成基金契約)に基づきその構成員である勤労者について最初に預入金等(当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。)の払込みが行われた日」とあるのは、「当該契約又は当該契約以外の勤労者財産形成基金契約に基づき、最初に、その構成員である勤労者のための信託金等の払込み又は当該勤労者について預入金等(当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。)の払込みが行われた日」とする。

(財産形成基金給付金)

第六条の四 この法律において「財産形成基金給

付金」とは、第一種財産形成基金給付金及び第二種財産形成基金給付金をいう。

2 この法律において「第一種財産形成基金給付金」とは、第一種勤労者財産形成基金契約に係る第六条の二第一項第六号に規定する給付金をいう。

3 この法律において「第二種財産形成基金給付金」とは、第二種勤労者財産形成基金契約に係る前条第三項第五号に規定する給付金をいう。

第七条の二第一項中「第六条の二に規定する信託会社、生命保険会社、農業協同組合連合会又は証券投資信託の委託会社のうち一の会社又は農業協同組合連合会」を「当該勤労者財産形成給付金契約の相手方である信託会社等のうちいずれか一の者」に改め、同条第二項中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改め、同条第三項中「第六条の二第二号」を「第六条の二第一項第二号」に、「同条第三号」を「同項第三号」に改める。

第七条の三「前二条に定めるもののほか、第六条の二」を「第六条の二第一項並びに第六条の三第二項及び第三項」に、「及び勤労者財産形成給付金契約」を「並びに勤労者財産形成給付金契約及び勤労者財産形成基金契約」に改め、同条の次に次の一節及び節名を加える。

第二節 勤労者財産形成基金

第一款 通則

(基金の目的)

第七条の四 勤労者財産形成基金(以下「基金」と

いう。)は、事業主が拠出した金銭について信託会社等又は銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その構成員である勤労者(以下「加入員」という。)に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすることにより、加入員の財産形成に寄与することを目的とする。

(組織)

第七条の五 基金は、事業主及びその雇用する勤労者をもつて組織する。

(法人格等)

第七条の六 基金は、法人とする。

2 基金は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いなければならない。

3 基金でない者は、その名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いてはならない。

4 民法明治二十九年法律第八十九号第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。

第二款 設立

(設立の原則)

第七条の七 基金は、一の事業主の全部又は一部の事業場(当該事業場の勤労者が勤労者財産形成給付金契約に基づき信託の受益者等とされている事業場を除く。以下同じ。)について設立することができる。

2 二以上の事業主が政令で定める関係にある場合には、基金は、前項の規定にかかわらず、当該二以上の事業主の全部又は一部の事業場につ

いて設立することができる。

(発起等)

第七条の八 基金を設立しようとする事業主(以下この款において「設立発起事業主」という。)は、その設立しようとする事業場について、その設立に関し、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者との書面による合意があつたときは、規約を作成し、当該合意に係る事業場の勤労者に対して、当該勤労者のうちから加入員となろうとする者を募集するものとする。

2 前項の合意に係る事業場の勤労者(第六条の二第一項第二号の政令で定める者を除く。)で、前項の規定による募集を開始した日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの(一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもののほか、規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を併せ有する者とする。)は、加入員となる旨の申出をすることができ

(設立の認可等)

第七条の九 設立発起事業主は、前条第二項の申出をした者の数が政令で定める数に達したときは、労働大臣に対し、規約その他労働省令で定める書面を提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 労働大臣は、前項の規定による認可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、設立の認可をしてはならない。 一 設立の手續及び規約の内容が法令の規定に適合していること。 二 規約に偽りの記載がないこと。 三 業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行することができること。 四 前号に定めるもののほか、業務の運営が健全に行われ、加入員の財産形成に寄与することが確実であること。	業主」という。)の氏名又は名称及び住所並びに基金に係る事業場(以下「設立事業場」という。)の名称及び所在地 四 代議員会に関する事項 五 役員に関する事項 六 加入員の加入及び脱退の手續等に関する事項 七 構成員事業主の提出に関する事項 八 勤労者財産形成基金契約に関する事項 九 第二種財産形成基金給付金の支払等に関する事項 十 財務に関する事項 十一 解散及び清算に関する事項 十二 規約の変更に関する事項 十三 公告の方法	り、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。 (代議員会) 第七条の十三 基金に、代議員会を置く。 2 代議員の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選し、他の半数は加入員のうちから構成員事業主が選定する。 3 代議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。 4 代議員会は、理事長が招集する。代議員の定数の三分の一以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して代議員会の招集を請求したときは、理事長は、その請求があつた日から二十日以内に代議員会を招集しなければならない。 5 代議員会に議長を置く。議長は、理事長をもつて充てる。 6 前各項に定めるもののほか、代議員会の招集、議事の手続その他代議員会に関し必要な事項は、政令で定める。 第七条の十四 この法律に特別の定めがあるもののほか、次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。 一 規約の変更 二 収支予算の決定又は変更 三 前二号に掲げるもののほか、規約で定める事項	2 理事長は、代議員会が成立しないとき、又は理事長において代議員会を招集する暇がないと認めるときは、代議員会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の代議員会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。 4 代議員会は、監事に対し、基金の業務に関する監査を求め、その結果の報告を請求することができる。 (役員) 第七条の十五 基金に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、偶数とし、その半数は加入員において互選した代議員において、他の半数は構成員事業主が選定した代議員において、それぞれ互選する。 3 理事のうち一人を理事長とし、理事が互選する。 4 監事は、代議員会において、学識経験を有する者、加入員において互選した代議員及び構成員事業主が選定した代議員のうちから、それぞれ一人を選挙する。 5 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
2 基金が成立したときは、理事長が選任されるまでの間、設立発起事業主(設立発起事業主が二以上あるときは、これらの者において互選された者)が、理事長の職務を行う。この場合において、当該設立発起事業主は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。 第三款 管理 (規約) 第七条の十一 基金は、規約で、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 名称 二 事務所の所在地 三 基金の構成員である事業主(以下「構成員事業主」という。)の氏名又は名称及び住所並びに基金に係る事業場(以下「設立事業場」という。)の名称及び所在地	2 基金が、加入員の資格を定めようとする場合には、その資格は、規約で定めなければならない。この場合において、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。 3 規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、労働大臣に届け出なければならない。 (公告) 第七条の十二 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。	2 基金が、加入員の資格を定めようとする場合には、その資格は、規約で定めなければならない。この場合において、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。 3 規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、労働大臣に届け出なければならない。 (公告) 第七条の十二 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。	2 基金が、加入員の資格を定めようとする場合には、その資格は、規約で定めなければならない。この場合において、その資格は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。 3 規約の変更(政令で定める事項に係るものを除く)は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 基金は、前項の政令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、労働大臣に届け出なければならない。 (公告) 第七条の十二 基金は、政令で定めるところにより、基金の名称、事務所の所在地、役員の氏名その他政令で定める事項を公告しなければならない。

7 監事は、理事又は基金の職員と兼ねることができない。

第七条の十六 理事長は、基金を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちからあらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

2 基金の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、学識経験を有する者のうちから選任された監事が基金を代表する。

第四款 加入及び脱退

(加入)

第七条の十七 第七条の八第二項の申出に基づき加入員となつた者のほか、設立事業場の勤労者(第六条の二第二項第二号の政令で定める者を除く)で、次項の規定による加入日以前一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有しているもの(一年間を通じて勤労者財産形成貯蓄を有していることとは、規約により加入員の資格を定めているときは、当該資格を併せ有する者とする。)は、当該基金の加入員となることができる。

2 基金は、規約において一定の日を加入日とし

て定めるものとし、前項に規定する要件を満たす勤労者は、当該加入日まで加入員となる旨の申出をすることにより、当該加入日において当該基金の加入員となるものとする。

(脱退等)

第七条の十八 加入員は、いつでも、当該基金に對し脱退の申出をすることができる。

2 加入員は、次に掲げる場合のいずれかに該当するに至つた日の翌日において、当該基金の加入員でなくなるものとする。

- 一 前項の脱退の申出をしたとき。
- 二 死亡したとき。

三 設立事業場の勤労者でなくなつたとき(引き続き当該基金の構成員事業主の他の設立事業場の勤労者となつたときを除く)。

四 規約により定められている資格を喪失したとき。

五 第六条の二第二項第二号の政令で定める者に該当することとなつたときその他政令で定める理由に該当することとなつたとき。

第五款 業務

(基金の行ふ業務)

第七条の十九 基金は、第七条の四の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 勤労者財産形成基金契約の締結を行うこと。

二 第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等(当該第一種勤労者財産形成基金契約

が生命保険に関する契約又は生命共済に関する契約である場合には、当該契約に基づき保険金受取人となつた加入員に係る生命保険の剰余金に係る保険料又は当該契約に基づき共済金受取人となつた加入員に係る生命共済の割戻金に係る共済掛金を含む。)の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等の払込みを行うこと。

三 加入員に対して第二種財産形成基金給付金の支払を行うこと。

(拠出)

第七条の二十 基金が第一種勤労者財産形成基金契約に基づく信託金等の払込み及び第二種勤労者財産形成基金契約に基づく預入金等(当該契約に基づき預入された預貯金若しくは購入された有価証券又はこれに係る利子若しくは収益の分配に係る金銭により引き続き同一の銀行等において預貯金の預入又は有価証券の購入が行われる場合における当該預入又は購入に係る金銭を除く。)の払込みに充てるために必要な金銭は、毎事業年度、その構成員事業主がその全額を拠出するものとする。

2 前項の規定により構成員事業主が拠出した金銭は、返還を受けることができない。

(財産形成基金給付金の一括支払機関の指定等)

第七条の二十一 基金が同一の加入員に関し二以上の勤労者財産形成基金契約を締結する場合に

は、基金は、当該勤労者財産形成基金契約の相手方である信託会社等又は銀行等のうちいずれかの者を、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行う者として指定しなければならない。

2 農業協同組合法第十条第二項第二号の事業又は同項第八号の事業のうち生命共済の事業を行う農業協同組合連合会は同条の規定にかかわらず、漁業協同組合連合会は水産業協同組合法第八十七条の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定による指定を受けて、財産形成基金給付金の支払に関する事務を一括して行うことができる。

3 第六条の三第二項第三号及び同条第三項第二号の規約で定める金額は、特定の者について不当に差別的なものであつてはならない。

4 基金は、加入員に係る第二種財産形成基金給付金について、政令で定めるところにより、その支払の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(事務費)

第七条の二十二 基金の業務の執行に要する費用は、その構成員事業主がその全額を負担するものとする。

(事業年度)

第七条の二十三 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 基金の最初の事業年度は、前項の規定にかかわらず、その成立の日始まり、その日の属する年の翌年の三月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間に成立した基金については、その年の三月三十一日)に終わるものとする。

第六款 合併等

(合併)

第七条の二十四 二以上の基金は、その構成員事業主が同一である場合又はそれぞれの構成員事業主が第七条の七第二項の政令で定める関係にある場合には、合併することができる。

2 基金が合併しようとするときは、代議員会において代議員の定数の四分の三以上の多数により議決し、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 合併によつて基金を設立するには、各基金のそれぞれの代議員会において役員又は代議員のうちから選任された設立委員が、共同して、規約を作成し、その他設立に必要な行為をするともに、互選により設立委員のうち一人を、設立後に理事長が選任されるまでの間、理事長の職務を行うべき者として選任しなければならない。

4 前項の規定により選任された者は、この法律の規定の適用については、理事長とみなす。

5 合併により設立された基金又は合併後存続する基金は、合併により消滅した基金の権利義務を承継する。

(設立事業場の増加)

第七条の二十五 基金は、次の各号に掲げる事業場(他の基金の設立事業場であるものを除く。)について、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、当該事業場の勤労者の過半数で組織する労働組合がないときはその勤労者の過半数を代表する者の同意を得、かつ、当該各号に規定する事業主の同意を得て、当該事業場をその設立事業場とすることができる。

一 構成員事業主の事業場で、当該基金の設立事業場でないもの

二 構成員事業主と第七条の七第二項の政令で定める関係にある事業主で、当該基金の構成員事業主でないものの事業場

2 前項の規定により、同項第二号に掲げる事業場が設立事業場となつた場合には、当該事業主は、当該基金の構成員事業主となるものとする。

第七款 解散及び清算

(解散)

第七条の二十六 基金は、次に掲げる理由によつて解散する。

一 代議員会における代議員の定数の四分の三以上の多数による議決

二 業務の継続の不能

三 合併

四 加入員の数が政令で定める数未満となつた

こと。

五 設立の認可の取消し

2 基金は、前項第一号又は第二号に掲げる理由により解散しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(清算)

第七条の二十七 清算人は、前条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五号に掲げる理由による解散の場合には労働大臣が選任する。

(民法等の準用)

第七条の二十八 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三條並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、第三十六条、第三十七条ノ二、第三十五條、第三十七條及び第三項、第三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條の規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第七條の二十七」と読み替へるものとする。

第八款 雑則

(報告等)

第七條の二十九 基金は、労働省令で定めるとこ

るにより、その業務についての報告書を労働大臣に提出しなければならない。

2 労働大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又は当該職員に、基金の事務所に立ち入つて関係者に対して質問し、若しくは帳簿書類の検査をさせることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(監督)

第七條の三十 労働大臣は、前条第二項の規定により、報告を求め、又は質問し、若しくは検査をした場合において、基金の事業の管理若しくは業務の執行が法令、規約若しくは労働大臣の処分違反していると認めるとき、基金の事業の管理若しくは業務の執行が著しく適正でないとき、又は基金の役員がその事業の管理若しくは業務の執行を明らかに怠つておりと認めるときは、期間を定めて、基金又はその役員に対し、その違反の是正又は改善のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 労働大臣は、基金の事業の健全な運営を確保

するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該基金に対し、その規約の変更を命ずることができる。

3 基金が前二項の規定による命令に違反したとき、又はその事業の継続が困難であると認めるときは、労働大臣は、当該基金の設立の認可を取り消すことができる。

4 労働大臣は、前項の規定による処分をするときは、当該基金に対して弁明の機会を与えなければならぬ。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明をすべき日時及び場所並びに当該処分をすべき理由を通知しなければならぬ。

(政令への委任)

第七条の三十一 この節に規定するもののほか、基金の設立及び解散その他基金に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産形成についての国の助成等

第八条の二の見出しを「勤労者財産形成助成金等」に改め、同条中「勤労者財産形成給付金契約に基づく提出をする中小企業の事業主（その常時雇用する勤労者の数が政令で定める数以下である事業主をいう。）に対し、政令で定めるところにより、助成金を支給する業務」を「次の業務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 勤労者財産形成給付金契約に基づく拠出を

する中小企業の事業主（その常時雇用する勤
 労者の数が政令で定める数以下である事業主
 をいう。以下この号において同じ。）又は勤労

者財産形成基金契約に基づき基金が行う第七
条の十九第二号に規定する払込みに充てると
るに必要な金銭の提出をする中小企業の事業
主に對し、政令で定めるところにより、助成
金を支給すること。

二 基金に対し、政令で定めるところにより
奨励金を支給すること。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 勤労者の持家建設の推進等に関する措置

項各号列

第九條第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「又は事業主」を「事業主」に、「に對し」を「又は勤勞者（公務員等を除く。次号を除き、以下次條第一項までにおいて同じ。）の持家としての住宅を建設し、かつ、分譲する業務を行う福利厚生會社に對し」に、「締結し、又は締結していた者を締結している者又は当該契約を締結していた者」に改め、「及び次号」を削り、「勤勞者に」の下に「福利厚生會社にあつては当該福利厚生會社に出資する事業主の雇用する勤勞者に」を加え、「（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことのないものの購入を含む。以下同じ。）を」又は購入に、「資金を含む。以下同じ」を「資金を含む」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第二号中「勤勞者」の下に「勤

勞者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるものに限る。」を、「資金」の下に「(当該住宅の用に供する

宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同項第三号中「又は事業主団体」を「、事業主団体又は勤労者の持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けの業務を行う福利厚生会社」に改め、「事業主の雇用する勤労者に」の下に「福利厚生会社にあつては当該福利厚生会社に出資す

を」を加え、「又は資金の貸付け」を「又は当該資金の貸付け」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項及び第十六条第五項の福利厚生会社とは、事業主が専らその雇用する勤労者の福祉を増進するため、その持家としての住宅を建設させ、かつ、分譲させる目的又はその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金の貸付けをさせる目的で出資する法人であつて、労働省令で定めるものをいう。

る事業主の雇用する勤労者に」を加え、「建設のための資金」を「建設若しくは購入のための資金（当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。）又はその持家である住宅の改良のための資金（以下「住宅資金」と総称する。）に、「勤労者財産形成貯蓄契約に基づく預入等に係る預貯金等の額の二倍」を「勤労者財産形成貯蓄の額の三倍」に、「次条及び第十五条」を「次条第一項及び第十五条第三項」に改め、同条第二項中「行なわれない」を「行わない」に改め、同項第一号中「行なわれない」を「行わない」に改め、同項第二号中「その構成員である」を「その構成員である事業主、その者が福利厚生会社である場合には当該福利厚生会社に出資する」に、「政令」を「政令」に、「行なっている」を「行っている」に改め、同項第二号中「その者が」を「福利厚生会社を除くものとし、その者が」に改め、「雇用する事業主」の下に「とする。」を、「行う資金の貸付け」の下に「（持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く。）」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「同条」を「同

条第四項に、「第二十條」を「第二十條第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住宅金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の行う前項本文の住宅資金の貸付け(持家である住宅の改良のための資金の貸付けを除く)は、当該貸付けを受ける者に対し、事業主又は事業主団体が前条第二項第二号の措置(事業団の行う同条第一項第三号の貸付けに係る措置に限る)に準ずる措置を講ずる場合に限り行うものとする。

第十條の次に次の二條を加える。

(事業主の協力等)

第十條の二 事業主は、勤労者の持家の取得又は改良を効果的に推進するため、互いに協力するように努めるものとする。

2 前項の場合において、国及び地方公共団体は、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を与えるものとする。

(事業団の行う進学融資)

第十條の三 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二及び第九條に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、政令で定めるところにより、それぞれ当該各号に掲げる資金を貸し付ける業務を行うことができる。

一 事業主又は事業主団体で、事業主にあつてはその雇用する勤労者(公務員等を除くもの)とし、勤労者財産形成貯蓄を有している者に

限る。以下この号において同じ。)に、事業主

団体にあつてはその構成員である事業主の雇用する勤労者に自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金(以下「進学資金」という。)の貸付けを行うもの。進学資金の貸付けのための資金

二 勤労者(勤労者財産形成貯蓄を有している者に限る。) 進学資金

第十一條中「第九條第一項の貸付け」の下に「若しくは前条の貸付け」を加え、「前条第一項本文」を「第十條第一項本文」に改め、「建設」の下に「若しくは購入を加え、又は第三項を、第三項又は第四項」に改める。

第十三條を次のように改める。

(特別の法人の借入金に関する特例)

第十三條 特別の法律に基づいて設立された法人で、その設立について定める特別の法律の借入金に関する規定により事業団の行う第九條第一項第一号若しくは第三号又は第十條の三第一号の貸付けを受けることができないもの(当該法人を監督する行政庁の認可又は承認(これらに類する処分を含む。)を受けなければ当該貸付けを受けることができない法人を含む。)は、当該特別の法律の規定にかかわらず、事業団の行う当該貸付けを受けることができる。

2 公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第五条第二項の規定は、同法第一条に規定する公庫が前項の規定により受けることができる貸付けに係る借入金については、適用しない。

第十五條第二項中「国家公務員、地方公務員又は公共企業体の職員(勤労者財産形成貯蓄契約を締結し、又は締結していた者で、政令で定めるものに限る。以下この条において「公務員等」という。)」を「公務員等」に、「及び分譲を」又は購入及び当該住宅の分譲(第一号において「住宅の分譲等」という。))に、「その持家としての住宅の建設のための資金」を「住宅資金」に、「その他を、公務員等に進学資金を貸し付ける業務その他に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、これらの業務の対象となる公務員等は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

一 住宅の分譲等の業務 勤労者財産形成貯蓄契約を締結している者又は当該契約を締結していた者で、政令で定めるもの

二 住宅資金の貸付けの業務 第九條第一項第三号の政令で定める要件を満たす者

三 進学資金の貸付けの業務 勤労者財産形成貯蓄を有している者

第十五條第三項中「貸付け」を「住宅資金の貸付け」に改め、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業団、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫並びに共済組合等が住宅の建設若しくは購入又は貸付けに関する業務を行う場合には、組合職員等(国家公務員共済組合法第二百二十五條に規定する組合職員及び同法第二百二十六條第一項に規定する連合会役員、地方公務員等共済組合法第四百一十一條第一項に規定する組合役員及び同条第二項に規定する連合会役員並びに同法第四百九十五條第一項に規定する団体職員並びに公共企業体職員等共済組合法第十三條に規定する役員以外に使用される者で運営規則の定めるものをいう。)を公務員等とみなして、第九條、第十條、第十條の三及び前二項の規定を適用する。

5 地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合については、これを共済組合等とみなして、第十一條及び第十二條並びに前三項の規定を適用する。

第十六條第三項中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、「第六條の二」を「第六條の二第一項並びに第六條の三第二項及び第三項」に、「同条」を「これらの規定」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 加入員が船員のみである基金については、第二章第二節中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」とし、加

入員が船員及び船員以外の勤労者である基金については、同箇中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣及び労働大臣」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令・労働省令」とする。

5 船員に対してのみその業務を行う福利厚生会社については、第九條第三項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」とし、船員及び船員以外の勤労者に対してその業務を行う福利厚生会社については、同項中「労働省令」とあるのは「運輸省令・労働省令」とする。

第十八條第一項から第四項までの規定中「助成金業務」を「助成金等業務」に改め、同条第五項中「第九條第一項」を「第九條第一項の業務について、前各項の規定並びに同法第十九條の二及び第三十七條第一項（同法第十九條の二第一項に係る部分に限る。）の規定は第十條の三に改める。

第四章の次に次の一章を加える。

第五章 罰則

第二十條 第七條の二十九第二項の規定による報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は同項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十萬元以下の罰金に処する。

2 基金の代表者又は基金の代理人、使用人その他の従業者が、その基金の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その基金に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二十一條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、十萬元以下の過料に処する。

一 この法律の規定により基金が行うものとした業務以外の業務を行つたとき。

二 第七條の十一第四項の規定に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

三 第七條の十二の規定に違反して、公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

四 第七條の二十四第二項の規定に違反して基金の合併をしたとき。

五 第七條の二十八において準用する民法第七十九條第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。

六 第七條の二十八において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

七 第七條の二十九第一項の規定に違反して、報告書を提出せず、又は偽りの報告書を出したとき。

八 第七條の三十第一項の規定による命令に違反したとき。

第二十二條 第七條の六第三項の規定に違反した者（法人その他の団体であるときは、その代表者）は、五萬元以下の過料に処する。

附則第二條を次のように改める。

（勤労者財産形成持家融資等に係る暫定措置）

第二條 地方公務員が事業団から第九條第一項

二号の規定により貸付けを受けた資金で日本勤労者住宅協会の建設した住宅の分譲を受ける場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体は、当分の間、当該貸付けに関し必要な措置を講ずることができる。

2 事業団は、雇用促進事業団法第十九條並びに第八條の二、第九條及び第十條の三に規定する業務のほか、当分の間、共済組合等（地方公務員等共済組合法第七十四條第一項に規定する地方団体関係団体職員共済組合を含む。以下同じ。）から第十二條の規定により資金を調達することが困難である旨の申出があつたときは、当該共済組合等に対し、第十五條第二項の住宅の建設又は購入及び貸付けに必要な資金を貸し付ける業務を行うことができる。

3 事業団が前項に規定する資金を貸し付ける業務を行う場合には、その業務を第十八條第一項に規定する助成金等業務とみなして、同条第一項から第四項までの規定を適用する。

附則第三條から第九條までを削る。

附 則

（施行期日）

第一條 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二條の改正規定、第三條の改正規定、第四條の改正規定、第九條の改正規定、第十條の改正規定、第十條の次に二條を加える改正

規定（第十條の二に係る部分に限る。）、第十

一條の改正規定、第十三條の改正規定、第十

五條の改正規定（進学資金を貸し付ける業務に係る部分を除く。）、第十六條第三項の次に

二項を加える改正規定（同条第五項に係る部分に限る。）、及び附則第二條の改正規定並びに附則第三條から第七條までの規定、附則第八條から第十條までの規定（進学資金を貸し付ける事業に係る部分を除く。）、附則第十三條中租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十

六號）第二十九條第四項の改正規定及び附則第十四條第一項の規定 公布の日

二 第八條の二の改正規定（勤労者財産形成基金契約に基づき勤労者財産形成基金が行う払込みに充てるために必要な金銭の拠出をする中小企業の事業主に対し助成金を支給する部分に限る。）昭和五十四年四月一日

（名称の使用制限に関する経過措置）

第二條 この法律の施行の際現にその名称中に勤労者財産形成基金という文字を用いている者については、改正後の勤労者財産形成促進法（以下「新法」という。）第七條の六第三項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（基金の設立準備行為）

第三條 事業主は、昭和五十三年十月一日前においても、規約の作成、設立の認可の申請その他勤労者財産形成基金の設立に必要な行為をすることが出来る。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

(勤労者財産形成持家融資に係る経過措置)

第四条 雇用促進事業団が行う新法第九条第一項第三号の貸付け、住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う新法第十条第一項の貸付け並びに新法第十五条第二項に規定する共済組合等が行う同項の貸付けに係る貸付金額の限度に関しては、新法の規定は、雇用促進事業団、住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫又は同項に規定する共済組合等(以下「事業団等」という。)が新法第九条第一項第三号の改正規定の施行の日以後に受理する貸付けの申込みから適用し、事業団等が同日前に受理した貸付けの申込みについては、なお従前の例による。

(住宅金融公庫法の一部改正)

第五条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項中「勤労者に対する」を「勤労者又は同項に規定する公務員等に対する」に改める。

第二十七条の二第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第三項中「借入金」を「長期借入金」に改め、同条に次の二項を加える。

4 公庫は、次条第一項の規定により住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)を発行して資金の調達をしようとする場合において、その発行までの間の資金繰り上必要があるときは、当該財形住宅債券の引受契約が成立し、又はその引受契約の成立の見込みが確実である場合に限り、かつ、発行しようとする当該財形住宅債券の金額の限度内において、当該財形住宅債券の発行により調達する資金の前借りとして、主務大臣の認可を受けて、市中銀行その他民間から短期借入金をする事ができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金に係る財形住宅債券の発行があつたときは、その発行により調達した資金をもつて直ちに償還しなければならない。

第二十七条の三第一項中「住宅金融公庫財形住宅債券(以下「財形住宅債券」という。)」を「財形住宅債券」に改める。

(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)

第六条 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「民間からの借入金」を「民間からの長期借入金」に改め、同項第三号中「前各号」を「前二号」に、「の外」を「のほか」に改める。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第七条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四号中「交付金」の下に「雇用促進事業団への交付金」を加える。

第八条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の三第一項を次のように改める。

組合及び連合会は、この法律に定める短期貸付及び長期貸付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 国家公務員(組合職員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 国家公務員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、国家公務員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第十四条の三第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第十条(同条第二項の規定を第三十五条第五項において準用する場合を含む。)及び第三十五条第四項の規定は、第一項の規定により行う事業については、適用しない。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第九条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条の三第一項を次のように改める。

組合(連合会を含む。第三項において同じ。)又は団体共済組合は、この法律に定める短期貸付及び長期貸付の事業並びに福祉事業のほか、当分の間、これらの事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 地方公務員(組合役員及び連合会役員を含む。次号及び第三号において同じ。)又は団体職員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二

項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 地方公務員又は団体職員で勤労者財産形成促進法第十五条第二号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、地方公務員又は団体職員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

附則第四十条の三第二項中「第十四条の三」を「第十四条の三(第一項第四号を除く。)」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第八条、第十条、第三十二条及び第百八十八

条の規定は、第一項の規定により行ふ事業については、適用しない。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第十条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十六条の二第一項を次のように改める。

組合は、この法律に定める短期給付、長期給付及び福祉事業のほか、当分の間、これらの給付及び事業に支障を及ぼさない範囲内において、政令で定めるところにより、次に掲げる事業を行うことができる。

一 組合員で勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第十五条第二項第一号に掲げる者に該当するものにその持家として分譲する住宅の建設又は購入及び当該住宅の分譲の事業

二 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第二号に掲げる者に該当するものにその持家としての住宅の建設若しくは購入のための資金(当該住宅の用に供する宅地又はこれに係る借地権の取得のための資金を含む。)又はその持家である住宅の改良のための資金を貸し付ける事業

三 組合員で勤労者財産形成促進法第十五条第二項第三号に掲げる者に該当するものに自己又はその親族の進学(学校教育法(昭和

二十二年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準ずる教育施設として政令で定めるものに進学することをいう。)のために必要な資金を貸し付ける事業

四 前三号に掲げる事業のほか、組合員の福祉の増進に資する事業として政令で定める事業

(所得税法の一部改正)

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に改める。

第百七十六条第一項第二号中「若しくは勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に改める。

第二百二十七条中「及び勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約及び勤労者財産形成基金給付契約に改める。

別表第一第一号の表中金属鉱業事業団の項の次に次のように加える。

勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)

(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第十二条第一項及び第二項中「若しくは勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約に改める。

第八十四条第一項中「又は勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に、「又は生命共済」を「生命共済、預貯金の受入れ又は有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の保管の受託」に、「行なう」を「行う」に改める。

第八十四条第二項中「又は勤労者財産形成給付契約を」と、勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に、「行なう」を「行う」に、「各勤労者財産形成給付契約につき、当該」を「各勤労者財産形成給付契約又は各勤労者財産形成基金給付契約につき、これらの」に、「勤労者財産形成給付契約に係る生命共済」を「勤労者財産形成給付契約又は勤労者財産形成基金給付契約に係る生命共済」に改め、同項に次の二号を加える。

四 勤労者財産形成基金給付契約に係る預貯金の受入れの業務を行う内国法人 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る預貯金の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

五 勤労者財産形成基金給付契約に係る有価証券の購入及び当該購入に係る有価証券の

保管の受託の業務を行う内国法人 各勤労者財産形成基金給付契約につき、当該契約に係る有価証券の価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

第八十四条第三項中「第百三十条第三項」を「第百三十条第四項」に、「第百五十九条第三項」を「第百五十九条第四項」に、「第六条の二(勤労者財産形成給付金契約)」を「第六条の二第一項(勤労者財産形成給付金契約等)」に改め、「含む」の下に、「以下この項において同じ」を加え、「同条」を「同項」に、「信託の契約をいう」を「信託の契約をいい、前二項に規定する勤労者財産形成基金給付契約とは、同法第六条の三第二項(勤労者財産形成基金契約)に規定する信託、生命保険若しくは生命共済の契約若しくは同項に規定する証券投資信託の設定の委任に関する契約に基づき締結された信託の契約又は同条第三項に規定する預貯金の預入若しくは有価証券の購入に関する契約をいう」に改める。

勤労者財産形成基金
勤労者財産形成促進法

(租税特別措置法の一部改正)

第十三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第二十九条第四項中「同法第十条第一項」を「同法第十条第二項」に改める。

第二十九条の二の見出し中「財産形成給付金」

を「財産形成給付金等」に改め、同条中「同法第六条の二」を「同法第六条の二第一項」に改め、「勤労者財産形成給付金契約」の下に「又は同法

第六条の三第二項に規定する第一種勤労者財産形成基金契約若しくは同条第三項に規定する第二種勤労者財産形成基金契約」を加え、「同条第六号に規定する信託交付金、保険金、共済金又は投資信託解約金等」を「同法第六条の二第二項に規定する財産形成給付金又は同法第六条の四

第二項に規定する第一種財産形成基金給付金若しくは同条第三項に規定する第二種財産形成基金給付金」に、「財産形成給付金」を「財産形成給付金等」に、「同号」を「同法第六条の二第二項第六号又は同法第六条の三第二項第六号若しくは同条第三項第五号」に、「財産形成給付金の額」を「財産形成給付金等の額」に、「所得税法

第二十八条第一項」を「同法第六条の二第一項に規定する信託会社等又は同法第六条の三第二項に規定する銀行等がそれぞれ支払をする所得税法第二十八条第一項」に、「一時所得」を「これらの者がそれぞれ支払をする一時所得」に改める。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条第四項の規定は、同項に規定する給与所得者等が附則第一条第一号に掲げる日以後に講ぜられる新法第十条第二項に規定する

準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額について適用し、当該給与所得者等が同日前に講ぜられた改正前の勤労者財産形成促進法第十条第一項に規定する準ずる措置により受ける経済的利益又は当該措置により支払を受ける金額については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の租税特別措置法第二十九条の二(同条に規定する財産形成給付金に係る部分に限る。)の規定は、同条に規定する勤労者がこの法律の施行の日以後に支払を受ける当該財産形成給付金について適用し、当該勤労者が同日前に支払を受けた改正前の租税特別措置法第二十九条の二に規定する財産形成給付金については、なお従前の例による。

(国税徴収法の一部改正)

第十五条 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項中「退職年金積立金」を「退職年金等積立金」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十六条 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の三第一項ただし書及び第七十二条の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに国際交流基金」を「国際交流基金並びに勤労者財産形成基金」に改める。

第二百九十四条の三第一項ただし書中「若しくは勤労者財産形成給付契約」を「勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第十七条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の三の二中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、「行ふこと」を「行い、並びに加入員が船員である勤労者財産形成基金の設立の認可等を行うこと」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十八条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十二号の六中「勤労者財産形成給付金契約」の下に「及び勤労者財産形成基金契約」を加え、同条第三十二号の十二を第三十二号の十三とし、第三十二号の七から第三十二号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の六の次に次の一号を加える。

三十二の七 勤労者財産形成促進法に基づいて、勤労者財産形成基金に対し、認可その他監督を行うこと。

第八条第一項第八号中「労働災害防止協会」

の下に、「勤労者財産形成基金」を加え、同条第三項中「同項第八号に掲げる事務のうち」の下に「勤労者財産形成基金」を加える。

理 由

勤労者の財産形成の一層の促進を図るため、事業主の提出による勤労者の財産形成を援助するための勤労者財産形成基金制度及びこれに関する国の援助措置を創設するとともに、勤労者財産形成持家融資制度を拡充するほか、雇用促進事業団の業務に進学融資の業務を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、勤労者の財産形成を一層促進するため、勤労者財産形成基金制度の創設、勤労者財産形成持家融資制度の拡充及び進学融資制度の創設等について必要な措置を講じようとするもので、その要旨は、次のとおりである。

(一) 勤労者財産形成基金制度の創設

1 事業主は、労働組合等との合意に基づき、勤労者財産形成貯蓄を行つてゐる勤労者を加入員として、労使をもつて組織する勤労者財産形成基金(法人)を設立することができること。

2 勤労者財産形成基金は、事業主が提出し

た金銭について信託会社等又は銀行等と勤労者財産形成基金契約を締結し、その加入員である勤労者に対して財産形成基金給付金が支払われるようにすること。

3 勤労者が一時金として財産形成基金給付金の支払を受けた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、課税について特別の措置を講ずること。

4 雇用促進事業団は、勤労者財産形成基金契約に基づき金銭の拠出をする中小企業の実業主に対し、一定の助成金を支給するとともに、勤労者財産形成基金に対し一定の奨励金を支給すること。

(二) 勤労者財産形成持家融資制度の拡充

1 融資対象資金(中古住宅の購入及び住宅の改良のための資金を加えること)。

2 勤労者財産形成持家個人融資の貸付限度額を現行の財産形成貯蓄額の二倍に相当する額から、三倍に相当する額に引き上げること。

3 雇用促進事業団は、日本勤労者住宅協会に対し、公務員等の持家として分譲する住宅の建設のための資金の貸付けを行うこととし、また、資金を調達することが、困難である共済組合等に対し、必要な資金の貸付けを行うことができること。

4 住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫は、共済組合等から勤労者財産形成持家個

人融資に係る資金の貸付けを受けることができるが、できない公務員等に対し、当該資金の貸付けを行うこと。

(三) 進学融資制度の創設

雇用促進事業団は、勤労者財産形成貯蓄を行つてゐる勤労者又はその子弟等の進学に要する資金の貸付けを行うこと。

四 その他

1 この法律は、一部の規定を除き、昭和五十二年十月一日から施行すること。

2 所得税法、法人税法、租税特別措置法等関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

勤労者の財産形成の一層の促進を図るため、事業主の提出による勤労者の財産形成を援助するための勤労者財産形成基金制度及びこれに関する国の援助措置を創設するとともに、勤労者財産形成持家融資制度を拡充するほか、雇用促進事業団の業務に進学融資の業務を加えることは、時宜に適應するものと認め、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度労働保険特別会計(労働省所管)の労災勘定及び雇用勘定にそれぞれ四千五百四十八万円並びに昭和五十三年度一般会計予算(労働省所管)に四十三万円、合計九千九百三

十九万円が計上されている。右報告する。

昭和五十三年三月二十八日

社会労働委員長 木野 晴夫

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるよう配慮すべきである。

一 勤労者財産形成促進制度全般について、諸外国の勤労者財産形成促進法等を参考にして、今後更に改善に努めること。

一 物価政策及び土地対策の一層の充実を図り、もつて勤労者の財産形成の基盤的条件を整備すること。

一 勤労者の財産形成促進に必要な税制、財政面からの優遇措置のあり方について検討を続けること。

一 勤労者財産形成給付金、勤労者財産形成基金への拠出金は、全額事業主負担であることから、当該事業場のなるべく多くの勤労者が給付金の支給を受けられるよう制度の改善について検討すること。

一 勤労者財産形成貯蓄の伸びが著しい一方、これを原資とする還元融資が伸び悩んでいる状況にかんがみ、還元融資の一層の内容の改善に努めるとともにその普及促進を図ること。

昭和五十三年三月二十八日 衆議院會議録第十六号(一) 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案及び同報告書

- 一 勤労者財産形成融資に当たっては、公正に使用されるよう勤労者財産形成促進制度の趣旨に沿つて監督官庁の指導を強化すること。
- 一 勤労者の住宅取得を計画的に促進するため、諸制度の整合を図る等の積極的な施策を推進すること。
- 一 勤労者財産形成促進制度における各種制度が広く活用されるようこれが周知に努めるとともに、手続の簡素化等を図ること。
- 一 勤労者財産形成基金制度の効果が実質的に中小零細企業の勤労者の持家促進等に及ぶ方途を検討し、財産形成促進のための施策がこれらの勤労者にとつて一層機能するための措置を講ずること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)